

令和4年第434回定例会

矢吹町議会会議録

令和4年9月9日 開会

令和4年9月20日 閉会

矢吹町議会

令和4年第434回矢吹町議会定例会会議録目次

第 1 号 (9月9日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸報告	4
監査報告	4
組合議会報告	6
議員派遣報告	6
町政報告	6
報告第6号の上程、説明、質疑	11
報告第7号の上程、説明、質疑	11
議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決	12
議案の上程、説明(議案第29号～議案第31号、議案第33号、議案第34号、認定第1号～認定第8号)	13
散会の宣告	18

第 2 号 (9月12日)

議事日程	19
本日の会議に付した事件	19
出席議員	19
欠席議員	19
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	19
職務のため出席した者の職氏名	20
開議の宣告	21
一般質問	21
堀井成人君	21

関根貴将君	25
高久美秋君	35
藤井源喜君	51
会議時間の延長	62
富永創造君	62
三村正一君	76
散会の宣告	93

第 3 号 (9月13日)

議事日程	95
本日の会議に付した事件	95
出席議員	95
欠席議員	95
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	95
職務のため出席した者の職氏名	96
開議の宣告	97
一般質問	97
安井敬博君	97
青山英樹君	115
総括質疑	129
議案・陳情の付託	130
散会の宣告	130

第 4 号 (9月20日)

議事日程	131
本日の会議に付した事件	131
出席議員	131
欠席議員	131
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	131
職務のため出席した者の職氏名	132
開議の宣告	133
議事日程の報告	133
議案第29号、第33号の委員長報告、質疑、討論、採決	133
議案第30号、第31号、陳情第8号の委員長報告、質疑、討論、採決	134
認定第1号の委員長報告、質疑、討論、採決	136

議案第34号、認定第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号の委員長報告、	
質疑、討論、採決	137
動議の提出	140
日程の追加	141
道の駅事業及び新町西道路整備等調査特別委員会の調査に期限をつける動議の上程、説明、質	
疑、採決	141
閉会の宣告	147
署名議員	149

令和 4 年 9 月 9 日（金曜日）

（第 1 号）

令和4年第434回矢吹町議会定例会

議事日程(第1号)

令和4年9月9日(金曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸報告
日程第 4 町政報告
日程第 5 報告第 6号 専決処分の報告について(専決第11号 損害賠償の額を定めることについて)
日程第 6 報告第 7号 専決処分の報告について(専決第12号 損害賠償の額を定めることについて)
日程第 7 議案第32号 善郷小学校児童クラブ新築工事請負契約の締結について
質疑・討論・採決
日程第 8 議案の上程
議案第29号・第30号・第31号・第33号・第34号
認定第1号・第2号・第3号・第4号・第5号・第6号・第7号・第8号
(町長提案理由説明のみ)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	芳 賀 慎 也 君	2番	関 根 貴 将 君
3番	高 久 美 秋 君	4番	藤 井 源 喜 君
5番	堀 井 成 人 君	6番	鈴 木 浩 一 君
7番	三 村 正 一 君	8番	安 井 敬 博 君
9番	加 藤 宏 樹 君	10番	鈴 木 隆 司 君
11番	青 山 英 樹 君	12番	熊 田 宏 君
13番	富 永 創 造 君	14番	角 田 秀 明 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 蛭 田 泰 昭 君 副 町 長 小 松 健 太 郎 君

教 育 長	大 杉 和 規 君	代表監査委員	佐 藤 昇 一 君
企画総務課長	佐 藤 豊 君	危機管理監兼 企画・デジタル推進室担当	阿 部 正 人 君
まちづくり 推 進 課 長	山 野 辺 幸 徳 君	会計管理者兼 総合窓口課長	佐 藤 浩 彦 君
税 務 課 長	小 磯 剛 君	保健福祉課長	正 木 孝 也 君
農業振興課長 兼農業委員会 事 務 局 長	鈴 木 辰 美 君	商工推進課長	柏 村 秀 一 君
都市整備課長	福 田 和 也 君	上下水道課長	有 松 泰 史 君
教育次長兼 教育振興課長	国 井 淳 一 君	子育て支援 課 長	小 椋 勲 君

職務のため出席した者の職氏名

副 局 長 神 山 義 久

◎開会の宣告

○議長（角田秀明君） 皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより第434回矢吹町議会定例会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（角田秀明君） これより会議を開きます。

それでは、これより日程に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（角田秀明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

7番 三村正一君

8番 安井敬博君

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（角田秀明君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期及び議事日程につきましては、議会運営委員会において審議をされておりますので、その結果について報告を求めます。

議会運営委員会委員長、7番、三村正一君。

〔7番 三村正一君登壇〕

○7番（三村正一君） 議場の皆さん、おはようございます。

第434回矢吹町議会定例会が本日9月9日に招集されましたので、それに先立ちまして、9月7日午前10時から議会運営委員会を開き、今定例会の運営について協議いたしました。

協議に入る前に、町長から提出予定の議案につきまして企画総務課長から説明を求め、さらに、議長から提出のありました日程案については議会事務局長から説明を求め、協議いたしました。その結果、会期を本日9月9日から9月20日までの12日間とし、会期日程についてはお手元に配付の日程表のとおり協議が成立いたしました。

なお、会期中に追加議案等があれば、その時点において議会運営委員会を開催し、その対応について協議をすることといたしますので、議員各位のご協力をお願いいたします。

以上で、議会運営委員会からの報告といたします。

○議長（角田秀明君） お諮りいたします。ただいま議会運営委員会委員長報告のとおり、今定例会の会期は本

日9月9日から9月20日までの12日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日9月9日から9月20日までの12日間に決定をしました。

なお、会期中の個々の日程につきましては、議事日程としてお手元に配付してあるとおりであります。

◎諸報告

○議長（角田秀明君） 日程第3、これより諸般の報告をいたします。

初めに、西白河地方町村議長会会長から自治功労者として、私、角田秀明、同じく熊田宏議員、前副局長の加藤晋一副課長が表彰されました。

それでは、表彰されました方への伝達を本席において行いますので、暫時休議をいたします。

（午前10時02分）

○議長（角田秀明君） 再開をいたします。

（午前10時08分）

○議長（角田秀明君） 配付資料等についてご説明をいたします。

本定例会の議案書及び議案説明資料、決算書、事務報告書、例月出納検査結果報告書、財政的援助団体等監査結果報告書、一般会計、特別会計決算審査及び財政健全化審査意見書、水道事業会計決算審査及び経営健全化審査意見書、矢吹町、泉崎村及び中島村火葬場協議会会計決算意見書、陳情書、議案等説明のため出席を求めた者の報告書及び白河地方広域市町村圏整備組合議会における議案書等の写しは、お手元に配付してあるとおりであります。

◎監査報告

○議長（角田秀明君） これより、例月出納検査結果、財政的援助団体等監査結果報告書及び令和3年度一般会計、特別会計の決算審査及び財政健全化審査の意見書、水道事業会計決算審査及び経営健全化審査の意見書、矢吹町、泉崎村及び中島村火葬場協議会会計決算審査意見書について、代表監査委員より報告を求めます。

代表監査委員、佐藤昇一君。

〔代表監査委員 佐藤昇一君登壇〕

○代表監査委員（佐藤昇一君） 今回の報告は、例月出納検査及び財政的援助団体等の監査結果並びに令和3年度決算審査と、その決算審査に併せて実施しました財政健全化等の審査結果報告の3件であります。

なお、詳細につきましては、それぞれに配付しております資料をご確認いただきたいと思います。

初めに、例月出納検査結果の報告をいたします。

令和3年度5月分及び令和4年度5月分の出納については6月24日に、令和4年度6月分の出納は7月21日に、令和4年度7月分の出納は8月25日にそれぞれ行いました。

また、水道事業会計につきましては、令和4年4月1日から6月30日までの第1四半期分を7月22日に行いました。

出納検査に当たっては、会計管理者兼総合窓口課長及び上下水道課長から関係書類の提出を求め、各月の出納状況を聞いた後、検査を行いました。

その結果、各会計とも出納事務に違法、不当は認められず、計数においても違算はなく、適正であると認めました。

次に、地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政的援助団体等の監査として、指定管理施設を受託する団体の管理運営及びその所管課による指導監督を7月4日、5日の2日間実施しました。

今回の検査結果では、管理受託団体による受託業務について、その目的に沿っておおむね適正に行われているものと認めました。

続きまして、令和3年度矢吹町各会計歳入歳出決算審査及び財政健全化審査の意見について申し上げます。

審査の対象ですが、1、一般会計、2、国民健康保険特別会計、3、公共下水道事業特別会計、4、土地造成事業特別会計、5、農業集落排水事業特別会計、6、介護保険特別会計、7、後期高齢者医療特別会計の7件であります。

審査は、7月29日、8月1日、2日、3日、4日、5日の6日間で行いました。

審査結果ですが、令和3年度矢吹町一般会計、特別会計決算審査及び財政健全化審査意見書に記載のとおり、一般会計、各特別会計歳入歳出決算及び基金の運用の決算状況は、その計数に誤りはなく、関係書類も整備され、各会計の管理は適正であります。

総体的には、東日本大震災の復興から発展に移行したまちづくりの実現と、新型コロナウイルス感染症への対応と経済活動の維持、回復に向けた対策など、国の動向や厳しい財政状況を踏まえ、令和3年度政策大綱に基づき、第6次まちづくり総合計画に位置づけられた事務事業に積極的に取り組まれ、全町民の安全・安心の確保と生活の回復はもとより、住民福祉サービスの向上と財政の健全化を両立しながら着実に執行され、各会計とも黒字をもって決算されたことは評価します。

しかしながら、歳入においては、唯一の自主財源である町税が前年比0.9%減少しており、今後とも累積する町税等の収入未済額の解消など、自主財源の確保を中心とした健全な財政運営が求められます。

また、自治体財政の健全性を目的に創設された健全化判断比率については、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は算出されないものの、実質公債費比率が3年平均で11.2%、単年度では10.8%となっており、前年と比して減少傾向にあります。

さらに、将来負担比率が73.1%となっており、前年と比して16.4%減少しており、引き続き再生計画による基準数値からも下回り、財政の健全化計画の策定を要しないものと認められますが、引き続き財政運営の健全性や硬化につながる判断比率の低下に向けた方策に努力願います。

なお、公共下水道事業、土地造成事業、農業集落排水事業特別会計については、いずれも資金不足がなく、経営はいずれの会計も良好な状態にあると認めます。今後も依存財源によることのない自主財源の確保に基づいた安定した経営を望むものであります。

続きまして、令和3年度矢吹町水道事業会計決算審査及び経営健全化審査について申し上げます。

7月22日に審査を行いました。

審査の結果ですが、提出された決算書及び決算附属書類を審査したところ、決算は法令に準じて作成され、財政状況及び経営成績表も明確に示されており、新会計制度に基づいた会計処理、計数にも違算はなく、決算は適正であると認めました。

なお、提出された資金不足額の算定調書については、公正な判断の下、法令の規定に基づき、適正に作成されたものと認めました。

本年度の決算においては、給水収益は伸び悩みとなっているものの、営業外収益の増加により2,639万8,000円の純利益となりました。

なお、現行の給水収益は、人口減少や節水意識の向上などにより水の需要が減少傾向にあり、当面、給水収益の増加が見込めず、一方で、施設設備等の老朽化による多くの投資的経費が見込まれることから、今後の事業運営に当たっては、諸経費の節減や事業の効率化、合理化をなお一層推進され、健全な経営を目指すとともに、安全かつ良質な水の安定供給に努められたいと存じます。

また、矢吹町、泉崎村及び中島村火葬場協議会会計決算についても、提出された決算関係帳票、証書類等を照合審査した結果、歳入歳出決算における計数には誤りがなく、予算執行についても適正と認めました。

以上で、例月出納検査及び財政的援助団体等の監査報告並びに令和3年度各種会計決算審査及び財政健全化等の審査意見の報告を終わります。

○議長（角田秀明君） 以上で、監査委員からの報告を終結いたします。

◎組合議会報告

○議長（角田秀明君） 次に、私から令和4年8月8日に開催されました令和4年第3回白河地方広域市町村圏整備組合議会定例会についてご報告をいたします。

本定例会には、動産の取得議案2件、訴えの提起議案1件と水道用水供給事業会計決算認定に関する議案1件及び報告2件が提案され、原案のとおり可決、認定されました。

なお、詳細につきましては、お手元に配付しました資料をご覧くださいと思います。

これにて、私からの報告を終了いたします。

◎議員派遣報告

○議長（角田秀明君） 次に、会議規則第122条第1項の規定により、議員の派遣について報告をいたします。

派遣の結果につきましては、お手元に配付しました報告書のとおりであります。

以上で、諸般の報告は終了いたします。

◎町政報告

○議長（角田秀明君） 日程第4、これより町政報告を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 皆さん、おはようございます。

第434回矢吹町議会定例会の開催に際しまして、角田議長をはじめ議員の皆様には感謝を申し上げます。

それでは、町政報告をさせていただきます。

お手元に配付いたしました第434回矢吹町議会定例会町政報告より抜粋し、ご報告をさせていただきますので、ご了承ください。

1ページをご覧ください。

新型コロナウイルス感染症関連についてであります。初めに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止におきまして、町民の皆様には、基本的な感染防止対策の徹底と継続についてご理解とご協力をいただいておりますことに心から感謝を申し上げます。また、最前線で懸命に対応していただいております医療機関等の関係者の皆様をはじめ、感染対策に取り組みながら町民の皆様の生活を支えていただいている事業者の皆様には、深く敬意と感謝の意を表します。

新型コロナウイルス感染症の感染状況におきましては、感染力が強いとされておりますオミクロン株の変異株による感染が全国的に拡大しており、福島県内におきましても新規感染者数が過去最多を更新するなど、第7波と言われる感染拡大が続いております。

県内の医療機関では、病床使用率が50%を超え、医療従事者の感染等によりスタッフが不足するなど危機的状況にあることから、県では8月12日に福島県医療非常事態宣言及びB A. 5対策強化宣言を発出し、感染対策をさらに強化しているところであります。

入院者や療養者数が過去最多となり、病床使用率も一時70%を超える状況が続いていたことから、県では8月26日付で、8月末までとしていたB A. 5対策強化宣言を9月19日まで延長しております。

本町でも引き続き感染対策の徹底に取り組んでまいります。

本町では、本年5月までに455例、6月に7例、7月に270例、8月23日公表分までで8月に334例、累計1,058例の新型コロナウイルス感染症の陽性者が確認されております。

なお、9月7日公表分まででは、8月に529例、9月に135例、累計で1,388例の陽性者が確認されております。

町民の皆様には、感染による重症化のリスクを防ぐため、クラスターの発生防止、家庭内感染の防止、こまめな手洗い、手指消毒など、感染拡大防止対策の徹底と継続をお願いし、さらには、感染に対する備え、感染後のご家族への対応など、防災無線やホームページ、広報等で感染拡大防止対策について広く呼びかけてまいりました。

今後も、国や県の動向を注視し、感染防止対策と社会経済活動の両立を図りながら、引き続き万全の体制で取り組んでまいります。

次に、新型コロナウイルスワクチンの接種状況についてであります。

接種回数により対象者が異なり、2回目までの接種については町内に在住する5歳以上の方、3回目の接種については町内に在住する18歳以上の方、4回目の接種については60歳以上の方及び18歳以上60歳未満の基礎疾患をお持ちの方、医療従事者等を対象に実施しております。

本町では、4回目接種を7月から矢吹町文化センター及びその他の医療機関等で開始し、8月23日現在の接

種人数及び接種率につきましては、1回目接種を終えた方は1万4,836名で、接種対象である5歳以上の人口比を接種率として90.1%、2回目接種を終えた方は1万4,702名で89.3%、3回目接種を終えた方は1万1,939名で、接種対象である18歳以上の人口比を接種率として77.3%、4回目接種を終えた方は4,566名となっております。

なお、4回目接種は対象者が基礎疾患等の申請者数により変動するため、接種率につきましては算出しておりませんので、ご理解をお願いいたします。

本町では、第7波と言われる感染状況を踏まえ、4回目の接種を希望する方が速やかに接種できるように、町があらかじめ接種日を指定した内容により通知し、予防接種法で定められました3回目接種との接種間隔である5か月経過後、すぐに接種できる体制を構築したことから、希望する多くの方に接種が完了しております。

また、矢吹町文化センターでの4回目接種の集団接種につきましては、9月3日を最終の接種日として実施したところでありまして、現在は町内の指定された医療機関で接種することができます。

なお、9月7日現在の接種人数及び接種率につきましては、1回目接種を終えた方は1万4,855名、90.2%、2回目接種を終えた方は1万4,773名、89.7%、3回目接種を終えた方は1万2,067名で78.1%、4回目接種を終えた方が5,584名であります。

なお、国では、オミクロン対応型のワクチン接種の実施に向けて調整をしております、本町といたしましても、ワクチンの供給状況に合わせ、希望する多くの町民の皆様が速やかに接種できるよう接種体制の整備に努めてまいります。

4ページをご覧ください。

次に、保健福祉施設に係る災害復旧についてであります。あゆり温泉につきましては、男女浴室内外壁の損壊や落下等の被害があり、7月29日に災害復旧工事の実施設業務が完了し、競争入札後、9月より工事に着手する予定であります。

現在の工事進捗状況につきましては、8月30日に指名競争入札を行い、31日付で工事請負契約を締結したところであります。9月1日より復旧工事に着手しており、一日も早い施設の再開に向けて、安全かつ早期完了に向けた適正な工程管理に努めてまいります。

なお、温泉の利用休止に伴いまして、6月30日より町内を中心に温泉宅配を行っております、8月23日現在で180件の利用をいただいております。

なお、直近の9月7日現在では、240件の利用をいただいております。

福祉会館につきましては、壁クロスの破損、外部はりの損傷被害があり、復旧工事の実施設を終え、9月より修繕工事に着手いたします。

保健福祉センターにつきましては、ボイラー配管の破損、建物内部の復旧工事が完了し、今後、玄関ロビーの照明不具合、外部舗装のひび割れ等の復旧工事を予定しております。

全ての保健福祉施設において、施設利用者の安全を最優先に早期復旧に鋭意努めてまいります。

6ページをご覧ください。

次に、遊水地整備事業についてであります。

6月9日に、矢吹町、鏡石町、玉川村の3町村の首長で福島県庁を訪れ、内堀知事に対し、阿武隈川緊急治

水対策プロジェクトに伴う遊水地群整備事業に関する要望書を提出してまいりました。

当日は井出副知事に対応していただきまして、道路の整備、支川も含めたかさ上げや堤防の増強について国と調整していくとの説明を受けたところであります。

その後、3町村の首長で渡辺福島県議会議長に要望書提出の報告を行っております。

また、7月13日には、三城目地区遊水地対策協議会の堀井会長、小針副会長、飯島副会長が丸山福島河川国道事務所長に対し、第1回目となる阿武隈川緊急治水対策プロジェクトに伴う遊水地整備事業に関する要望書を提出しております。丸山所長からは、阿武隈川流域全体の治水対策だけでなく、3町村の安全も考えながら遊水地整備事業を進めていきたいと説明があったとの報告を受けております。

また、8月3日から5日までの3日間、三城目集落センターで、国による阿武隈川遊水地整備計画の住民説明会が開催され、県道矢吹・小野線の付け替え道路や阿由里川の支川処理等の説明があり、活発な意見交換が行われました。

次に、一般国道4号矢吹鏡石道路整備事業についてであります。

7月14日、19日及び20日の3日間、矢吹町複合施設のKOKOTTOにおきまして、一般国道4号矢吹鏡石道路に係る説明会が開催されました。

説明会では、国より国道4号拡幅における計画の原案について、また、福島県より都市計画道路変更に係る説明があり、3日間の開催で146名の方が参加され、交差点の集約や側道の在り方、国道の雨水排水等、多くの要望や提案がありました。

このことを踏まえ、地域住民からの意見及び要望について可能な限り事業に反映させること、また、拡幅により移転等を余儀なくされる住民及び事業者に対し丁寧な説明を行うことなどについて、町から7月22日に一般国道4号矢吹鏡石道路整備事業に関する要望書を国土交通省東北地方整備局郡山国道事務所の遠藤所長へ提出いたしました。

遠藤所長からは、住民の方々の要望を真摯に受け止め、皆様から、造ってよかったと言われる道路となるよう、引き続き協議を図ってまいりたいとの考えが示されたところであります。

次に、イベントですね、真夏の夜の鼓動についてであります。7月30日に大池公園水上ステージをメイン会場に、矢吹町町制施行120周年事業として3年ぶりに開催いたしました。これは、雨天による文化センターでの屋内の開催等が続いておりまして、大池公園の水上ステージでは実に6年ぶりの開催ということで、町内外から多くの方々楽しんでいただいたということでもあります。

第1部では、ご当地アイドルのステージや空手の演武、フラダンスが披露され、第2部では、町内外8団体による勇壮な和太鼓の演奏が繰り広げられました。また、町民の皆様による手作りの灯籠が大池の水面に飾られ、かがり火とともに幻想的な祭りとなりました。ご協力いただきました多くの皆様に心より感謝申し上げます。

次に、大河ドラマ「鎌倉殿の13人」トーク&パブリックビューイング in 矢吹町についてであります。

矢吹町町制施行120周年記念事業として、7月31日、矢吹町文化センターにおいて開催いたしました。

初めに、私より「鎌倉殿の13人」の重要な役どころである三浦氏と鎌倉権五郎景政、そして矢吹町との関わりを紹介していただきまして、その後、三浦氏三代のお三方、三浦義澄役の佐藤B作さん、その息子、三浦

義村役の山本耕史さん、義村の娘、初役の福地桃子さんが次々と登壇し、大河ドラマでの印象深かったシーンや見どころなどについて語っていただきました。トークに続きパブリックビューイングが行われ、ドラマの最新の話を観覧いたしました。

本事業によりまして、矢吹町の持つ歴史や文化の魅力を若年層を含め全ての多くの世代で再認識するとともに、県内外に町の魅力を発信することができ、ふるさと矢吹町への愛着を深めるきっかけとなったと考えております。

この矢吹の歴史を若年層を含め広く再認識し、魅力を伝えるイベントの言わば第2弾として、すぐですが、来る9月11日日曜日のふくしま植樹祭後に、矢吹ヶ原の開拓、そして御猟場の歴史等について、今年、高齢者叙勲を受けられました藤田正雄先生に解説をしていただきまして、町民の方々のご協力もいただきながら、昭和の矢吹の写真展も企画しております。といった形で、矢吹の歴史への認識、そして魅力を再認識する、そして愛着を深めるきっかけとなっていたきたいというふうに思っております。

次に、若い世代の活躍ということで、第49回全日本中学校陸上競技選手権大会等についてであります。8月18日から21日までの福島市のとうほう・みんなのスタジアムにおいて開催された本大会に、矢吹中学校陸上競技部が出場しまして、女子100メートルでは3年生の佐治望未選手が健闘しましたが、予選敗退でありました。男子200メートルでは福島県大会並びに東北大会で優勝した3年生の本多遥流斗選手が決勝進出を果たし、22秒56のタイムで全国5位入賞というすばらしい結果を残し、男子4×100メートルリレーでは予選タイムが全体の10位であり、残念ながら決勝進出は逃しましたが、予選タイム9位から16位が出場するB決勝で第2位と健闘しました。

また、8月19日から22日まで北海道苫小牧市の苫小牧市総合体育館において開催された第53回全国中学校卓球大会に出場した3年生の酒井汐里選手は、激戦の末、1回戦惜敗となりましたが、全国出場を果たし活躍をされました。

次に、矢吹町出産祝品支給事業についてであります。

次代を担う子の出産を奨励し、出生した子の祝福を目的とした本事業につきまして、令和4年度より事業内容を拡充し、1人目が生まれた世帯へ1万円分の商品券を贈呈しており、最初の支給対象者となった金沢さん親子をお招きし、6月27日に矢吹町役場において出産祝品贈呈式を行いました。

また、第2子以降のお子様を出産された方につきましては、対象児1名につき、第2子には10万円、第3子以降には20万円の出産祝金を支給する内容にも今年度より取り組んでおりまして、子育て世帯を応援する施策の充実を図っております。

今後も、子育て世代の声に耳を傾けながら、子育てに適した環境を提供し、子育て世代に選ばれる町、子供たちが心豊かに学び成長できる町を目指します。

ここまで、町政報告から8点を抜粋し、報告を申し上げます。

矢吹町の地方創生に向け、議員の皆様のご協力をお願い申し上げます。私からの町政報告とさせていただきます。

その他の21項目につきましては、お手元に配付いたしました第434回矢吹町議会定例会町政報告により報告とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（角田秀明君） 以上で、町政報告は終了いたします。

◎報告第6号の上程、説明、質疑

○議長（角田秀明君） 日程第5、これより報告第6号 専決処分の報告について（専決第11号 損害賠償の額を定めることについて）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、ご説明いたします。

日程第5、報告第6号 専決処分の報告についてであります。専決第11号 損害賠償の額を定めることについて、本件は、令和4年4月13日午後2時頃、矢吹町一本木101番地、役場駐車場内において、公務のため職員が公用車を運転し、駐車場に駐車しようとした際に、駐車してあった相手方車両に接触し、損害を与えたことに対する損害賠償であります。

なお、損害賠償額は46万800円であり、相手方との示談は成立しております。

つきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、令和4年6月20日に専決処分を行いましたので、同条第2項の規定に基づき報告するものであります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（角田秀明君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

報告第6号 専決処分の報告について（専決第11号 損害賠償の額を定めることについて）は、地方自治法第180条第2項の規定による報告のため、討論を省略し、報告のみとさせていただきます。

◎報告第7号の上程、説明、質疑

○議長（角田秀明君） 日程第6、これより報告第7号 専決処分の報告について（専決第12号 損害賠償の額を定めることについて）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 日程第6、報告第7号 専決処分の報告についてであります。専決第12号 損害賠償の額を定めることについて、本件は、令和4年4月22日午前11時30分頃、矢吹町一本木101番地、役場駐車場内において、公務のため職員が公用車を駐車場から発進しようとした際に、駐車してあった相手方車両に接触し、損害を与えたことに対する損害賠償であります。

なお、損害賠償額は6万5,320円であり、相手方との示談は成立しております。

つきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、令和4年7月7日に専決処分を行いましたので、同条第2項の規定に基づき報告するものであります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（角田秀明君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

報告第7号 専決処分の報告について（専決第12号 損害賠償の額を定めることについて）は、地方自治法第180条第2項の規定による報告のため、討論を省略し、報告のみとさせていただきます。

◎議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田秀明君） 日程第7、これより議案第32号 善郷小学校児童クラブ新築工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、説明いたします。

日程第7、議案第32号 善郷小学校児童クラブ新築工事請負契約の締結についてであります。近年、入学児童が増加し、クラス数についても増加している善郷小学校において、これまで学校の普通教室や特別教室等を借用し、児童クラブの運営を行ってまいりましたが、令和5年度には児童クラブ育成室の確保が困難となることから、適切な受入れ態勢を継続し、児童の健全育成を図るため、学校敷地内に児童クラブ専用の施設を新築するものであります。

選定については、設計施工一体型の公募型プロポーザル方式により実施し、令和4年6月22日、選定委員会による審査の結果、福島県郡山市大槻町字牛道5番地3、大和リース株式会社福島支店が代表である大和リース・鈴木伸幸事務所特定建設工事共同企業体が優先交渉者として決定いたしました。

その後、事業実施協定を締結し、実施設計を進め、8月24日付で1億8,810万円を契約金額とする仮契約を締結した内容について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（角田秀明君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第32号 善郷小学校児童クラブ新築工事請負契約の締結についてを採決いたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

◎議案の上程、説明（議案第29号～議案第31号、議案第33号、議案第34号、認定第1号～認定第8号）

○議長（角田秀明君） 日程第8、これより議案の上程を行います。

議案第29号、第30号、第31号、第33号、第34号、認定第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、説明させていただきます。

日程第8、初めに、議案第29号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、昨年の人事院における公務員人事管理に関する報告の中で、妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置により改正される国との均衡を踏まえ、育児休業の取得を原則2回まで可能とし、さらに、子の誕生日から57日間以内に2回まで取得可能とするほか、非常勤職員の育児休業について取得要件の緩和等を新たに規定するものであります。

次に、議案第30号 矢吹町基金条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、既存の畜産振興基金を農業振興基金に改めまして、農業人口の減少や高齢化、耕作放棄地の増加等、農業を取り巻く環境の変化に幅広く対応し、畜産を含む農業振興全般の支援に活用するものであります。

次に、議案第31号 矢吹町防災会議条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、近年多発する自然災害に対し、危機管理体制のより一層の充実を図るため、防災会議委員の構成について改めるものであります。

改正の主な内容は、大規模災害が発生した場合に自衛隊との連携が円滑なものとなるよう、委員に新たに陸上自衛隊自衛官を加えるとともに、定数の増員を図るものであります。

次に、議案第33号 普通財産の貸付についてであります。本案は、矢吹町旧図書館の土地及び家屋について、公共性の高い地域福祉の向上に資する障害者の支援施設として、白河市中町18番地1、社会福祉法人優樹福祉会に減免し、令和4年11月より5年間貸し付けるものであります。

つきましては、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第34号 令和4年度矢吹町一般会計補正予算（第4号）についてであります。本案は、既定の

歳入歳出予算にそれぞれ1億9,504万9,000円を追加しまして、総額を85億9,892万4,000円とするともに、地方債の補正を行うものであります。

歳入の主な内容は、国庫支出金が1,133万8,000円、繰入金8,441万3,000円、繰越金1億6,957万6,000円をそれぞれ増額し、地方特例交付金361万7,000円、地方交付税3,703万2,000円、町債が4,549万4,000円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の主な内容は、総務費を決算剰余金に係る公共施設等整備基金原資積立金及びマイナンバーカード取得報償費等によりまして6,361万5,000円の増額、民生費を物価高騰対応生活困窮世帯緊急補助金等によりまして5,427万1,000円の増額、農林水産業費を飼料価格高騰対策事業補助金等により1,857万6,000円の増額、土木費を町道維持整備工事等により3,027万4,000円増額するものであります。

次に、地方債補正の内容につきましては、緊急自然災害防止対策事業債（農業施設）を500万円、緊急自然災害防止対策事業債（河川）を500万円、それぞれ新たに追加するとともに、公共施設等適正管理推進事業債（道路）を270万円増額しまして、臨時財政対策債を5,319万4,000円減額し、緊急浚渫推進事業債（河川）500万円を廃止するものであります。

次に、認定第1号 令和3年度矢吹町一般会計歳入歳出決算認定についてであります。令和3年度矢吹町一般会計決算状況の総括的な説明をさせていただきます。

我が国の経済は、持ち直しの動きが続いているものの、断続的に感染拡大防止を意図した経済活動の抑制が続いていることで、危機前の水準を回復しておりません。輸出や投資と、それに関連する生産活動には明るさが広がり、企業利益は増加する中で業況の改善基調も続いています。一方で、人々の生活には感染リスクへの対応が伴っていることから、個人消費は一進一退の動きとなっております。

こうしたことから、景気は回復局面にあるものの、下振れリスクに対する備えは欠かせない状況でありまして、感染症の拡大防止を図りつつ、経済活動を活性化していくということが重要な課題でありまして、安全で安心な暮らしの確保と経済活動の拡大を両立していくことが期待されております。

また、政府は、東日本大震災からの復興・創生、激甚化、頻発化する災害への対応に取り組むとともに、感染拡大の抑制を最優先に対策を徹底しながら、これまでの感染拡大の経験をきっかけとして、ICTの利活用とデジタル化を通じた生産性向上による人口減少の克服、こうした新たな技術条件を踏まえた暮らし方、働き方への転換による新規需要と豊かさの創出を求めていくこととしております。

さらには、経済財政運営と改革の基本方針等に基づきまして、人への投資、デジタル、グリーンなど、社会課題の解決を経済成長のエンジンとする新しい資本主義を実現するため、計画的で大胆な重点投資を推進することで、供給力強化と持続的な成長に向けた基盤を構築していくとしております。

こうした状況の中、令和3年度は、令和元年東日本台風、令和3年福島県沖地震、令和4年福島県沖地震、さらに新型コロナウイルス感染症の対策に最優先に取り組みながら、第6次矢吹町まちづくり総合計画の後期基本計画の2年目として、町の将来像である「未来を拓く日本三大開拓地 さわやかな田園のまち・やぶき」の実現へ向け、計画に位置づけた重点プロジェクト及び事務事業の確実な推進を図り、各種事業に取り組みました。

一般会計の決算状況は、歳入面におきましては、地方特例交付金が新型コロナウイルス感染症に係る交付金

増によりまして231.0%の増、地方交付税が普通交付税の追加交付の増により7.3%の増、国庫支出金が社会資本整備総合交付金事業補助金等の減により52.6%の減、繰入金が財政調整基金繰入金等の減により39.4%の減、町債が都市再生整備計画事業債等の減により25.4%の減となりました。

歳出面におきましては、総務費が特別定額給付金等の減により55.4%の減、民生費が子育て世帯生活支援特別給付金等の増により14.7%の増、商工費が商品券発行事業等の減により36.7%の減、土木費が都市再生整備計画事業等の減により59.2%の減、災害復旧費が令和元年東日本台風災害復旧の減により47.8%の減となりました。

なお、令和3年度の決算収支は、歳入が91億527万9,000円、歳出が86億1,405万3,000円、差引き4億9,122万6,000円の黒字決算となりました。

今後の財政運営に当たりましては、国の動向や社会情勢の変化等を踏まえ、第6次矢吹町まちづくり総合計画の着実な実現と、震災以前以上の活力あるまちづくりを目指した取組を進め、住民福祉サービスの向上と財政健全化の両立に努めてまいります。

次に、認定第2号 令和3年度矢吹町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。令和3年度矢吹町国民健康保険特別会計決算状況の総括的な説明をさせていただきます。

令和3年度における決算額は、前年度対比で歳入0.1%の減額、歳出1.1%の増額となりました。また、被保険者の主な医療費である療養給付費につきましては、前年度対比で2.6%の増額となりました。被保険者数は若干の減少傾向にあります。コロナウイルスの感染状況の改善により受診控えが解消傾向にあるものと考えられます。

平成30年4月からは新たな国民健康保険制度が施行され、福島県が財政運営の主体となり、町は、資格管理、保険給付、保険税の賦課収納及び保健事業等の地域におけるきめ細やかな事業運営を担う役割分担により事業を実施しております。

予防事業では、人間ドックの実施や医療費通知、広報紙、パンフレットによる啓発活動を実施いたしました。保健事業では、有所見者を対象に保健師による個別保健指導を実施し、生活習慣病の発症や重症化予防のための取組を行いました。

なお、令和3年度の決算収支は、歳入が17億1,349万1,000円、歳出が16億9,912万1,000円、差引きで1,437万円の黒字決算となりました。

次に、認定第3号 令和3年度矢吹町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。令和3年度矢吹町公共下水道事業特別会計決算状況の総括的な説明をさせていただきます。

居住環境の向上と自然環境の保全に努め、公共用水域の水質の改善を図るため、下水道汚水管渠の整備を行いました。

令和3年度は、前年度に下水道工事を行った中町地内において道路舗装本復旧工事388平方メートルを実施いたしました。また、中町、曙町、北町地内においてマンホール蓋38基の更新工事を実施いたしまして、一本木地内において下水道管路更新工事192.46メートルを実施しました。さらに、接続率の向上、整備区域拡大を図るため、滝八幡地内において下水道管路埋設工事404.0メートルを実施しました。

令和3年度末現在、公共下水道受益地5,398世帯の水洗化可能世帯のうち、4,407世帯が排水設備工事を行い、

区域内の水洗化率は81.6%となりました。

なお、令和3年度の決算収支は、歳入が5億9,482万7,000円、歳出が5億8,743万6,000円、差引きで739万1,000円の黒字決算となりました。

次に、認定第4号 令和3年度矢吹町土地造成事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

令和3年度矢吹町土地造成事業特別会計決算状況の総括的な説明をさせていただきます。

町が宅地分譲を行い設置した公園及び緑地において、定期的な巡回点検等の維持管理を行いました。

なお、令和3年度の決算収支は、歳入が37万4,000円、歳出ゼロ、差引きが37万4,000円の黒字決算となっております。

次に、認定第5号 令和3年度矢吹町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

令和3年度矢吹町農業集落排水事業特別会計決算状況の総括的な説明をさせていただきます。

農村生活環境の向上と自然環境の保全並びに公共用水域の水質の改善を図るため、5つの地域に整備した農業集落排水処理施設の経費縮減を図りながら適正な維持管理を行い、生産性の高い農業の実現と活力ある農村社会の形成に努めております。

令和3年度は、5か所の処理場及び12か所の中継ポンプの維持管理業務委託により、施設の機能保全を実施いたしました。また、本町処理場の敷地のり面に防草シート設置工事462.94平方メートルを実施しまして、施設的环境維持を図りました。

令和3年度末現在、大和久地区、本村地区、三城目地区、寺内地区、松倉地区、合わせて745世帯の水洗化可能世帯のうち、617世帯が排水設備工事を行い、農業集落排水整備区域内の水洗化率は82.8%となりました。

なお、令和3年度の決算収支は、歳入2億2,945万4,000円、歳出2億1,604万円、差引き1,341万4,000円の黒字決算となりました。

次に、認定第6号 令和3年度矢吹町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。令和3年度矢吹町介護保険特別会計決算状況の総括的な説明をさせていただきます。

令和3年度は、第8期介護保険事業計画初年度としての事業運営を行いました。保険料につきましては第7期から据え置き、基準年額第5段階6万5,900円とし、現年度分の収納率は99.6%となりました。

保険給付につきましては、給付費総額が前年度より0.4%の伸びとなりました。給付費総額の内訳は、居宅サービス給付費36.7%、地域密着型サービス給付費13.1%、施設サービス給付費42.9%、その他7.3%となり、施設サービス給付費の割合が増加しております。

要介護認定状況につきましては、65歳以上の高齢者の15.1%が認定を受けておりまして、前年度より認定率が0.2%上昇しております。

なお、令和3年度の決算収支は、歳入が16億2,775万円、歳出が15億5,861万7,000円、差引きで6,913万3,000円の黒字決算となりました。

次に、認定第7号 令和3年度矢吹町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

令和3年度矢吹町後期高齢者医療特別会計決算状況の総括的な説明をさせていただきます。

高齢化の進展による医療費の増大に対応するため、福島県内全ての市町村が加入する福島県後期高齢者医療広域連合が主体となって運営する後期高齢者医療制度が平成20年4月から施行されました。75歳以上の方及び

一定の障害がある65歳以上74歳以下の方で認定を受けた方が被保険者となります。保険証の負担割合は所得等に応じて決定され、県内で同じ保険料率を使用して算定される保険料は、原則として年金からの差引きによる特別徴収となります。

医療費の財源は、国と地方自治体による公費負担が5割、現役世代の保険料が4割、高齢者の保険料が1割となっております。

なお、令和3年度の決算収支は、歳入が1億8,096万1,000円、歳出が1億8,039万3,000円、差引きが56万8,000円の黒字決算となりました。

次に、認定第8号 令和3年度矢吹町水道事業会計決算認定についてであります。令和3年度矢吹町水道事業会計決算状況の総括的な説明をさせていただきます。

本年度の給水戸数は5,168戸で、前年度に比べ56戸、率にして1.1%減少しました。また、給水人口は1万5,855人で、前年度に比べ171人、率にして1.1%減少となっております。

水道利用状況につきましては、年間配水量が192万9,866立方メートル、年間給水量が161万2,023立方メートルでありました。

次に、収益的収支につきましては、収入総額は税抜きで4億787万7,172円となり、前年度に比べ1,430万2,281円、率にして3.6%増加しました。主に水道使用料金や災害復旧費補助金の増加によるものであります。

また、支出総額は税抜きで3億8,147万9,316円となり、前年度に比べ42万4,415円、率にして0.1%減少しました。主に維持管理費の削減や企業債の償還終了に伴う企業債利息の減少によるものであります。

この結果、収支差引き額2,639万7,856円が当年度純利益となります。

次に、資本的収支につきましては、収入総額は税込みで1億109万1,000円に対し、支出総額が税込みで2億887万7,414円となりまして、1億778万6,414円の収支不足額が生じました。これについては当年度分消費税調整額と過年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

なお、水道事業につきましては、配水管新設工事を実施するなど効率的な整備を行い、安全・安心な水道水を安定的に供給するため努めてまいりました。

以上、提案理由とさせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（角田秀明君） ただいま、企画総務課長から発言を求められておりますので、発言を許します。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） ただいま、町長より提案理由のご説明をいたしました。認定第5号、令和3年度矢吹町農業集落排水事業特別会計の決算認定でございますが、決算書の140ページのほうに総括的事項ということで内容記載されております。その中での中段の下のところに、「また」から始まる部分でございますが、「また、本町処理場敷地」という言葉がございます。ここ、すみません、申し訳ございませんでした。「本町」ではなくて「本村」となりますので、大変申し訳ありませんでした。この場を借りてご訂正させていただきます。

以後このようなことがないように気をつけてまいりますので、よろしくお願いいたします。大変失礼いたしました。

◎散会の宣告

○議長（角田秀明君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

また、月曜日からは8人の一般質問の方が登壇するわけでありますけれども、立派な質問をしていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

本日の会議を閉じます。

ご協力、誠にありがとうございました。

(午前11時12分)

令和4年9月12日（月曜日）

（第2号）

令和4年第434回矢吹町議会定例会

議事日程(第2号)

令和4年9月12日(月曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	芳賀慎也君	2番	関根貴将君
3番	高久美秋君	4番	藤井源喜君
5番	堀井成人君	6番	鈴木浩一君
7番	三村正一君	8番	安井敬博君
9番	加藤宏樹君	10番	鈴木隆司君
11番	青山英樹君	12番	熊田宏君
13番	富永創造君	14番	角田秀明君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	蛭田泰昭君	副町長	小松健太郎君
教育長	大杉和規君	企画総務課長	佐藤豊君
危機管理監兼 企画・デジタル 推進室担当	阿部正人君	まちづくり 推進課長	山野辺幸徳君
会計管理者兼 総合窓口課長	佐藤浩彦君	税務課長	小磯剛君
保健福祉課長	正木孝也君	農業振興課長 兼農業委員会 事務局長	鈴木辰美君
商工推進課長	柏村秀一君	都市整備課長	福田和也君

上下水道課長 有 松 泰 史 君

教育次長兼 国 井 淳 一 君
教育振興課長

子育て支援 小 椋 勲 君
課 長

職務のため出席した者の職氏名

議会議務局長 氏 家 康 孝

副 局 長 神 山 義 久

◎開議の宣告

○議長（角田秀明君） 改めまして、皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（角田秀明君） それでは、本日の日程に入ります。

日程第1、これより一般質問を行います。

あらかじめ、質問の時間について確認をさせていただきます。

一般質問は一問一答方式により行います。質問の回数に制限はありませんが、質問時間は30分以内であります。質問時間の残り時間を議会事務局長前でお知らせをいたします。質問時間終了3分前には予鈴を1回鳴らし、30分終了時に終了鈴を2回鳴らし、質問の途中であっても質問は打ち切りとしますので、ご承知をください。

なお、一般質問は登壇して1回目の質問を行い、2回目の質問からは議員発言席により行い、全ての質問、答弁が終わってから自席に戻るようになります。

それでは、通告に従いまして、順次質問を許します。

◇堀井成人君

○議長（角田秀明君） 通告1番、5番、堀井成人君の一般質問を許します。

5番。

〔5番 堀井成人君登壇〕

○5番（堀井成人君） 議場の皆様、おはようございます。また、傍聴の皆様、大変ご苦勞さまでございます。毎回ありがとうございます。

初めに、新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方々に謹んでお悔やみを申し上げます。また、現在、治療されている皆様にお見舞いを申し上げます。日夜、感染防止、治療に専念しております医療関係者の皆様、ワクチン接種等に働いている関係者の皆様に敬意と感謝を申し上げます。

それでは、私が通告した質問をさせていただきます。

1、阿武隈川緊急治水対策プロジェクトについて。

令和元年台風第19号では、矢吹町を含め多くの市町村で甚大な被害を受け、国では、阿武隈川治水対策にプロジェクトの一環として、矢吹町、鏡石町、玉川村に3町村に遊水地群整備事業を計画しています。

本町三城目地区には、これまで幾度も台風等の水害被害を受け、阿武隈川や阿由里川の治水対策は地域における深刻な問題と認識しております。遊水地整備事業により、一定の安全・安心な暮らしが期待できるものと考えております。用地や家屋の補償、代替地、阿由里川の治水対策、道路の付け替えなど解決しなければならない課題が多くあります。

これらの課題について町でも十分把握している中で、三町村長による県知事への要望活動や三城目地区遊水地協議会運営の事務局を担うなど、地域に寄り添った対応に感謝しているところであります。これまで国による遊水地整備事業の住民説明会が何度も開催され、計画の進捗状況について説明を受けたところでありますが、代替地や道路、特に支川処理、内水対策については、依然検討中である旨の話を受け、住民は大きな不安を抱いているところであります。そこで、それぞれの課題を解決するための町から国や県への対応等をお伺いいたします。

①計画する遊水地計画に対する住民の意見や要望について、町はどのように吸い上げ、国や県の計画に反映させていくのか。

②地域住民が心配する阿由里川のバックウオーター対策や内水対策について、これまで国とどのような協議・検討を行い、今後どう対応していくのか。

③移転を余儀なくされる住民や農業者に対し、町ではどのようなサポートを行うのか、答弁のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 議場の皆さん、おはようございます。傍聴の皆様、お忙しい中、本当にありがとうございます。励みになります。

新型コロナウイルスに罹患された方々等、お見舞い申し上げますとともに、困難な大分長い闘いの中に従事されておられる医療関係者の皆様に改めて深く感謝を申し上げます。

それでは答弁をいたします。

5番、堀井議員の質問にお答えいたします。

初めに、遊水地群整備事業計画に対する意見や要望についてのおただしであります。

当該事業は、国が計画しております阿武隈川緊急治水対策プロジェクトの一環として鏡石町、玉川村、そして本町の約350ヘクタールを遊水地群として整備するものであり、阿武隈川流域全体の治水や防災、減災対策を実施するための事業であります。これまで国は地権者及び地域の皆様に対し、事業の理解を深めていただくため、随時事業説明会を開催しており、様々な要望や意見が上がっております。

議員おただしの住民の皆様からの要望の吸い上げについては、これまで開催された事業説明会での要望や意見の聞き取り、さらには、地権者及び三城目地域の皆様で組織する三城目地区遊水地対策協議会の皆様からの、書面による要望、意見の収集などにより取りまとめをしてきたところであります。

その中で特に要望が多かったものは、主に県道矢吹・小野線の道路計画や、阿武隈川の支川である阿由里川のバックウオーター対策及び内水外水対策の徹底、移転される方々の代替地、遊水地整備後の維持管理や土地の利活用、遊水地群整備事業予定箇所の上流区間についての治水対策の徹底についてなどがありました。

これらの要望や意見の中から、関係3町村で共通する要望事項を取りまとめ、本年6月9日に福島県知事に対し、関係3町村長の連名による要望活動を行ったところであります。

また、三城目地区遊水地対策協議会におきましても、7月13日に福島河川国道事務所長に対し、地域から吸

い上げた要望をお伝えしたとの報告を受けております。

これらの要望を踏まえ、町では国に対し最大限反映していただくために協議を重ねているところであります。

国からは、8月に開催されました説明会において、県道矢吹・小野線をかさ上げする方針で検討・協議していることや、阿由里川における防災・減災を考えた支川対策の十分な検討を行うこと。その他の要望についても、地域に寄り添った対策を講じていくとの説明があったところであります。

このようなことから、町では国及び県との協議や意見交換を引き続き重ね、三城目地区遊水地対策協議会との連携を密にしなが、三城目地域住民の皆様はもとより阿武隈川流域市町村の住民が未来に向けて安全・安心な生活が送れるよう、国や県に対し、さらなる要望活動等を関係町村と共に実施してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、阿由里川のバックウォーター対策や内水対策の国との協議についてのおたしです。

阿由里川沿川における被害は、阿武隈川本線の水が逆流して越水するバックウォーター被害や、阿武隈川の水量が増えることで阿由里川の水が本流に流れにくくなり、沿川が浸水する内水被害、阿武隈川の水位が上昇し、堤体から水があふれる外水被害がありまして、これまでの住民説明会でも、国に対し参加者からこれらへの対応について強い要望が伝えられております。

これまで阿由里川につきましては、大雨や台風等の際、幾度も沿川の農地や家屋が浸水被害を受けており、堤体のかさ上げや河川内のしゅんせつ等の対策を重ねてまいりましたが改善には至っておらず、このことについて町では最重要課題として認識しておりまして、国の計画であります遊水地群整備事業に合わせて、課題を解消するため幾度も協議を重ねているところであります。

特に阿由里川の対策については、計画当初から遊水地群整備事業に合わせて、国が責任を持って対策を検討するよう強く要望してまいりました。現在、国は阿由里川の対策方法について調査・検討をするため、川幅の広さや堤防の高さ等の測量調査を行っており、今後その資料を基に対策方法を協議してまいります。

町といたしましては、戦後最大の記録的な降雨となりました令和元年東日本台風と同等クラスの災害を受けた場合に、遊水地群整備事業により浸水被害の軽減、逃げ遅れゼロ等が確実に図られ、地域住民の皆様が安全・安心な生活環境が構築できるよう、引き続き国や福島県と協議を行い、災害に強いまちづくりを目指してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、移転を余儀なくされる住民や農業者に対する町のサポートについてのおたしであります。

本町の遊水地予定地区内におきましても、住宅移転及び水田や畑における農地の代替地を希望する方がおられます。本年8月に国が開催した遊水地群整備計画の住民説明会では、住宅移転や代替地についての説明があり、集団移転等について一定の条件はありますが、例えば宅地移転の場合については、国が移転先の造成工事を行うことで本来移転者が手続を行わなければならない農地転用等の手続が許可不要案件となり、スピーディーな住宅移転が可能であるとの説明を受けております。

今後住宅移転につきましては、対象者に集団移転の希望の有無について国が意向調査を行い、集団移転の希望者がいる場合は、移転者や地域の意見、要望を十分に聞きながら、町が候補地の選定を行う予定であります。

なお、町では現在、個別に移転候補地等の相談を複数名から受けており、農地法や農業振興地域等の関係法令、道路や上下水道等のインフラ整備状況等の課題について洗い出しを行っているところであります。

また、農地につきましては、7月27日にJA夢みなみと遊水地群整備事業に関する情報交換を行い、今後、代替地や移転を希望する農業者につきましては、国や福島県、町、JA夢みなみが連携を図りながら支援することを確認したところであります。

さらに、農地を手放すことにより生じる土地改良区除外決済金手続の簡素化を図れるよう矢吹土地改良区と協議を行うなど、地権者にできる限り負担がかからないよう国や関係機関で協議を重ねております。

国が9月中旬以降に実施を予定しております地権者との用地協議で聞き取りをした代替地や移転希望の有無、希望する条件等の情報を共有しながら、遊水地群整備事業により土地手放す方、移転を余儀なくされる方の不安を少しでも解消し、負担がかからないようサポートを行い、関係機関と密な連携を図りながら解決に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、5番、堀井議員への答弁とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

5番。

○5番（堀井成人君） 丁寧な答弁、ありがとうございました。

○議長（角田秀明君） 5番、マスク外して。

○5番（堀井成人君） それでは、①について再質問させていただきます。

県道矢吹・小野線については、国は県と協議中であると思っておりますが、かさ上げた道路を高くしていただける予定との説明があり、これを聞きまして私も安心してあります。また、地域住民の方々も大変喜んでおられます。この道路は高校生などが駅を利用する自転車通学路になっております。買物や病院などで利用するため、三城目の地区の多くの住民にとっては非常に大事な生活道路であります。現在の道路には歩道の整備がされておらず、危ないという意見もあります。

そこで、国や県との協議の中で今回改修される予定の道路は、歩道などの設置について三城目遊水地協議会としても要望したいと考えておりますが、町でも要望する予定がありますか。よろしく申し上げます。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

農業振興課課長、鈴木辰美君。

〔農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美君登壇〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美君） 5番、堀井議員の再質問にお答えいたします。

県道矢吹・小野線についてのお話かと思っておりますが、県道矢吹・小野線の歩道につきましては、協議会のほうからも要望がございます。こちらにつきましては、町としましても管理者は、県となりますので、今後、歩道整備の重要性を県に引き続き要望してまいりますので、ご理解いただければと思います。

以上で、再質問の答弁といたします。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

5番。

○5番（堀井成人君） 説明ありがとうございました。

次に、②について再質問させていただきます。

国の説明などでも、常に阿由里川の対策について多くの質問があり、町でも堤体のかさ上げや川にたまった

泥などを取り除くしゅんせつ工事などを行って、対策を行ってきたことを見てきました。住民の思いは、遊水地ができることで今まで発生していた被害が発生しない安全・安心さを望んでいるところであります。町でも幾度も国や県と協議しているとは思いますが、協議会・町・議会として一体となって取り組む事業と考えておりますが、町の考えをお聞かせください。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

農業振興課課長、鈴木辰美君。

〔農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美君登壇〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美君） 5番、堀井議員の再質問にお答えいたします。

阿由里川の対策についての質問かと思いますが、阿由里川につきましては、地域住民の方が一番心配されている事項でございます。地域住民の安全・安心な生活を守るため、町としても協議会の皆さんと地区の皆さんと一緒に、今後も要望活動などをしてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。

以上で、再質問の答弁といたします。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

5番。

○5番（堀井成人君） 答弁ありがとうございました。

国や県でもいろいろな検討をしているとは思いますが、ぜひ我々議員にも相談してください。遊水地事業も大事ですが、地域住民の安心できる環境も大事です。困難な場面があった場合、我々議員も全面に立ってお手伝いしたいと思います。

以上、質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（角田秀明君） 以上で、5番、堀井成人君の一般質問は打ち切ります。

◇ 関 根 貴 将 君

○議長（角田秀明君） 続いて、通告2番、2番、関根貴将君の一般質問を許します。

2番。

〔2番 関根貴将君登壇〕

○2番（関根貴将君） 改めまして、議場の皆様、おはようございます。また、早朝より傍聴にお越しいただいた皆様、ありがとうございます。

さて、町政報告の中にもありましたように、今夏の全国高等学校野球選手権では、本町の光南高校が県大会準優勝の活躍をし、また県代表となった聖光学院は甲子園でベスト4、宮城の仙台育英高校が東北勢初となる優勝という結果で幕を閉じました。山口県大表を破り、深紅の大優勝旗が白河の関を越えたことも感慨深いですが、優勝した育英高校の須江監督のインタビューでは、コロナ禍に苦しむ全国の学生たちを思いやる言葉に心を打たれ、指導者、教育者とはかくあるべきと勉強させていただいた夏となりました。白河以北に光を照らしてくれたことに心よりお祝いを申し上げるとともに、どのような状況でも諦めず頑張る未来ある子供たちに私も敬意を表したいと思います。

それでは、通告に従い、大きな項目で2点の一般質問をさせていただきます。

1、地域及び学校施設等での防犯対策についてです。

昨今、農機具や農作物の盗難などの被害が全国的にも問題となっており、本町においても昨年、トラクターの盗難被害が発生しております。詳細は分かりませんが、10日ほど前にも町内農家の運搬車が盗難被害に遭ったと伺いました。これらの被害を未然に防ぐためにも、防犯対策を高めていく必要を感じております。

町内には街路灯の設置が少ない箇所も多々あり、犯罪を未然に防ぐという観点からも、設置数のさらなる増加を検討せねばなりません。また、これから夜が長い季節になるに当たり、各小中学校及び高校への通学路における街路灯の増設は、通学路の安全性を高めるという観点からも早急に対応していただきたいと考えます。

さらに、町内施設や学校施設における防犯カメラの設置はもちろんのこと、農家や企業、個人商店に対して防犯カメラの設置を促していくためにも、補助金や助成金なども検討していかねばならないと考えます。

①本町における現在の街路灯の設置数は約2,300基ほどであるとのことですが、今後増設する予定があるならば、年間どのくらいの設置数となり、予算や電気代などのコストはどれほどかを伺います。

②幼稚園を含む学校施設にも防犯カメラは設置されていると思うが、駐車場や駐輪場、死角となるような危険箇所に増設していく考えはあるかを伺います。

③防犯カメラの設置に当たり、民間への補助金等の考えはあるかを伺います。

次に、大きな項目の2番目です。

小中学校における学習支援について。

文部科学省は、今年4月に小学6年生と中学3年生を対象に実施された全国学力テストの結果を7月下旬に公表いたしました。今年度の福島県の順位は47都道府県のうち小学校が40位、中学校が42位という結果であり、国語、算数、理科、各科目とも全国の平均点を下回る成績でありました。

人を育てることが町発展にもつながるという観点からも、本町の学習支援の在り方について本格的に考えていかねばならないと思います。今年の3月、第2期矢吹町の未来を担う子ども応援計画が策定され、子供たちやそのご家庭に寄り添った政策が期待できると思っておりますが、不登校の生徒や経済的に余裕のないご家庭への支援策等、本町の小中学校の学力向上に関しての支援についてお尋ねいたします。

①県内の各中学校では年に数回、実力テストが実施されていますが、町は矢吹中学校の学力の実状を把握し、近隣の中学校との比較などはなされているのかをお伺いいたします。

②学習支援の一つでもある小中学生を対象とした夏期講習は20年以上継続されており、塾に通えない子供や保護者にとっても大変ありがたいことではあるが、委託料に対しての学力向上の効果は見られるのかをお伺いいたします。

③矢吹町の未来を担う子ども応援計画検討委員会の委員も選定され、学力向上対策事業についても期待が持てますが、今後、子供たちの教育支援及び学力向上に関してどのような支援策などを考えているのかをお伺いいたします。

以上となります。ご答弁のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、2番、関根議員の質問にお答えいたします。

初めに、街路灯の増設についてのおただしであります。

町が管理する街路灯につきましては、温室効果ガスや電気料金、修繕費用の削減等を目的に、令和元年度に全ての街路灯をLED灯に更新しております。従来の蛍光灯の耐用年数は1年から2年程度であるのに対し、LED灯は5年から10年程度の耐用年数であることから、灯部の交換サイクルが長くなり更新費用が大幅に削減されております。

電気料金につきましては、LED化により単価契約のワット数が下がることで、蛍光灯使用時の平成30年度と全灯の、全部の街灯ですね、の更新が完了した令和2年度を比較しますと、年間約360万円、率にして約44%削減されております。非常に省エネ効果が高いということになりますね。

なお、近年の電気料金の動向につきましては、平成30年度は約820万円、令和元年度は約720万円、令和2年度は約460万円、令和3年度は約490万円となっております。本年度におきましても、電気料金につきましては、街路灯の新設による増額、さらには燃料費の高騰による電気料金の値上げ等により料金が增加するものと推測しております。

街路灯管理事業につきましては、三井住友ファイナンス&リース株式会社と令和2年1月1日から令和11年12月31日までの10年間を契約期間として、LED化への整備や管理に係る事業の契約を締結しており、令和4年5月現在、2,347基が設置されております。

契約期間内の10年間において200基を新たに増設できる契約としており、年平均で20基の増設を見込んでおりましたが、想定を上回る要望がありまして、既に117基を新設しております。本年度は特に多くの要望をいただいております。現地状況を確認し、契約業者と調整を進め、道路の利用実態や設置費用、関係機関との協議、手続の進捗状況等を鑑み、契約内容の変更等を見据え、計画的に進めてまいります。

街路灯は道路利用者の安全で安心な通行を確保するとともに、防犯対策の観点からも重点的に取り組んでまいりますので、当該事業の推進につきましてご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、防犯カメラの設置に関する民間への補助金等についてのおただしであります。

防犯カメラは犯罪の抑止力として期待されておまして、近年、防犯カメラの設置に対し補助金制度を設けている自治体が増えている状況にあります。補助金の助成については、各自治会や商工会などの団体に補助する方法や個人に補助する方法などがあり、それらの補助率等についても様々であります。町といたしましては、町民の安全と安心を図るため、これまで防犯パトロールや防犯啓発活動などの取組を実施し、一定の効果がありました。今後においては、議員おただしの防犯カメラの設置に補助金の交付を行っている市町村の調査・研究を行いまして、なおかつ白河警察署、矢吹交番所、矢吹町防犯協会、行政区等と連携し、効果的な防犯対策や啓発活動に努めてまいります。ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、2番、関根議員への答弁とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育長、大杉和規君。

〔教育長 大杉和規君登壇〕

○教育長（大杉和規君） 議場の皆様、おはようございます。早朝より傍聴においでいただきました傍聴席の皆様

様、本当にありがとうございます。

では、2番、関根議員の質問にお答えいたします。

まず初めに、学校施設の防犯カメラについてのおたただしですが、これまでに各幼稚園、各学校と協議の上、不審者侵入防止を主な目的として、出入口を中心に防犯カメラを設置しております。その台数につきましては、矢吹幼稚園に3台、中央幼稚園に4台、中畑幼稚園に3台、三神幼稚園に3台、矢吹小学校に4台、善郷小学校に3台、中畑小学校に2台、三神小学校に4台、矢吹中学校に4台を設置しております。

また、社会教育施設につきましては、矢吹町複合施設に15台の防犯カメラを設置しております。駐車場や駐輪場への防犯カメラの設置状況につきましては、三神幼稚園、善郷小学校、三神小学校、矢吹中学校に職員用駐車場を確認できる防犯カメラを設置しており、矢吹中学校におきましては、来賓用駐車場から駐輪場、勤労者体育館前の駐車場までを確認できる防犯カメラを設置しております。

なお、複合施設には施設の外側に5台の防犯カメラを設置し、死角が生じないように建物の外周を監視しております。現在、中畑小学校から昇降口を監視できる防犯カメラを1台増設してほしいとの要望を受けており、今後、各学校及び各施設と協議を行い、ふだんは立ち入ることの少ない建物の裏側など、死角となるような場所へ防犯カメラを増設し、安全で安心な施設環境を整備してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、町では実力テストから矢吹中学校の学力の実情を把握し、近隣中学校との比較はなされているのかとのおたただしですが、平成の初めまでは高校受験の目安となる模擬試験である新教研もぎテストが県内全ての中学校で採用されておりましたが、偏差値重視の進路指導につながり、中学生の進路指導の資料としてはそぐわないとして、その代わりとなる実力テストが実施されるようになりました。

実力テストは、県内の多くの中学校が参加する外部テストであり、生徒個人の学習内容の定着状況を把握する性格を持っているため、県全体や他校との比較はできないものであり、教育委員会でもその結果の報告は求めておりませんが、得点と校内順位は進路指導の資料の一部となり、苦手分野につきましては教師が授業などで補充するなど、受験対策に活用しております。

議員おただしの中学校の学力の実情把握につきましては、毎年年度初めに実施される全国学力・学習状況調査やふくしま学力調査をはじめ、町独自の学力調査として3学期に実施される東京書籍学力調査などの結果を分析し、小学校も含めて把握に努めており、分析結果から各小中学校の持つ強みと課題を授業改善の視点にして、児童生徒の学力向上策を推進しているところであります。

また、全国学力・学習状況調査の結果発表後、町立各小中学校の校長先生を参集し、全国学力・学習状況調査の結果を基に、今後の各小中学校の学力向上の方向性について確認をいたしました。

教育委員会といたしましては、幼保小中の連携の下、粘り強さや集中力、やり抜く力や創造性といった非認知能力、つまり、目に見えない学力を伸ばすことにも力を入れることで、見える学力の向上に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、夏期講習についてのおたただしですが、夏期講習は平成21年度から学びへの意欲の向上と4小学校児童の交流を目的として開始されました。本事業は町内4小学校の6年生全員が自己の学習目的に応じ、自己選択したコースで講習を受講するものであります。

今年度は7月下旬に2日間、6年生125名を対象に、矢吹中学校を会場として民間の学習塾に委託して実施いたしました。夏期講習は学びへの意欲の向上を図るほか、小学6年生が中学校の学びを入学前に体験できるという点に加え、4小学校の児童の交流を図ることができるという面もあります。大変有意義な事業であると考えております。

まず、中学校の学びを体験できる点につきましては、夏期講習では中学校の教室を利用するだけでなく、教科や時間ごとに担当講師が交代するなど、中学校の授業に近い形を取っております。中学生にとっては当たり前のことですが、ほぼ全教科を担当が担っている小学生からは、「時間や教科ごとに先生が替わるのが新鮮だった」との感想が毎年見られます。

また、夏期講習は4小学校の児童の交流を図ることができる貴重な場であり、「保育園以来の友人に会えてうれしかった」、「ふだん会えない他校の児童と交流が持ててよかった」、「中学校に進学したら、このような人たちと勉強するのかと実感が持てた」と、参加者から中学校生活に向けての前向きな感想を得ています。

夏期講習は授業実施後に毎年アンケートを行っており、おおむね「参加して楽しかった」、「夏期講習はあったほうがよい」、「講師の解説が分かりやすかった」、「新しいことが学べてよかった」などの好評な意見を参加者からいただいております。

夏休みに行う短期間の講習では、議員おただしの学力向上の効果を具体的にお示しすることは困難ですが、参加者の意見から、感想から、学びへの意欲と中学校生活への意欲の高まりを見てとることができ、費用対効果の高いものと考えております。

以上のことから、教育委員会といたしましては、本授業を非常に有効な事業と捉え、次年度以降も引き続き取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、今後の子供たちへの教育支援についてのおただしではありますが、本町では令和3年4月末に、全ての小中学校に1人1台端末の導入と、高速大容量の通信ネットワークの整備が完了し、現在は各家庭へのタブレット端末の持ち帰りやA Iドリルによる学習など、個別最適な学びと協働的な学びの実現に向けた取組を推進しております。

今後は、ICT教育の環境をさらに充実させるため、デジタル機能を有したタブレット端末と連携して利用することが可能な電子黒板の配置や、専門知識を有するICT支援員を増員し、日常的な支援の拡充を検討いたします。

また、ICT教育等を通じて、知識、技能など見える学力に加え、思考力や表現力、自ら学びに向かう力といったデジタル社会を生き抜く力を育む教育を推進してまいりたいと考えております。

一方、子供たちが自分の夢や希望に向かうための支援は、学校、家庭、行政が連携を強化しながら、地域社会全体で取り組むことが求められております。令和元年度に設置された学年運営協議会に続いて、今年度より地域学校協働推進事業が始まり、現在、たくさんの地域の方々为学校の要望に応じて、教育ボランティアとして活躍していただいております。矢吹中学校では、総合的な学習の時間に矢吹創生学という矢吹町のよりよい未来の在り方について考える学習活動に取り組んでおります。7月には、矢吹町で様々な分野で仕事をなさっている方々を講師としてお招きし、お話を伺い、自分たちが取り組むテーマの決定に当たりアドバイスをいただくという学習が行われました。

また、テーマが矢吹町のよりよい未来ということもあり、町長に講師をお願いし、町の現状や将来像、生徒の皆さんに期待することなどについて、直接生徒にお話をする機会をいただきました。生徒からは、「町のいろいろな取組を知り、大人になっても矢吹町に住みたいと思った」、「町の将来について自分たちも関わっていることが分かり、町をどのようにしたいか自分たちからどんどん案を出していきたい」、「よりよい町になれることを願い、自分もできることをしていきたい」、などの感想が寄せられ、町の将来と自分の将来を結びつけて考える気持ちが生まれておりました。

町では、今後、子供たちが地域とのつながりと学びを通じてふるさとを知り、ふるさとへの誇りと愛着を実感し、自ら学び、自ら考え、自ら判断していこうとし、よりよい社会や人生を切り開いていく力を身につけられる、そのような教育環境づくりに努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、2番、関根議員への答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

2番。

○2番（関根貴将君） 町長並びに教育長、ご答弁、誠にありがとうございました。

それでは、再質問をさせていただきます。

今後、国道4号線の4車線化に伴う夜間工事が行われる際、4号線を回避し旧国道を通る車両も増えていくと予想されます。旧国道沿いの中町以外の北町、本町、新町沿いにはまだまだ街路灯が少なく、かつてにぎわった町のメインストリートとは思えない状態であります。旧国道は矢吹小学校の多くの生徒の通学路でもありますし、本町にある複合施設KOKOTTOでは夜遅くまで勉強している学生もおりますので、防犯のためにもできるだけ光を照らし、家路についてほしいと思うのですが、町全体はもちろんですが、旧国道沿いの街路灯の増設は今後検討しているのかを伺わせていただきます。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

都市整備課課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは、関根議員の再質問にお答えいたします。

旧国道ですね、こちらの街路灯設置、今後の予定ということでございますが、現在、旧国道につきましては、両側に歩道がありまして幅員も広いということがあります。片側にはついている部分もあるんですが、やはりどうしても幅員があるということで、今の照明ではやはり片側1灯では少ないのかなというふうに考えております。そういった地域の要望もございます。現在、片側だけではなくて両側に設置できるよう、現在、内部的に検討しているところでございます。

以上であります。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

2番。

○2番（関根貴将君） ご答弁ありがとうございました。

2000年前よりは幾分、片側だけでも設置していただいているので明るくなった、LED化ということもあるのですが、明るくなっている状況かとは思いますが、いまだに暗がりの歩道が見受けられますので、よろしく

お願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。

最近のニュース等で見られる映像の中には、個人のドライブレコーダーや防犯カメラで撮影された映像が多く見られるようになりました。事件や事故の解決や原因究明などに防犯カメラ、ドライブレコーダーの有効性が明らかになってきております。

ただし、行政が学校施設や町の至るところに防犯カメラを設置するとなれば、プライバシーの侵害や監視社会とも言われかねないことも考えられるため、慎重に検討しなければならないと思います。防犯対策を強化するためにも、農家や個人事業主、企業などに防犯カメラの設置を促し、補助金を出している自治体も増えてきている中、福島県内にはまだそのような民間に対しての補助をする自治体は一つもありませんので、治安をよくするためにも、矢吹町が先陣を切って取り組んでいくのはどうかと思うのですが、いかがお考えか。お願いします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課課長、山野辺幸徳君。

〔まちづくり推進課長 山野辺幸徳君登壇〕

○まちづくり推進課長（山野辺幸徳君） 2番、関根議員の再質問にお答えいたします。

防犯カメラの設置ということで、団体やら個人というところでの補助の考えというところでのおたまだったかと思いますが、現在、ちょっと調査してみたんですが、福島県でも補助金を対応している市町村がございます。そちらの市町村の補助金の交付内容を、そうした実施しております市町村の調査・研究を行いながら、設置につきまして効果的な防犯対策の一つだと思っておりますので、調査・研究、検討してまいりたいなというふうに思います。

答弁、以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

2番。

○2番（関根貴将君） ご答弁ありがとうございました。

私も福島県内について調べてはあるんですけども、先ほども言ったように、一般人に対しての補助金という制度はないということではあったのですが、もしあるというのであれば、後で教えていただければと思います。

今後、ご検討をよろしくお願いいたします。

昨年の「いい部屋ネット街の住みごこちランキング福島県版」において、県内59市町村中、本町は6位となり、県南地方では1位という輝かしい結果でありました。こうしたよいイメージを続けていくためにも、交通や生活の利便性はもちろんのこと、安心・安全という要因も大きく左右されるのではと思いますので、今後も引き続き防犯対策に力を入れてほしいと願います。

それでは、次の質問に移ります。

学習支援についてですが、教育長の答弁にもありましたように、目に見えない学力を伸ばすには私もとても共感いたします。質問の中で全国学力テストの結果に触れましたが、私個人の意見としてはさほど気にするこ

とはないと思っております。

しかしながら、文部科学省の新学習指導要領が移行期間を経て2020年から実施され、過去のゆとり教育からの脱却を図るべく方針を大きく変更し、現在、教科書は難化しております。2020年といえばコロナウイルス感染症が世界中にはびこり、学校は休校が相次ぎ、現在でも学級閉鎖、学年閉鎖などが相次ぎ、子供たちは学びの機会を奪われる状況が続いております。

また、コロナ禍により本格的に始まったGIGAスクール構想では、教育現場の教師の方々への負担が増しており、生徒も教師も我々の知る通常の学校生活を過ごせていない状況であります。このような状況の中、町として将来の宝となる子供たちにどのように向き合い、支援していくのか、いま一度お伺いいたします。よろしくお祈りいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育長、大杉和規君。

〔教育長 大杉和規君登壇〕

○教育長（大杉和規君） 2番、関根議員の再質問のほうにお答えをいたしたいと思います。

議員おっしゃるとおり、新型コロナウイルス、この発生につきましては、学校現場に大きな課題を投げかけました。全国一律の臨時休業であったり、その後も感染防止ということで先生方も大きな労力を払わねばならない、そういった状況がありました。

そういった中、やっぱり学校は何をまず大切にしなければいけないのか、そういったことを考えたときに、やっぱり子供たちの健康が一番であると。そして、その健康を保ちながら子供たちの学力をどういうふうに保っていくのか、そのことを模索してきたというような状況かと思えます。何が正解なのか分からない、そういう現状であることをこの新型コロナウイルスは私たちに突きつけたというふうに思いますが、そういった中で生きる子供たちにどんな力を身につけさせていけばいいのか。そこをやはり町としては、町の教育委員会としては大切にしていきたいなというふうに考えております。

子供たちの学びの姿としては、このような姿なのかなというふうに思うのですが、正解のない問いに対して自分なりに模索し、相手と協力しながら忍耐強く探求し続ける。やはりやり抜く力であるとか、友達と協力する力であるとか、そしてまた自分自身の気持ち、感情をコントロールする力であるとか、そういった、氷山に例えれば、海の中の下の部分にある見えないもの、見えない学力ですね、そういった部分が大きくあるからこそ安定していける、そういうことだと思います。

しかしながら、やはりその見える学力である知識、技能といった部分も、子供たちの進路を実現するためには大切なものです。ですので、そういった部分も、先ほど答弁させていただきましたが、各学校の校長と、各学校の特質を生かし、どんな対応ができるのか、そういった部分を確認しながら2学期進めていきたいと思いますというふうに会議のほうを行ったところになります。

ですので、見えない学力、そういった非認知能力の部分も大切にしながら、そしてそのことが見える学力の向上にもつながるように努めてまいりたいというふうに考えております。

例えば、各学校で学期末に計算テストとか漢字コンクールとか行いますけれども、計算ができるようになる、漢字が書けるようになる、それはすごく大切なことなだけけれども、そのことを通しながら、最後までやっぱ

り頑張ったよね、それがやっぱり君たちの力なんだよね、そういう部分を先生方が励ましながら、認めながら、さらに子供たちの力を伸ばしていきたいなというふうに考えております。

全国学力・学習状況調査は、意識調査というものもあります。子供たちがどんな意識を持って生活をしているのか、その中に、自分のよいところはあるかという自己肯定感を問う設問がありますが、その設問が全国、そして県に比べて矢吹町は大変多い状況があるんです。ですので、そういった子供たちのよさをより認めながら、そのよさをより伸ばしていける、そのことも大切にしながら子供たちの教育に当たっていききたいというふうに考えております。

以上で、関根議員の再質問への答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

2番。

○2番（関根貴将君） 子供を育むことはまさに正解はないものと私も考えております。そういった中、数字にこだわらず、やり抜く力、協力する力、継続する力、子供たちのよさを伸ばす、このようなご答弁、仙台育英の須江監督に勝るとも劣らないご答弁、ありがとうございました。

教育現場に36年在職し、子供たちと本気で向き合ってきた教育長の言葉に重みを感じます。大変だとは思いますが、子供たちのため、矢吹町のためにもよろしく願いいたします。

それでは、最後の質問といたします。少し意地悪かもしれませんが。

毎年夏休み期間に実施される小学6年生、中学3年生を対象とした夏期講習、5年前からは小学生のみとのことでありますが、講習後に子供たちに行うアンケートの結果でも「非常に役立っている」ということで、大変ありがたい事業であり、今後も継続してほしいと願うとともに、この事業を引き受けてくださっている学習塾様には感謝を申し上げたいと思います。

しかしながら、25年ほど、私の記憶ですと25年ほど前から始まっていた、確実にこれは始まっていたとは思っているんですけども、この事業は町内に十数件ある学習塾は請け負っておらず、郡山に本社のある学習塾1者が継続して請け負っております。また、授業1時間当たりの単価は想像を超えるほど高額であるわけですが、町内に十数件あるほかの学習塾には周知もされていないと伺っております。大小含めた町内の学習事業者のほとんどの方は、矢吹町に生まれ育ち、矢吹町で起業し、矢吹町の子供たちを思い、利益などは二の次で、矢吹町発展に少しでも貢献したいと思っている方々です。

民間の一事業者が学校内で営業活動とも取れる授業を行うことは、その他の事業者に対して公平性に欠ける事業であるとも思います。子供たちのためにもこの事業に反対するつもりは毛頭ございませんが、なぜ町内の事業者へ周知もせず25年間1者だけが委託されているのかを伺わせていただきます。よろしく願いします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育振興課課長、国井淳一君。

〔教育次長兼教育振興課長 国井淳一君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（国井淳一君） 2番、関根議員の再質問にお答えいたします。

教育委員会としましても、町内の業者をお願いしたい考えは持っております。ただ、先ほど教育長答弁のとおり、本事業は町内4小学校の6年生125名、こちらが3コースに分かれて講習を受講しております。そのコ

ース自体、それぞれ2クラス設置しておりまして、クラスは合計6クラスというところで、かなりクラスが多くなる。その対応としまして、講師6名が研修期間2日間、延べ12名確保する必要があるというところで、一定規模の業者でないとなかなか対応が難しい状況でございます。

また、これまでほかの事業者のほうにも入札のお願いをしております経過がございます。業者自身の塾での夏期講習の対応のために、入札を辞退されているという経過もございます。こういったところもあって、このような対応を取っているところでございます。

また、授業1時間当たりの単価が高額だというお話がございました。令和4年度の1時間当たりの授業単価、こちらは5,000円となっております。ほかの自治体の取組の状況も確認しております。ほかの自治体では、1時間当たり1万円で行っているというところもございまして、本事業が特別高過ぎるというところはないものと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

2番。

○2番（関根貴将君） 予算の詳細までおっしゃらなくてよかったんですけども。でも、しかしながら、私の計算によりますと、数字が出たので言いますけれども、時間当たり8,000円、今年に限っては8,000円、多いときですと1万近くというときもあったかなというふうには思うんですけども、1こまその金額ということですので、1人の人件費として時給に換算して七、八千円というのは、どうなのかなという思いも少しはあるんですが、私の聞いたのはそこが問題ではないので、今はちょっとそこはパスさせていただきます。

規模的な問題、1者が独占しているということで、規模的な問題というのが一番大きいとは思いますが、町の事業者のことも考えれば、あちらを立てればこちらが立たず、日の当たる場所もあれば日の当たらない場所もある。行政の決断とは難しいものではあるとは思いますが。

議員になる前、一町民として感じたことを1つ述べさせていただきます。

以前、矢吹町に高い実績と進学率を出す学習塾がありました。少子化の中、この委託業務が影響しているのかどうかは定かではありませんが、事業の受託者である学習塾は1学年150名ほどの小さな規模の矢吹町内に教室を増やし、さきの述べた実績の伴った町内の事業者は今もございません。私は、町で一番の結果を出していたその学習塾がなくなってしまったことは、町にとっても子供たちにとっても大きな損失であると感じておりました。

このようなことを踏まえ、時に日の当たらないところへの配慮というものを念頭に置きながら矢吹町を光り輝く町へと発展させていただきたいと思っております。

以上、2点の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（角田秀明君） 以上で、2番、関根貴将君の一般質問は打ち切ります。

ここで暫時休議をいたします。

11時25分から再開をいたします。よろしくお願いをいたします。

(午前11時09分)

○議長（角田秀明君） それでは、再開いたします。

（午前11時25分）

◇ 高久美秋君

○議長（角田秀明君） 通告3番、3番、高久美秋君の一般質問を許します。

3番。

〔3番 高久美秋君登壇〕

○3番（高久美秋君） 議場の皆さん、こんにちは。

それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

質問事項は大きく3つあります。

まず1つ目、交通安全協会会費について。

白河地区交通安全協会矢吹支部では、交通安全活動及び交通道德・交通安全意識の向上に資する活動を行い、交通事故防止に取り組んでおります。この交通安全協会の経費は、町交通対策協議会からの補助金と各分会費で運営されております。なお、各分会は行政区にあります。最近では行政区に加入していない世帯が増加しており、会費のお願いをするのにも声をかけることが困難な状況となっております。継続的な取組に対しまして不安があるということでもありますので、ここで伺います。

まず最初の質問です。

行政区に加入していない世帯は、おおよそ何割くらいになりますか、伺います。

2つ目としまして、行政区に加入していない世帯がいて会費が集めづらいということに対しまして、行政区側ではどのように見ているか伺います。

続きまして、農業問題。将来につなぐ農業・農村政策についてであります。

1999年からの新基本法（食料・農業・農村基本法）の下では、それぞれ3つの分野に分けられ、農業者には、基本理念の実現に主体的に取り組むように努められる努力義務をつけられました。基本計画2022年での担い手政策について、大規模経営体への農地集積・集約化が掲げられ、もうからない米を減らしつつ高収益作物を作り、輸出せよとの論調であります。農業者が生活できる政策、農村維持・発展していける政策に向けて、抜本的な転換が求められております。

農業従事者数は、2022年と比べて2030年には約4割、2040年には7割減少することが見込まれております。農業センサス2020では、10年前に比べて農業経営体数が都道府県で64%、北海道で75%に減少し、国では農業の生産力を維持・向上させていくためには農地の集積・集約を進めるとしているが、中小規模層の経営耕地面積の縮小をカバーできず、結果として都道府県で36万ヘクタール、北海道で4万ヘクタール減少しております。

農家数の減少は共同の農地管理を困難化し、保全管理状態の悪化を招き、農業排水路の管理を単独集落で行っている割合は半数を下回り、他の集落と共同あるいは保全しない集落も一定割合となっております。農地や森林には手が回らない状況であり、厳しい農業経営では、補助金頼りの経営は、むしろ大規模層において一般的である。昨今、価格低迷による事業収入の不足と資材高騰による事業支出の増加がある。また、米価は原価割れして物価水準は高くなり、多くの食料品価格が高騰する中で、米だけが価格低迷。政府の規制改革推進会

議は、「自由な生産・流通・販売競争、優勝劣敗こそ活力ある地域で強い農業」と言っていますが、農業・農村は疲弊するばかりです。

ここで質問します。

再生産できないような価格帯の中で、どのようにして農業者・農地を維持するのかお尋ねします。

2つ目としまして、担い手育成は前から議論されていましたが、離農者数が多く、離農対策や担い手育成はどのように進めるのかお尋ねします。

3つ目としまして、以前の答弁では、農家救済につながる補助は、いろいろ精査した上で考えているとのことでしたが、今手を打たないと農家が急速に減少してくるということと危惧しています。危機感を持った対策はあるのかお尋ねします。

大きな項目3つ目としまして、旧矢吹町図書館について、町では令和元年社会福祉法人篤心会と公有財産賃借契約書を締結しています。令和元年8月1日から令和51年7月31日までの50年間です。

賃借料は貸付日から令和11年7月31日までの10年間無償での貸付けとなっています。その後は、両者協議の上、決定する。公有財産の管理に関し本契約の締結は、地方自治法第237条第2項及び財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第4条に基づき、矢吹町財務規則第181条第1項の規定により、令和元年7月4日付で普通財産借受等申込書が提出され、同条第2項の規定により契約内容について決済し、同条第3項の規定により本契約を締結したとあります。

町では、賃借料の免除が事業者の施設運営の安定に寄与すること、過去に同様の施設へ町からの支援が行われていたことから、平成30年5月16日に篤心会に対して、町の支援策として賃借料を10年間免除しました。

今回の社会福祉法人優樹福祉会との協議等資料を頂き説明を聞きましたが、社会福祉法人篤心会との契約条件に差があると感じましたので、質問させていただきます。

1つ目としまして、参考資料の4契約内容（案）で、譲渡の場合は不動産鑑定額で試算して、貸付けの場合は財産台帳額での試算はなぜでしょうか。

2つ目としまして、参考資料の3賃借料の減免（年額）とあります。この中でも不動産鑑定額ではなく財産台帳額はなぜでしょうか。

3つ目として、町では公設で民営化する可能性はありますか。

以上の3つでございます。答弁のほどよろしく申し上げます。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、3番、高久議員の質問にお答えいたします。

初めに、行政区に加入していない世帯の割合についてのおただしであります。

世帯数につきましては、住民基本台帳法に基づく数と、5年に1度実施している国勢調査に基づく数がありまして、議員おただしの割合につきましては、より実態に近いとされる国勢調査に基づき算出しておりますので、ご了承願います。

直近の令和2年国勢調査における矢吹町内の世帯数は6,049世帯、うち行政区への加入世帯数が4,623世帯、

未加入世帯が1,426世帯で、町全体での未加入率が23.57%となっております。

なお、各地区別の未加入率につきましては、矢吹地区は4,524世帯に対し未加入世帯が1,247世帯、未加入率は27.56%、中畑地区が864世帯に対し未加入世帯118世帯、未加入率13.65%、三神地区は661世帯に対し未加入世帯61世帯ということで未加入率9.22%となっております。

また、町全体の5年ごとの未加入率の推移を比較しますと、平成22年、21.82%、平成27年、21.98%、令和2年、23.57%と、10年間で未加入率が1.77%増加している状況にあります。

行政区は、まちづくりの理念である自助・共助・公助の推進の核として地域コミュニティの支えとなる組織であります。近年、アパート等の増加により行政区へ加入する世帯が減少しております。今後も未加入者や転入者へ行政区加入のメリットについて十分に説明できるよう、広報紙や、転入時に加入周知のチラシ等を配布するなど加入促進に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、行政区に加入していない世帯からの会費についてのおたかしであります。

白河地区交通安全協会矢吹支部の運営につきましては、各行政区から納入される会費で賄われておりまして、この会費は行政区に加入している世帯が行政区に納入しているものであります。

行政区に加入していない世帯からの会費の徴収につきましては、対応に苦慮していることは、行政区加入促進の課題とともに大きな問題として認識しており、これらのことについては、本町のみならず近隣市町村においても同様の問題と捉えております。行政区の加入促進につきましては、行政区長が区内の転入者に対し加入活動を行っているほか、町では転入の手続に来庁された方に対し、行政区への加入周知のためのチラシを配布しております。

今後におきましては、この問題の対応策について、継続的に交通安全協会役員会等の場で協議するとともに、緑の募金事業、赤い羽根共同募金事業等の対応につきましても、関連する内容でありますので併せて検討し、町民にとって公平な会費納入が図られるよう努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、農業問題について、米等ですね、再生産できない価格帯の中でどのように農業者・農地を維持していくのかのおたかしです。

第6次まちづくり総合計画の政策において、「農業が元気なまちをつくります」と位置づけ、農業の担い手の育成、農業生産基盤の充実、農山村環境の整備推進を政策として取り組んでいるところであります。

農業者の現状については、全国的に農業従事者の高齢化や後継者不足により農業者は年々減少している傾向にあり、本町においても同様の状況であります。本町の農業の特徴は、水田を中心に野菜等の複合経営が多く見られ、特にトマトやキュウリについては品質も良く、市場でも高い評価を得ているとともに、価格についてもおおむね安定して流通していると認識しております。

一方、水稻、米、稲については年々価格が下落し、東日本大震災から続く風評被害、あるいはコロナ禍による外出制限等により外食産業の消費が落ち込んだということがありまして、令和3年産米につきましては1俵当たり1万円を切るという農業経営が厳しい状況に至っております。

このような状況の中、担い手の不足、農業資材等の高騰や米価下落等による農業者の負担増加に伴う対策は喫緊の課題であると認識しております。町といたしましては、今年度、福島県の補助事業である「風評に打ち勝つ園芸産地競争力強化事業」を活用しまして、トマト農家による二酸化炭素発生装置等の機械導入や、本定

例会において補正予算を計上しております。ブロッコリー農家3戸の組合による保管用の予冷库導入に対し、町の上乗せ助成等も予定しており、厳しい農業情勢の中においても、将来に向かい設備投資を行う農家への支援なども実施しております。

今後も、国や県、町内両JA及び関係機関と連携し、産地自らが地域の特性を生かし、生産性をより一層強化できる仕組みを構築することで、意欲と能力のある農業者や新規就農者の確保及び育成に取り組んでまいります。

また、耕作放棄地や遊休農地対策としても効果があり、生産基盤確保のための圃場整備、これによる生産コストの低減対策、多面的機能支払交付金事業による農業者等の共同活動への支援、共同活動で行う集落営農及び農業法人化の推進、これらの仕組みづくりの研究や研修などを引き続き行い、せんだって行いました、農家の皆様とそれから情報交換を行いました食農連携機構等、こういったところとの情報交換、研修等がよろしいかと思いますが、地域農業の活性化を図り、農家の皆様が将来にわたり希望や意欲を持って農業経営に取り組めるよう、関係機関と連携し、農業者・農地を維持してまいりたいと思いますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、離農対策や担い手育成はどのように進めるかのおたただしですが、先ほどの答弁と一部重複いたしますが、農業者の現状については、全国的に農業従事者の高齢化や後継者不足により農業者は年々減少している傾向にあり、本町においても同様の状況であります。

農林業センサスでは、本町の農家戸数は平成27年の769戸から令和2年では704戸と5年間で65戸、約10%の減少となっております。年々農家戸数の減少が続く中で、地域の担い手の育成は重要課題であると認識しております。町では、現在、農家が抱えている課題等の把握及び支援のため、その一つの取組として、農業地域連携推進委員が定期的に認定農家を巡回しながら、営農指導や農業相談等を実施しております。

また、多面的機能支払交付金事業により、農地の草刈りや水路等の軽微な補修を地域住民の皆様が行う。農業の多面的な機能を維持していただく活動につきましても推進しているところであります。

なお、移住定住対策として、今年度新たに創設いたしました矢吹移住定住総合サポート支援金により、町内へ定住した新規就農者への各種支援金の支給や、福島県農業総合センター農業短期大学校との連携協定に基づく事業としてフロンティア農園による農業体験実習を通じて農業を身近に感じてもらうということで、担い手の掘り起こし、確保に取り組んでいるところであります。

さらには、圃場整備や老朽化した農業施設の整備によるインフラ整備、そして農地中間管理機構を活用した農地の集約あるいは集積、農業機械等や農作業を共同で行う集落営農や農業生産法人の推進を図っていくことで、農家負担の軽減が図られることも担い手育成や離農対策において重要であるというふうに考えております。

今後も町の基幹産業であります農業につきましては、町内両JAや農業短期大学校等の関係機関と連携することで、担い手の育成を含めた地域農業の維持・継続ができるものと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、農家救済につながる危機感を持った対策はあるのかのおたただしですが、農家戸数が減少傾向となっている主な要因は、農業者の高齢化や後継者不足、特にこれが最大の要因の最近の一つですが、米価等の下落による安定的な収入が見込めない、一言ではもうからないということであり、その他、労働力を補うための農

業機械等の価格の高騰、農繁期の長時間労働などであると認識しております。

町といたしましては、今後の農業振興を推進する上で、これらの課題に対し支援を行うため、国の支援策であります経営所得安定対策に加入し、新規需要米である飼料用米や備蓄米等の作付を行った場合の町の上乗せ助成、町内の畜産農家が生産する堆肥を利用した場合の購入者への補助、有害鳥獣対策としてイノシン等による農作物被害防止のため、電気柵の購入者に対しての一部助成、地域農業を担うため農業生産法人を設立した場合の設立準備金の助成等、町独自の農家支援を行っているところであります。

また、昨年度は、令和3年度産米の米価下落の影響対策として、令和4年度産米の種子購入代金、種すね、種もみ購入代金の半額助成や、今年度新たに、トマト栽培用二酸化炭素発生装置等の機械導入に対し、矢吹町農業振興事業補助金による福島県の補助金への上乗せの助成や農業経営収入保険、この収入保険の新規加入者への保険料の一部補助、そして有害鳥獣対策で狩猟免許取得に係る経費の全額補助など、農業者に対し様々な農業振興施策を図っているところであります。

さらには、本定例会において補正予算を計上しておりますが、県の補助事業を活用して導入するブロッコリー保管用の冷庫へ矢吹町農業振興事業補助金による町の上乗せ助成や、飼料価格、餌価格です、餌価格の畜産に対する餌価格の高騰による大きな影響を受けております酪農家等の畜産農家への補助を予定しております。

このような助成等を行うことで、町といたしましても農業者の皆さんをバックアップしていくとともに、今後も農業者の皆様がどのような支援が必要なのか、全国の優良事例を参考に調査・研究し、農業振興発展のための研修会等を積極的に開催させていただき、要は、先ほどのような客観的な情勢としては全くもうからない農業というのが最大の問題ですが、それが個別事例としてはやはり収益を上げているところがあります。全体の構造は、これは国の問題、そして国にだけ責任があるわけじゃなくて、もちろん自治体も県もありますが、全体の構造にあらがうのはなかなか大変なので、個別の形態に対してどのようなものがあるのかというのを積極的に研究していかないと、この打開はなかなかできないのかなというふうに思っております。

ですので、研修会等で、例えばさきにも挙げました食農連携機構6次化を図ったり、個別の優良な農家の事例研究、こういったものを実際にやっていらっしゃる農家の方々、あるいはそれを支えているの方々、そういったものとの勉強会、研修会等をやって、やっぱり経営主体、あるいは先ほどの農業生産法人であるとか集落営農であるとか、経営体の在り方であったり、そういったものを相当研究していかなくてはいけないのかなとも思っております。本町の農業の、将来像を、農業者の皆様と意見交換しながら一緒に考えてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、旧矢吹町図書館の契約内容についてのおただしですが、旧図書館については、令和3年12月議会定例会において、社会福祉法人優樹福祉会からの請願書が採択となり、令和4年5月25日付で教育委員会による行政財産の用途廃止の決定がなされた施設であります。

その後、財産管理者を企画総務課へ変更し、社会福祉法人優樹福祉会と複数回にわたり協議を重ね、契約の内容に係る土地及び建物について譲渡及び貸付けの両方法により検討を進めてきたところであります。

議員おただしの譲渡及び貸付けの試算につきましては、譲渡の場合は地方自治法第237条第2項に基づき、原則として時価額によることとなるため、金額の算出に当たっては不動産鑑定を行った上で、時価額となる不

動産鑑定額により協議をしてきたところであります。

また、貸付料の場合は、算出に当たり、矢吹町行政財産使用料条例等に基づき、土地の場合は固定資産評価額を、建物の場合は再建築価格をいずれも財産台帳の金額が算出の基礎となるため用いたところであります。

なお、行政財産使用料条例及び公有財産取扱基準に基づき、社会福祉法人優樹福祉会が公共的団体であり、公共用に供する事業であることから、3分の2の減免により貸付料を算出したものでありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、旧矢吹町図書館の契約に係る賃借料の減免についてのおただしであります。貸付料の減免に当たっては行政財産使用料条例及び公有財産取扱基準に基づき、社会福祉法人優樹福祉会が公共的団体であり、公共用に供する事業であることから、3分の2の減免により貸付料を算出したものであります。貸付料は矢吹町行政財産使用料条例等に基づき、土地の場合には固定資産評価額を、建物の場合には再建築価格を、いずれも財産台帳の金額が算出の基礎となるものであり、減免の有無にかかわらず財産台帳の金額によって算出するところでありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、公設で民営化する可能性についてのおただしであります。公設民営については、公設として公共による施設の建設を行い、運営業務に関しては民間事業者に委託をする施設の運営手法であります。議員おただしの障害者の生活介護サービスの公設民営につきましては、令和3年度から令和5年度の3年間を計画期間とする第6期矢吹町障害福祉計画のサービス見込み料では、入所施設や病院等から地域移行による利用の伸びや、就労継続支援B型事業所利用者の高齢化などから利用者の増が見込まれており、関係機関と連携し、サービスの提供体制の整備を図りますと定められており、本定例会に提案しております旧矢吹町図書館を社会福祉法人優樹福祉会に貸付けし、利活用することもその取組の一助であると認識しております。

現在、公設民営により新たに施設を建設し運用することは、障害者の生活、介護サービスを含め、具体的には想定しておりませんが、民間事業者によるノウハウと創意工夫による事業効果については期待できるものと認識しております。

また、施設の建設や更新等につきましては、公共施設等総合管理計画に基づき、中長期的な検討を十分に行い、利便性や費用対効果を考慮した上で民間活力の活用による住民サービスの向上と管理運営コストの縮減について、他自治体の先進事例等の検証を行い、住民ニーズを踏まえながら検討を進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、3番、高久議員への答弁とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

3番。

○3番（高久美秋君） まず初めに、交通安全協会の質問、再質問させていただきます。

行政区に加入しない世帯が増えていくといろいろな問題が出てくると思いますが、行政区に加入するとメリットがあるという説明ではなく、行政区があることに対する大切さを町がどのように説明できるか、それどのように会費を集めたらいいかという新しいシステムが必要だと思っております。その点に関して再質問させていただきます。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課課長、山野辺幸徳君。

マスク外して。

〔まちづくり推進課長 山野辺幸徳君登壇〕

○まちづくり推進課長（山野辺幸徳君） 3番、高久議員の再質問にお答えします。

行政区のあることの大切さを伝えていくことが大事だということで、私も同感でございます。

ただ、自治会というのは、ご存じのとおり加入については任意であるということで、加入する、しないについては自由でございます。ただし、地域での交流あるいは防災、あとは防犯の協力など、加入することで得られるメリットも数多くあると考えてございます。そういう意味では、住みやすい町にするためには欠かせない組織だと思っておりますので、より多くの住民が行政区あるいは交通安全の協力を得ながら運営に当たっていききたいと思っておりますので、今後とも町としては支援していきたいというスタンスで進めてまいりますので、ご理解のほう、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（角田秀明君） 傍聴者、先ほどから携帯が鳴っておりますので、携帯持っていないようにしてください。再質問ございますか。

3番。

○3番（高久美秋君） 答弁ありがとうございました。

町民の皆さんが助け合うまちづくりができるよう、今後ともご協力のほどよろしくお願ひします。

続きまして、農業問題に対してです。再質問させていただきます。

9月1日、KOKOTTOで開催された矢吹町食農連携情報交換会では、お三方の大変貴重なお話を聞かせていただき、誠にありがとうございました。その中で、日本食農連携機構ですが、食と農を結びつけた新たなビジネスを生み出す仕組みづくりでした。このことをまず矢吹町内で何ができるのか、実践的な試みとして考えてみてはどうかと思ひますが、いかがでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、高久議員の追加質問にお答えします。

先ほど、客観的に日本農業、情勢としては非常に厳しい、そしてまた、ずっと厳しいと言われ続けてもう何十年もたってしまったと。その結果が今の状態であります。ですから、国の様々な提供してきた政策や仕組みの中で、やってもらうことばかり考えていては、もう限界があると。だから、やはり主体的に農家が自分の、例えば生産物の価格に対して影響力を持って、そしてそれを例えば6次化によって、例えば食農連携機構さん、その他の大変大きなメーカーさん等との関係や影響力ありますので、6次化でどういう流通経路を使って、そしてどういうふうに売っていくかと。それでどうやって収益を上げていくかと。もうからない農業はもう若い人に見向きもされないし、もうからない農業と、それからもうかるし、かつ農業を守っている様々な役割の環境維持であるとか、様々もありますが、それも含めてどういった形で世の中に訴えていくか、大事だと思ひます。

その中で、この食農連携機構をひとつ今回皆様と共にお話をさせていただいたというのは、ああいう枠組みも

あると、ああいう考え方もあると、その中で皆さんがそれをどういうふうを選んでいただける、自分たちがどういうふうにその中で食農連携機構のような中で様々な全国に例がある中で、自分たちはどの例に当てはまり、どういうことができるのかということをごひ主体的に考えていただきたいと。そうすれば、言わば、米でも矢吹の米は非常においしいというふうに言われています。ですから、例えば、ほかの米の味とか品質について、なかなかであるところからすると、原発の問題はありますけれども、例えば、自分の米を食べてみると、そのおいしさをきちっと分かってもらった上で消費者ときちっとつながっていくとか、それからメーカーとつながっていく、流通関係とつながっていくとか、そういったことについて、ぜひ新たな試みをしていただきたいというふうに思っています。ぜひ、今後も勉強会を続けていく中で、ぜひ皆さんに主体的な取組をお願いしたい。我々も一生懸命サポートする、あるいは先ほども圃場整備その他で環境整備にも努力すると。

先ほど国の問題と申し上げましたが、自治体もやることいっぱいあります。ただ、やはり農家の皆さんに主体的な努力を一緒になってやっていただきたいというふうに思っております。

ぜひ、そういうことで、今回の枠組みは一つの例で、幾つかこれから提示していきたいと思っておりますので、ぜひ皆さんで研究を一緒にしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

3番。

○3番（高久美秋君） ありがとうございます。

次の質問ですが、恵那市の恵那川上屋の鎌田社長のお話では、目からうろこでした。僕らにはない発想で、なるほどと思いました。この中での話では栗の話でしたが、矢吹町ではこれを米で考えてみてはと思いました。鎌田社長は超特選栗部会、こういうものを立ち上げました。ここで、矢吹町では超特選米部会というのを立ち上げてみたらどうかと思ひ、立ち上げてからいろいろな方向性が出てくるのかなと感じております。この部会を立ち上げるに当たっては、鎌田社長が言っておられたのは、小さく始めて大きく育ててくださいと言っておりましたので、それを矢吹町でやったらいいんじゃないかなと思ひているんですけども、この辺、どうでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

[町長 蛭田泰昭君登壇]

○町長（蛭田泰昭君） 3番、高久議員の追加質問にお答ひします。

基本的に私、大賛成です。もう、基本的にはというのは、やっぱりそういった部会をどんどん皆さんで主体的につくっていただいて、その戦略とか戦術については、一緒になって考えて。私、基本はとにかく、せっかくおいしい米作れるし、高久議員もたしか賞をもらったことありますよね、たしかね。

だから、そういう非常においしい米を作れる力があるのであれば、それを生かさぬ手は本当、ない。だから、私は全国歩いてきましたが、どこかというのは言ひません。でも、米がおいしくない地域はいっぱいあります。そしてまた、実は、例えば福島県の関係している旅館、ホテルなんかでも、何でこんなおいしくない米を出しているのというところいっぱいあります。

先頃、ある議員さんとちょっとお話をしたときに、全くそれは同感なんですけど、行ってみたときに、あまりおいしくない米を出されたら、その米をくさすんじゃないかと、うちではもっとおいしい米ありますけれども、うちの米使ってみませんか、今度ちょっとだけお送りしますから、試しに食べてみてください。言わば、私の米を食べてみよと。それで気に入ったら仕入れてくれと。福島の米、勝負できますと私は思っています。

だから、そういった部会を主体的に立ち上げていただいて、そして行政、それからJA、関係団体と、あるいは食農連携さんの知恵をも借りて、そういった形でどんどん前に向いて進んでもらいたいと私は思っております。

これは私の思いですけれども、私はできると思うんですけれども、一応確信を、半分確信持っています。ぜひお願いしたいと思います。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

3番。

○3番（高久美秋君） ありがとうございました。

3つ目の事例で、伊達市の自然農業研究会のお話ですが、矢吹町には自然農業環境といいたいでしょうか、自然農業研究会がありません。新規就農で農業に入ってくる方々は自然農業を目指す方が多いので、研究会を立ち上げると、新しく参入する方の目に留まると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

農業振興課課長、鈴木辰美君。

〔農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美君登壇〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美君） 3番、高久議員の再質問にお答えします。

研究部会を立ち上げてはどうかというお話かと思いますが、自然農法や有機農法については、食の安全・安心の観点から大変着目されている内容でございます。

町内もそういう方、有機農法とかやられている方はいらっしゃると思いますので、今後も両JAさんや、あと、町には農業短期大学校もございますし、食農連携さんなどと連携を深めながら、研究部会の立ち上げについても検討してまいりたいと思いますので、ご理解いただければと思います。

以上で、高久議員への再質問の答弁といたします。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

3番。

○3番（高久美秋君） ありがとうございました。

前向きな答弁と受け止めておきます。

農業振興マスタープランを策定していただいて、矢吹町の農業振興を今後ともよろしく願いいたします。

続きまして、3つ目の質問、旧図書館についてであります。

公有財産取扱基準ということで、この基準は矢吹町行政財産使用料条例、矢吹町財務規則、町有財産評価要領の規定による公有財産の評価替え及び目的替え使用許可について定めたものであります。これは条例規則要領3つ全て当てはまるものか、それともこのうちのひとつでいいのか、お尋ねいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 3番、高久議員の再質問にお答えいたします。

行政財産使用料条例、また、ご質問いただきました公有財産取扱基準、それら全てに関連するものとして算定作業を行ったところでございます。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

3番。

○3番（高久美秋君） これ、3つの規定というか、3つありますから、これ1つでもいいのか、それとも、この公有財産取扱基準の中に3つありますけれども、これはその3つのうち2つでいいのか、1つでいいのか、それとも3つちゃんと関連しないと駄目なのかということを知りました。答弁のほど、よろしくお願いします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 3番、高久議員の再質問にお答えいたします。

まず、行政財産使用料条例のほうでございますが、それにつきましては、土地についても使用料の額を算定するための算式等が掲載されております。あと公有財産取扱規定のほうは、減免等の算出をするための基準として使わせていただいております。もう一つが、財産取扱いの要領については、そちらは、この行政財産使用料条例の中で、固定資産評価額であったり、建物の再建築価格というところが文言として出てきますので、それのどのような評価をしていったということが載っている要領でございますので、それら全てを関連したものであるということで、先ほど答弁させていただいたところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

3番。

○3番（高久美秋君） ありがとうございました。

次に、土地の価格を求める公式がありますね。公有財産の評価替え並びに目的外使用の許可について定めたもの。条例別表の土地、建物、施設、工作物、物件等に要して使用する場合の公式。今回は1か月以上なので、アの公式、固定資産評価額掛ける3掛ける使用許可日数掛ける使用許可面積割る財産台帳面積掛ける100掛ける365とあります。この中で、固定資産評価額とは、固定資産評価税評価額ではないでしょうか。固定資産評価税ではないか、それともこれ、この方式、渡された資料には財産台帳の価格が入っているので、ここ、固定資産評価額をちょっとお尋ねします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 3番、高久議員の再質問にお答えいたします。

行政財産使用料条例の中の別表の中のご質問でございますが、こちらの固定資産評価額については、財産台帳の中で5年ごとに税務課の評価替えによって改定しているものでございます。税務課から評価替えの内容を提供していただきながら、その時期ごとに更新しているものでございます。

ほかの自治体のも見てみましたが、固定資産税評価額というところもございましたが、近隣では固定資産評価額というところを使っているところが多かったというところでございます。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

3番。

○3番（高久美秋君） これ、そうしますと、これ土地だけなんですけれども、これ固定資産税評価額で計算しないと、土地はこれ路線価だと思うんですけれども、この辺のところ、固定資産評価額というのは固定資産税評価額じゃないんですか、これ。答弁、もう一回お願いします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 3番、高久議員の再質問にお答えいたします。

固定資産評価額か固定資産税評価額なのかのおたがいでございますが、税が入るか入らないかというところで、文言の違いはございますが、議員さんもご指摘のとおり、路線価による評価についての文言でございます。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

3番。

○3番（高久美秋君） そうしますと、今回、土地に関しては計算式で財産台帳額を入れているんですね、これ。これ路線価の価格を入れるべきだったんじゃないでしょうか。不動産鑑定額とも違いますよね、これ。路線価なんで。その辺の答弁をお願いします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 3番、高久議員の再質問にお答えいたします。

今回の算定、台帳価格という部分は、こちらの使用料条例の中の固定資産評価額という基に財産台帳をつくっておりますので、同じものとして出しているもので、内容、数字的に違うということはありません。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

3番。

○3番（高久美秋君） ありがとうございます。

それでは、建物に関してちょっとお聞きします。

旧図書館の再建築価格は幾らで設定していたんでしょうか、教えてください。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 3番、高久議員の再質問にお答えいたします。

再建築費価格についてでございますが、財産台帳価格と同額というところでございますので、6,427万3,664円でございます。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

3番。

○3番（高久美秋君） そうしますと、この構造別標準共済基準額、これは平米幾らだったんでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 3番、高久議員の再質問にお答えいたします。

建物災害共済事務取扱要領、この件でございますが、図書館につきましては、1平米当たりの共済基準額は、鉄筋コンクリート造でございますので37万5,000円となっております。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

3番。

○3番（高久美秋君） もう一点。建物経年減価率を教えてください。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 3番、高久議員の再質問にお答えいたします。

建物経年減価率でございますが、鉄筋コンクリート造でございますが、総体が耐久性資材の場合という区分で見えております。減価率につきましては1か年で1.3%となっております。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

3番。

○3番（高久美秋君） 譲渡の場合は不動産鑑定額より算出され、貸付けの場合は、賃借の場合は財産台帳額になるとされておりますが、不動産鑑定額等土地は2倍以上、建物は4.6倍以上となりますが、民間取引の実績と大きくかけ離れていると思いますが、その金額は妥当だと思いますか、答弁よろしくお願いします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 3番、高久議員の再質問にお答えいたします。

財産台帳の価格と不動産鑑定額に開きがあるというところのおただしでございますが、財産台帳価格については、見直しについては5年ごとということになっております。不動産鑑定については、今回このような図書館をどうするかというお話がございましたので、直近の鑑定を行ったところでございますので、そこについては、当然時価額というところで適正な額を出すために不動産鑑定を入れさせていただきましたので、時価というところであれば不動産鑑定価格が適正な額であったと考えております。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

3番。

○3番（高久美秋君） そうしますと、今後も町有地の賃借料、財産台帳額より算出された額を使い、実勢価格（不動産鑑定額）ですね、これは考慮しないのか、お伺いします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 3番、高久議員の再質問にお答えいたします。

これからもどのように扱っていくかのおただしでしたが、先ほど町長、答弁いたしましたとおり、条例等に基づいて適切に執行してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

3番。

○3番（高久美秋君） 平成30年3月に社会福祉法人篤心会特別養護老人ホームの一般質問でのやり取りですが、町では篤心会の運営全般に対して優遇措置あるいは助成、どのように関わっていくのかという一般質問に対して、答弁です。「借地利用につきましては、矢吹町行政財産使用料条例の規定により算出することになりますが、同条例第3条に当該行政財産を公用、公共もしくは公益事業の用に供する場合は、使用料の全部または一部を免除することができる」と定めている」と答弁されております。

この中の使用料全額免除という場合は、どのような場合が想定されるか、お尋ねします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 3番、高久議員の再質問にお答えいたします。

ただいまの議員さんをご質問の中でおっしゃっていただいたことが一つ想定されるという、全額免除のことであったのかなと認識しております。

今回、貸付けにつきましては、無償、有償、譲渡、貸付けというところで、複数の条件による検討を行ってまいりました。今回、旧図書館につきましては、財産の耐用年数が残っていること、あと、今後残存する耐用

年数分の施設の利用というものが見込めること、また補助金の返還が必要であるということを考慮させていただきまして、有償貸付けと決定させていただいたところでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上で、再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

3番。

○3番（高久美秋君） 補助金の返還、これはKOKOTTOを造ったときの話であって、今回の話とは違うと思っておりますが、これが無料にならなかったという理由にはならないと思うんですけども、その辺の答弁をお願いします。

○議長（角田秀明君） 議員、ちょっと質問の方向が違っているんじゃないかと思うんですけども。

答弁を求めます。

企画総務課課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 3番、高久議員の再質問にお答えいたします。

特別養護老人ホームについては、町の第8次矢吹町高齢者保健福祉計画、矢吹町第7期介護保険事業計画の中で、その当時、新規事業として80人を定員とする介護老人福祉施設を整備するということで見込んでいたところございました。その状況から、町内に介護老人福祉施設が必要であるということを鑑みまして、各種支援を行ってきたところでございます。

以上です。

○議長（角田秀明君） 議員、今の答弁でよろしいですか。私、ちょっと勘違いしているような感じしているんですけども、KOKOTTOの問題が出てきて、補助金の話なんですか。

○3番（高久美秋君） 補助金を返還しなきゃいけないので、今回、賃借料を設定したということを答弁したので。

○議長（角田秀明君） 図書館の話だよ。

○3番（高久美秋君） 図書館の話です。

○議長（角田秀明君） 今、課長は、それ篤心会の老人ホームのことを言ったんだけど、それでいいのかい。

○3番（高久美秋君） ちょっと違いますけれども。

○議長（角田秀明君） 私は今聞いていてちょっと方向が違うなと思ったから。再質問してみて。じゃ、再質問してください、全然高久議員の再質問と違う答弁だったものだから私も、だから聞いたんですけども。

図書館の場合には工業団地を設置したときに、その工業団地との国のほうの援助で図書館を造るならということで50年契約というようなことで補助金もらったけれども、途中で36年ぐらいで別利用になっちゃうということで、その14年ぶりの返済を求められたということで私は説明を受けたので、分かっているんですけども。そのことを聞きたいわけでしょう。

○3番（高久美秋君） そうです、はい。

○議長（角田秀明君） じゃ、もう一回質問してください。

○3番（高久美秋君） そのことで、結局、そのことと今回の優樹福祉会の賃借には関係ないと思いますけれど

も、いかがでしょうか。

○議長（角田秀明君） ちょっとその質問が、内容がちょっと私も理解できなくて、今なかなか交通整理というのも難しくしているんですけれども。

というのは、私たちは全協で聞いて、そして理解をしたんですけれども、何か高久さんはちょっと分からなかったということで聞くんでしょうけれども、その14年ぶりの残っている分だけが……

○3番（高久美秋君） 16年ですけれども。

○議長（角田秀明君） 16年残っている分を優樹会のほうに何であれするんだということでしょう。

○3番（高久美秋君） そうです、はい。

○議長（角田秀明君） それでは答弁を求めます。

副町長、小松健太郎君。

〔副町長 小松健太郎君登壇〕

○副町長（小松健太郎君） 3番、高久議員の再質問にお答えいたします。

今回、旧図書館を優樹福祉会に貸し付ける議案、出させていただいた減免の考え方でございますが、行政財産使用料条例と公有財産取扱基準に基づきまして、今回、優樹福祉会が公共的団体であることで、公共用に供する事業であることということで、公有財産取扱基準の項目に該当しますので、3分の2の減免ということで貸付料を算出いたしまして、今回議案として提出させていただいております。ご理解とご協力をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 副町長、今の高久君は16年分の残り分を返済することが、何でそこを貸すのにあれなんだということを質問しているから、ちょっとそこを触れてもらいたい。

高久君、今の答弁でよろしいんですか。

○3番（高久美秋君） ちょっと違いますけれども……

○議長（角田秀明君） じゃ再質問してください。

俺もちょっと分か……

○3番（高久美秋君） では、質問内容、ちょっと変えますね。

○議長（角田秀明君） 変えて。

○3番（高久美秋君） 篤心会では老人ホームですね、これ10年間無料で貸していますね。優樹福祉会、この障害者施設、同じ社会福祉法人です。この違い、片方は3分の2、片方はゼロ。これは何ですか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 3番、高久議員の再質問にお答えいたします。

まず、介護老人福祉施設については、先ほども答弁いたしました。町の計画に位置づけられている施設であったということから、計画的に、町が主体的にそちらについての支援を行っていくという考えの下の全額無償にしてきたということだと思っております。

あと、今回の旧図書館については、社会福祉法人からの申出がございまして、議会のほうでも請願の採択をされたということでしたので、当然議会の意向を尊重しながら、すぐに貸出ししたいということで協議を進めてきたところがございますので、そこについては若干、同じ扱いではなくて違いが出てきたものだと捉えております。

以上、再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

3番。

○3番（高久美秋君） ありがとうございました。

矢吹町の障害のある方の状況なんですけど、令和4年6月1日現在、町の人口1万7,029人に対し、障害のある方の合計は929名、うち障害福祉サービスを利用している方、これ191名なんです。矢吹町の障害福祉サービスを見込み、これからの見込量を定めた、町長答弁もありましたが、第6期矢吹町障害福祉計画及び第2期矢吹町障害児童福祉計画において、今後の福祉サービスの利用増加が見込まれます。これに伴いまして、公設民営化を計画されておいたほうがいいのではないかと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（角田秀明君） 施設のですか、何のですか。

○3番（高久美秋君） 公設民営化の。

○議長（角田秀明君） どういうものの公設民営化なんですか。

○3番（高久美秋君） 障害者施設です。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 3番、高久議員の再質問にお答えいたします。

障害者のサービスについて公設民営化を進めたらよろしいんじゃないかとおたがいでございますが、その点につきましては、町長の答弁と重複する部分もございまして、他自治体の先進事例等の検証を行いまして、住民ニーズを踏まえた中で検討を進めさせていただきたいと思っておりますので、ご理解とご協力、お願いいたします。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

3番。

○3番（高久美秋君） なるべく前向きな検討をお願いします。

それでは、最後の質問になります。

矢吹町行政財産使用料条例の第2条、「同項の規定にかかわらず、町長は別に使用料の額を定めることができる」とあります。本町の第6次矢吹町まちづくり総合計画後期基本計画の中に「障がい者支援体制の充実」があります。障害者が自立し、住み慣れた地域で安心して生活されるよう、各種サービスの提供、医療費の支給、相談業務を安定して行うことが求められています。これ、弱者救済の立場からですね。

今回、優樹福祉会では、白河で8つの多彩な福祉サービスを実施していますが、白河市では土地代、建物代、全額ただだそうなんです。矢吹町では今後このような事例に対しまして、どのような考えで福祉行政を進めていく

かお伺いします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

副町長、小松健太郎君。

〔副町長 小松健太郎君登壇〕

○副町長（小松健太郎君） 3番、高久議員の再質問にお答えいたします。

まず、行政財産使用料条例第2条、同項の規定にかかわらず町長は別に使用料の額を定めることができるという記載でございますが、その前のほうを読みますと、「前項の規定による使用料の額が近傍類似地の当該行政財産と類似する財産に係る賃貸料の額と比較して著しく均衡を失するときは」というふうになっております。

まず、今回、優樹福祉会、地域生活サポートセンターあゆり、今の場所でお支払いいただいている賃借料の額、そして今回、議案に出させていただいています旧図書を使うときの貸付料の金額、著しく均衡を逸するところとは考えておりませんので、これには該当しないものと考えております。

また、あと白河市の事例で、優樹福祉会が8つの施設を使っているというところがございますが、私どもも白河市のほうにも確認いたしました。その中で、幾つか優樹福祉会が白河市から借りている施設がございますが、確かに無償のものもございます。しかし、全て無償ということではございません。有償で貸付けを受けているという施設もございましたので、答弁とさせていただきます。高久議員のご理解とご協力をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

○3番（高久美秋君） ありません。ありがとうございました。

○議長（角田秀明君） 以上で、3番、高久美秋君の一般質問は打ち切ります。

ここで昼食のため、暫時休議をいたします。

再開は1時50分からです。よろしく申し上げます。

（午後 零時50分）

○議長（角田秀明君） それでは、再開をいたします。

（午後 1時50分）

◇ 藤 井 源 喜 君

○議長（角田秀明君） 通告4番、4番、藤井源喜君の一般質問を許します。

4番。

〔4番 藤井源喜君登壇〕

○4番（藤井源喜君） 議場の皆さん、こんにちは。傍聴席まで声が届いているかどうかは確認できませんが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

初めに、新型コロナウイルスの感染が拡大する中での対応に努めている皆様方、医療機関の皆様方に深く敬意と感謝を申し上げます。現在、オミクロン型対応ワクチン接種ということで準備が進んでいるとのことですが、職員の皆さん、本当にありがとうございます。

それでは、通告に基づいて一般質問をさせていただきます。

1つ目には、マイナンバーカードの交付率向上対策についてであります。

デジタル田園タウン構想、行政DX・地域DXを推進する上で、マイナンバーカードは入り口として大変重要であると考えます。総務省デジタル庁から「マイナンバーカードがどのように便利になっているのか、マイナンバーカードでこんなことができるようになっていくなどのメッセージを発出していく。そして、マイナンバーカード便利だなと思っていただいて、カードを取得しようという方が増えるように発信したい。」とのコメントも当該大臣から出ております。

ちょっとだけ、そこのところに触れたいと思いますが、8月26日の河野デジタル大臣の記者会見のマイナンバーに関する部分ということで、ユーチューブの中に載っております。「デジタル大臣としてマイナンバーカードの普及をお願いする、あるいは利用・活用を国民の皆様をお願いをするメッセージの動画を作成いたしました。このマイナンバーカードを普及するに当たって、やっぱり自治体の協力が大事です。平日の朝9時から午後5時、17時にマイナンバーカードを取りに来いというのは、取りに行けないよという方もいらっしゃいますし、こういうサービスが今できるようになっているんですよと言っても、その自治体はそのサービスに対応してくれていないとそういうサービスを受けられないということになりますので、自治体の協力をいただくために、自治体の首長さんあるいは職員の皆様に向けたメッセージ動画も作成をいたしました。これについては今日、これ8月26日ですが、自治体にお送りをしようと思っております。」ということでした。

「8月23日にはカードの申請率が50%を超えた、国民の2人に1人はカードを申請している状況です。今年度中にこのカードが全国民に行き渡るようにしたいというふうに思っておりますので、積極的にこれからもカードの普及、利用の推進に頑張っていきたいというふうに思っております。来年早々にも、マイナンバーカードのスマートフォンの搭載というのをやる」というふうに言っております。それによりまして、「役所の手続、サービスをオンラインでできる、そうなれば役所に行かなくてもスマホでいろんな申請ができる。児童手当、保育、介護、それから自動車税、災害のときの罹災証明の申請、そういったものについてもオンラインでできます。引っ越しの手続、住所の変更もオンラインでできるようにしましょう。」というのが、デジタル大臣のコメントでありました。

こういった中、さて、国がマイナンバーカードの普及のために特典として設定したマイナポイントの申込み期限が9月末、今月末と迫っている。令和4年3月議会において、私の一般質問に対する答弁では、令和4年2月1日現在で交付率32.8%、交付人数5,652人とのことであった。今回の質問の目的は、マイナンバーカードの普及により、今後予定されている、先ほど話をしたような行政システムを町民が利用できる、サービスを享受できるように進めていくということであります。

質問のまず一つですが、直近の交付状況では、どのような向上対策に取り組み、町民・職員でどのくらいの交付率になっているか。

②9月末までに申請できなかった人には、国の特典は該当しないのか。町としての特典はないのか。

③町としての具体的な目標、いつ頃までにどの程度の普及率とする、普及対策はあるのか。

まず、以上が1つ目です。

2つ目になります。危険性の高い空き家の管理について。

こちらについては、今年の2月、三神小学校の近くにある空き家となっているアパートで火災が発生したことで、こちらも6月の議会でその管理について質問をしたところですが、その建物でまた8月26日、同様に火災が発生したということでもあります。近隣の町民の方から、何か対策はないのかとの問合せがありました。

また、消防団として現場に行ったときに、小学校と隣接していることから、子供たちの安全確保のために今できることはないのかというような目線で、先生方のほうも心配な面持ちで状況を見ていたということもありました。そういったところから再度確認をしていきたいという質問であります。

質問の目的につきましては、空き家を適正に管理することで、生活環境の保全、災害時の安全確保、不法侵入や放火などの犯罪の未然防止を進めるということでもあります。

①建物の入り口をロープ等により十分に塞ぐなど考えられると思うが、今回はどのように対応するのか。

②防犯組織等に協力いただき、各地区に危険性の高い建物がどのくらいあるのか、調査やパトロールを実施してはどうか。

③小学校と隣接していることから、子供たちの安全確保のために、学校という立場で考えられる対策はないか。

次に、大きな項目で3つ目になります。農作物の作付と肥料、燃料の高騰対策についてとしました。

もうすぐ、稲作の収穫時期となる。総務省統計局小売物価統計調査によると、白灯油が令和2年10月リッター83円、令和3年10月リッター101円で121%、令和4年7月では115円リッター当たりということで、113%上がっている中で、さらに値上げが予想されている。

また、JA全農の令和4年秋肥、これは6月から10月の価格になりますが、その中では輸入尿素で春肥、11月から5月まで。肥料年度というものがあまして、この2つ、春の肥料期間、秋の肥料ということで分かれています。輸入尿素では94%の値上げ、リン酸質で25%、高度化成で55%値上げだということで公表しております。こちらについてももうすぐ、また来年の春使うための肥料、11月から5月の価格が出てくるようになりますが、その中ではまた厳しい価格体制になるのではないかと、体系になるのではないかとというようなところであります。

町内においては大豆の作付はあるが、麦は久しく見ることはない状況である。小麦粉が高騰する中で、国産麦や米粉に対する引き合いが多いとの報道もあります。日本農業新聞等では特に出ておりますが、この質問の目的については、農業を取り巻く厳しい環境の中で、農業の再生産のために行政としての支援を確認をしていきたいというふうに思っております。

1つ目、①白灯油、軽油、A重油等燃料、肥料の価格が高騰しているが、国・県・町での対策はあるか。

②農業新聞では国産麦や米粉の引き合いが強い報道はあるが、町内における麦の作付、米粉の取引に関する問合せ等はあるかというような内容でございます。

ちなみに、9月6日付の日本農業新聞では、JA全中と全農は新米の出回り本格化を前に、米卸や小売、外食・中食などの各業界団体に対し、米の適正な価格形成と消費拡大に関する要請活動を展開していると。肥料など生産資材が高騰する一方で米価低迷が続いているため、持続可能な米の生産、供給には再生産可能な適正な価格形成が必要だということで価格転嫁への理解を求めている。要請先については、日本生活協同組合連合会などの9団体、これらについて8月から順次要請しているということでありました。

米価のほうは、今回はちょっと上がるというような形で報道のほうは出ているようですが、実際、私がJAに勤めて経験してきた中では、生産者米価、まず食糧管理制度、食管制度というのがあったときは、これは昭和17年に制定された法律ですが、こちらについては日本における主食である米や麦などの食糧の価格や供給等を日本国政府が管理する制度だということで、平成7年までありました。そのときには、米の価格と政府の生産者米価という形でいきますと、平成3年から7年で1万6,392円、昭和59年から61年、ちょっと戻りますが1万8,668円。これが生産者米価ということで政府が買い取る価格でした。

その頃の、昭和59年ぐらいにはたしか米価が2万円ぐらいになりました。一般に買い取っている中では。その辺が米の価格での一番高い時期だったのかなというふうに思います。昨年の米の価格については、JAのほうでも追加払い等があって9,000円ぐらいにはなりそうなのかなということでしたが、今年度、今のところ1,000円ぐらいまではちょっと高くなって、もしかすると1万円近くまで期待はできるのかもしれないということでもあります。

あと、麦の関係についても、ちょっと農業センサス等を見ておりましたけれども、昭和60年ぐらいには矢吹の町でも麦、私が農協に入ったときは確かに、春、梅雨の時期に麦の検査をやったというようなことがありました。かなり作付をしている農家の数もあったのかなと思います。ただ、現在ではこの10年ぐらい、まず公道で見たことがないというような状況であります。

ちなみに、昭和55年、私がJA入ったときには福島県内に145のJAがありました、145。現在は福島県に5つのJAということで、いろんな集約されたり、いろんな検討をしていって、今このような状況になってきたと。米についても、食管制度の頃にはもう逆ざや状態になっていた。政府で買い取る米が一般に小売になる米よりも安いということで政府が補填するような形になって、最終的には食管制度自体が廃止になって、今の自主流通米制度になってきたというような状況があるかなというふうに思っております。

ちょっと長くなりましたが、私のほうからの一般質問については以上でございます。答弁のほうをよろしくお願いします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、4番、藤井議員の質問にお答えいたします。

初めに、マイナンバーカードの交付率向上対策についてのおたけしであります。

政府は、令和4年度末までに全ての国民にマイナンバーカードを交付することを目標に掲げ、マイナポイント制度や保険証としての利用などを推奨しながら普及促進に努めているところであります。

本町といたしましては、令和4年度矢吹町政策大綱に掲げる、誰一人取り残さない住民に優しい地域社会を実現し、デジタル田園タウン構想事業を核とした選ばれるまちづくりを目指していくため、マイナンバーカードの普及がその基盤づくりに大変重要であると認識しております。

議員おたけしの、マイナンバーカード取得率向上のための取組についてであります。まず、平日開庁時間にマイナンバーカードを受け取ることが困難な方のため、新型コロナウイルス感染症対策により予約制とはなりますが、奇数月に1回、日曜日の午前中にマイナンバーカードの交付を実施し、7月からは毎月の実施とし

ているほか、8月からは申請受付についても実施しております。

さらに6月より、毎月、広報やぶきにおいて申請の方法や、町内企業や社会教育活動団体等への訪問申請受付、携帯電話会社での申請受付について掲載し、町のホームページも活用しながら周知を進めております。

次に、マイナンバーカードの本町の交付率についてであります。7月末現在で36.1%、交付人数は6,215名、そして申請率、こちらが41.0%、申請人数が7,039名となっております。

なお、職員の交付率は80.5%となっております。

同じく7月末での全国及び福島県の交付率ですが、全国での交付率が45.7%、福島県の交付率が40.6%となっております。県の交付率と比較しますと、本町の交付率はやや低い数字となっております。7月20日からは役場1階窓口隣において、マイナンバーカード専用受付を設置してありまして、直近では申請者数も伸びてきているところであります。町といたしましては、引き続き広報活動や訪問申請等を行いながら、マイナンバーカードの取得率向上に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、マイナンバーカードの特典についてのおたかしであります。

現在、政府が実施しております第2弾のマイナポイント事業では、マイナンバーカードを申請することで最大2万円分のポイントを受け取ることができます。その内容につきましては、1つ目が利用するキャッシュレス決済サービスごとに指定された方法で2万円までのチャージまたはお買物をした場合、利用金額の25%、上限5,000円分を受け取ることができるポイント。2つ目が、健康保険証の利用申込みによる7,500円分のポイント。3つ目が公金受け取りの預貯金口座をデジタル庁に登録することによる7,500円分のポイントであります。

なお、これらのポイントは9月までにマイナンバーカードを申請された方が申請を行うことができ、申請期限は令和5年2月までと期限が定められております。

今回、町では、マイナポイント事業の該当にならない10月以降に申請を行う方を対象に、マイナンバーカードを交付する際に1人2,000円分のクオカードを配布するため、本定例会の補正予算において480万円を計上させていただいております。今後、様々な機会を通してクオカードを有効活用しながら、マイナンバーカードの取得率向上に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、マイナンバーカードの普及対策についてのおたかしであります。

総務省では、今年6月、各自治体の交付率の状況などを来年度の地方交付税算定に反映することを検討するという旨の発表がなされておりまして、マイナンバーカードの交付率向上は町財政の面でも非常に重要な指標になってきているというふうに認識しております。町といたしましては、令和5年3月末までに交付率50%以上、交付人数8,600名を目標に掲げ、普及促進に取り組んでまいります。

今後の具体的な取組といたしましては、9月13日開催のことぶき大学本講座において臨時申請窓口を開設し、マイナンバーカードの申請を受け付け、翌月の本講座で交付することなどを予定しております。

次に、9月23日及び24日の2日間においては、白河市、西郷村、泉崎村、中島村との合同で、西郷村にありまサイオン白河西郷店において合同出張申請受付を実施する予定であります。さらにフロンティア祭りなどの各種イベントにおきましても、新型コロナウイルス感染症の対策を実施しながら臨時申請窓口の開設を実施してまいります。

また、9月17日開催の敬老会においても、マイナンバーカードの案内チラシを配布させていただく等、様々

な機会を通じた普及促進に努めてまいります。

なお、申請につきましては、窓口に来なくても既に送付されている申請書のQRコードをスマートフォンで読み取り写真を添付して申請する方法や、郵送での申請方法など周知を図り、自分で申請することが難しい高齢者の方などには、窓口にて写真撮影や代理申請、日曜日の申請受付についても継続して実施してまいります。

今後も、申請方法の周知や出張申請などを実施しつつ、高齢者の方にも分かりやすく、またできる限りのサポートを行いながらマイナンバーカードの普及率の向上に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、空き家アパートの火災を防ぐための対策についてのおたしであります。

8月26日の午後5時44分に、三神小学校近くの空き家アパートにおいて2階の部屋の一部を焼く火災が発生しました。この火災は、建物侵入者による不審火の可能性があったため、火災翌日の8月27日に火災現場において、白河警察署、矢吹消防署による現場検証が行われ、町も立ち会いながら、今後、当該アパートにおいて不審火が発生しないよう、建物に侵入させないための対策を実施いたしました。具体的な対策といたしましては、アパートの1階から3階までの全ての部屋の玄関のドアの施錠を実施いたしました。アパートの所有車には、白河警察署が部屋の施錠について承諾を取り、矢吹消防署が施錠を実施いたしました。

今後、町といたしましても、さらに建物の入り口部分に強固なバリケードの設置や、不法侵入の注意喚起を行う看板の設置を行うなどの対策を実行してまいります。

なお、町では、アパートの所有者に対し、今年の6月に空き家の適正管理を求める文書を送付しておりますが、反応がないという状況から、今後もアパートの所有者に対し根本的な管理の問題解決を求めていくとともに、白河警察署、矢吹消防署と連携を図りながら再発防止に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、危険性の高い建物の調査やパトロールについてのおたしであります。

町内の空き家等につきましては、平成30年度に現地調査を行った結果、建物の傾斜や壁の崩落など、危険性が高いと判断された空き家が78軒確認されております。これらの危険性の高い空き家につきましては、議員ご指摘のとおり、各行政区、防犯団体、消防団等にご協力をいただけるよう協議を行い、危険性の高い空き家の実態把握に努めてまいりたいと考えております。

なお、危険家屋の実態把握につきましては、単発的な確認作業にとどまることなく、防犯協会を中心に取り組んでいる防犯パトロール等の中で定期的な確認が行えるよう、白河警察署、矢吹交番所、防犯団体等の関係団体と情報を共有しながら、町民の安全と安心の確保に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、農作物の作付に伴う燃料・肥料の価格高騰対策についてのおたしです。

昨今の世界情勢を背景に、農業者が使用する燃料や肥料、農業用資材や飼料価格の急激な上昇は、本町の農業者へも大きな影響と負担が生じているとの認識をしております。今後も先が見えない状況であり、安定した農業経営の持続について、国等におきましても様々な対策が講じられているところであります。

具体的には、燃料高騰対策として、福島県では特に農業経営に占める燃料費の割合が高い施設園芸農家に対し、施設園芸燃油等価格高騰対策緊急支援事業によりまして、ヒートポンプ等の省エネ機器等の設備導入に要

する経費3分の2以内、これを補助する事業があります。

また、燃料高騰対策として、国では燃料価格高騰対策事業により……。

○議長（角田秀明君） 肥料高騰、燃料じゃなくて。

○町長（蛭田泰昭君） 失礼しました。また、肥料高騰対策として、国では肥料価格高騰対策事業により、5戸以上の農家グループに対し、化学肥料低減の取組を行った場合、肥料費上昇分の7割を補助する事業があります。

なお、県では、福島県肥料高騰緊急対策事業により水稻または水稻以外の転換作物を作付している水稻経営体に対し、水稻の場合10アール当たり500円、水稻以外の場合10アール当たり1,500円の補助を行う予定がございます。

今後も、新たな支援等が展開されることも想定される状況であり、本町においては、国・県の支援等を確実に把握し、農家の皆様への情報提供を行うことに併せて、近隣市町村の動向を踏まえつつ、上乘せ助成等を検討するとともに、今後も農家の皆様が希望や意欲を持って安心した農業経営に取り組めるよう、農家の皆様の声に耳を傾け、関係機関と連携・協議しながら農業振興に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、国産麦の作付、米粉の取引に関するおたただしです。

国際的に穀物供給が不安定な状況にあり、価格が高騰する中、特に輸入依存度が高い小麦は、今後も供給が不安定な状況が予想されております。そのような状況の中、国では輸入小麦の代替として国産小麦の生産拡大等の支援を講じているところであります。すみません、ちょっと失礼します。

失礼しました、続けます。国の支援内容といたしましては、一定の条件はありますが、国産小麦供給体制整備緊急対策事業では、麦栽培の生産性を向上させるため、作付の団地化に向けた話し合い等に係る経費への定額支援や、営農技術導入支援として10アール当たり最大1万5,000円の支援や、機械等の導入経費2分の1以内の支援等と、ハードソフト両面から支援を受けることができる事業等があります。

本町の麦の作付状況は、町内両JAに確認したところ、作付を行っている農業者はいないとの回答を得たところであります。その理由といたしましては、麦類は乾燥した気候に適した畑作物であるということで、湿害に弱く、6月頃が収穫時期となりますが、東北地方については刈取り時期がちょうど梅雨時期と重なりカビの発生等品質管理が難しいため、安定した収入が得られないということが大きな要因と認識しております。

次に、米粉の取引状況ですが、輸入小麦の代替材料として米粉が注目されていることは報道等により認識しており、米粉の取引状況につきましても町内両JAに確認したところ、JA夢みなみの子会社で米粉用の加工機械を所有し、米粉の生産についても行っているとの回答を得たところであります。しかしながら、町内での米粉の取引が現時点では行われておらず、問合せ等についても現在のところ確認されていないという状況であるとのことでもあります。

今後も、国、福島県の動向等を注視しつつ、小麦の作付の技術向上や米粉生産についての調査・研究や先進地視察研修などを検討しながら、この状況により本町の農業産出額等への影響を招くことがないよう、町内両JA等の関係団体と必要な対策等について協議・検討してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、4番、藤井議員への答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育長、大杉和規君。

〔教育長 大杉和規君登壇〕

○教育長（大杉和規君） 4番、藤井議員の質問にお答えいたします。

三神小学校に隣接する空き地となっているアパートの安全対策についての……。

○議長（角田秀明君） 教育長、空き家です。

○教育長（大杉和規君） 申し訳ありません。空き家となっているアパートの安全対策についてのおただしであります。8月26日に火災が発生したアパートは、三神小学校の南東部にあり、町道神田西線から校庭につながる進入路に隣接しております。この進入路は、神田西線に歩道が整備されていないことから、三神小児童が通学路として利用しておりますが、学校敷地とアパート敷地の境界にロープを私設し、児童に対してアパートの敷地には入らない、近寄らない、そのことを指導しているところであります。

なお、令和7年度に神田西線の拡幅工事が完了し、学校正門までの歩道が整備される予定となっております。

また、アパート周辺の状況把握につきましては、教職員による随時の点検に加え、学校用務員による週3日の点検を実施しております。

今後の対策といたしまして、矢吹消防署の協力、指導の下に、アパートの火災発生を想定した避難訓練を、三神幼稚園、三神小学校合同で実施し、児童の安全確保並びに学校施設の安全管理を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、4番、藤井議員への答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

4番。

○4番（藤井源喜君） 答弁ありがとうございました。

それでは、若干ですが、再質問させていただきます。

まず、マイナンバーカードの取得向上対策についてであります。現在のところ大分伸びているということも窓口の担当の方も実感をしているのかなというふうに思うところであります。いろんな工夫をされている、時間をずらしたり日曜日に開庁したりということで取組されていることには深く敬意を表します。

そういった中で、まず、小学生、中学生が学校に行っている関係で、なかなかマイナンバーカード取得のための申請の手续にちょっと時間が合わないのではないかというような懸念がされるかなというふうに思っておるのですが、年代的には、その辺の対応として、担当する現場のほうではどのような対策を考えているかということについてお答えいただけますか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

総合窓口課長、佐藤浩彦君。

〔会計管理者兼総合窓口課長 佐藤浩彦君登壇〕

○会計管理者兼総合窓口課長（佐藤浩彦君） それでは、4番、藤井議員の再質問にお答えをさせていただきます。

小学生、中学生を中心としたお子様に対する取得率向上の取組というか、考えということの質問だったかと思えます。今の年代別の取得状況においては、町の数字というのは出ないんですけれども、全国的な数字としましては、やはり、19歳未満のお子様、特に学校に通っているお子さんたちの年代が、若干、ほかの年代と比べても低いような状況とデータとして出ております。今の、窓口での状況を見ますと、やはり学校が終わった時間とか、そういった時間を利用して、小学生や中学生を連れてご家族で申請に来られているようなケースも多々見受けられます。

ただ、矢吹町も同様に、子供の取得率が低い状況にあるかと思えますので、一つの今後の方策としては、学校にチラシ等を配りながら、そのチラシを持ち帰ることで家庭での取組というか取得を促すというふうなところが一つ考えるところでございます。子供だけではマイナンバー申請ができないような状況でございますので、保護者の方と一緒に来ていただくというふうなところで、数値が低いというふうな状況が出ているんだと思えます。

そのほかにも、今後、担当としてもどのような取組ができるか検討を進めながら、取得率向上に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

4番。

○4番（藤井源喜君） ありがとうございます。

もう一つ、年代的なことという高齢者の方ですね。こういった方に、特典でポイントってつくけれども、ポイントって使い方もあまりよく分かんないしどうなんだべな、俺ら本当に必要かいと、ちょっと近所の人に話を聞いたところ、そんな声がございました。この後、ことぶき大学等でいろいろ普及活動していくというような予定を聞いておりますが、そういったポイントの使い方もなんかよく分からないよというような、そういった高齢者の方に対して対策等はございますか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

総合窓口課長、佐藤浩彦君。

〔会計管理者兼総合窓口課長 佐藤浩彦君登壇〕

○会計管理者兼総合窓口課長（佐藤浩彦君） それでは、再質問に答えさせていただきます。

高齢者の方への、特にマイナポイントの部分について分かりづらいというふうなところの質問だったかと思えます。先ほどの町長の答弁にもありましたように、あした13日、ことぶき大学の本講座がございますので、そちらのほうに我々の担当のほうでお伺いをさせていただいて、マイナンバーカード、そしてマイナポイントについても説明をしながら、希望の方に申請をしていただく予定でございます。

また、今、7月からマイナポイントの専用の窓口を、窓口の隣のほうで開設をさせていただいております、来られた方、また電話での問合せについても丁寧に説明をさせていただいているところでございます。なかなか、お話を聞いただけでは分かりづらい部分が多々あるかと思えますので、窓口に来ていただいた際には実際に、細かい説明をしながら、高齢者の方も来ていただいて説明を聞いて分かって帰っていただくような状況なのかなということで感じております。もし、またそのような問合せがあったときには、ぜひ役場のほうに足を

お運びいただいて、声をかけていただきましたら丁寧な説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

4番。

○4番（藤井源喜君） 答弁の中で、総務省では今年6月、各自治体の交付率の状況などを来年度の地方交付税算定に反映することを検討するというようなことでありました。これを受けて、町としては令和5年3月末、来年の3月末までに交付率50%以上、交付人数を8,600名という目標を掲げたというところかなと思います。

そういった中で、まず、経済団体ですと例えば、目標を上げればやっぱりそこまで、どこまで進んだというような検討を常にやるのかなと思うんですが、役場の中でもそれぞれ、課長さんの会議、管理職の会議、それから担当者さん、あとは各市町村の情報を取ったりということで、いろいろ工夫をされるんだろうというふうには思うんですが、課長職の中での会議の中で、現在の町全体の取得率がこのぐらい向上しているよ、それから、先ほど職員の取得率が現在80.5%ということでしたけれども、これをもう少し上げていくためにはどんなふうにしていったらいいとか、そういった会議の席で役場全体として取り組むということが必要なんだろうなというふうに思います。そういった会議での、課長職の取組というものがあるのかどうかというのをちょっとお聞きしたいと思いますが、お願いします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

副町長、小松健太郎君。

〔副町長 小松健太郎君登壇〕

○副町長（小松健太郎君） 4番、藤井議員の再質問にお答えいたします。

役場全体での取組というご質問かと思います。役場の中では、今年度からDXの推進本部というものを立ち上げております。今年度1回をやっておりますが、第2回、この9月議会明けにでもやればと思っております。そういったDX本部会議を通して、各課長皆さんはじめ専門部会等もございますので、役場の中の取組としてマイナンバーカード取得率向上を目指していきたいと思っております。そして、そうした取組の中で、町民の皆さんにも呼びかけて、できる限りの交付率、取得率向上に取り組んでまいりたいと思います。

以上で、藤井議員の再質問の答弁とさせていただきます。ご理解、ご協力をお願いいたします。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

4番。

○4番（藤井源喜君） ありがとうございました。

他の市町村の普及率とか普及対策、そういったものもいろいろ情報を積み重ねながら、工夫して、ぜひこの50%という数字は、私ども議員としても何か協力できることがないかということで考えながらやっていければというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、幽霊アパートの関係の対策についてですが、今現在できること、確かに出入口を完全に封鎖をする、それはまず必要なことでしょうねと。今まで放っておいたのってどうなのというふうに、ちょっと近くの方からは言われました。それと併せて、あそこは三神小学校の子供たちも確かに身近にいるところではある

ので、父兄の方からもやっぱり心配だよねという声を聞いたところで、今回もまた質問させていただいたということになります。

そうした中で、教育長にも、教育施設の立場ということから思いもよらない答弁を求められたのかなというふうにも思いますが、こちらについても先ほどのマイナンバーと一緒に、全庁的に、役場全体の中でそういった対策を考えていけば、もう少し違った角度での対策、それからアイデアが出てくるのではないかなというふうに思っております。

そうした中で、特に、うちの集落にもやっぱり空き家があります。空き家が目立ってきたところが、結構町の中でもやっぱりあるような気がします。そういったところに対しては、やはり何らかの対応が必要だなというふうに思いますが、消防団、私消防団の親方なのはどうなのかなとも思うんですが、消防団がやっぱりその地元、行政区長さんとちょっと協力をして、ここにはこういう空き家があるよというのを把握をする必要ってやっぱりあるんだろうなというふうに思うので、ぜひ、そちらのほうは担当課のほうでもちょっと、どんなふうに今考えているか。消防の会議はこれからやる予定はあるところなんですが、担当課のほうからどんな対策、対応を考えているかというところで答弁をいただけますか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課課長、山野辺幸徳君。

〔まちづくり推進課長 山野辺幸徳君登壇〕

○まちづくり推進課長（山野辺幸徳君） 4番、藤井議員の再質問にお答えします。

空き家の対応ということで、消防団と区長さんの協力を持ちながら、連携というようなおたさだと思えますが、今後、まちづくり推進課では、各行政区あるいは防犯団体、あるいは消防団というところで近々会議もごさいますが、危険性の高い空き家の実態把握というところで、随時努めてまいりたいというふうに考えてごさいます。

再質問については以上でごさいます。

○議長（角田秀明君） 再質問ごさいますか。

4番。

○4番（藤井源喜君） 答弁ありがとうございました。

最後の項目になりますが、農業燃料・肥料関係と高騰対策、それから麦、大豆。確かに報道等では国産麦を奨励しているということが出ておりますが、こちらの答弁でいただいたように、麦は6月頃が収穫、梅雨の時期になってしまうということで、大変品質が悪くなって等級が駄目、収量が上がらない。つまり、収入に見合う作物にはなかなかこの辺ではなり得ないということから麦も減っていますし、実際には兼業農家になると一番仕事としてやりやすいのは田んぼをつくっていくことなんだろうと思います。

ですから、水田で転作をするといっても、じゃこの田んぼに大豆まきますよと言うとすぐ畑になるわけじゃないという、そういう状況から、麦をまけば麦畑になるだろうとそういうことでもない。なかなか気候的なもの、そういったいろんなものがあって、現在のような農業情勢になっているのかなというふうに思っております。

こちらについても、私もJAのOBとしていろいろと方策をちょっと考えながら、何か農業に対する対策を

考えていきたいなというふうに思っております。

以上で、私の一般質問は終了いたします。ありがとうございました。

○議長（角田秀明君） 以上で、4番、藤井源喜君の一般質問は打ち切ります。

ここで暫時休議します。

再開は2時55分からです。よろしくをお願いします。

（午後 2時40分）

○議長（角田秀明君） 再開をいたします。

（午後 2時55分）

◎会議時間の延長

○議長（角田秀明君） ここでお諮りをいたします。時間を延長して一般質問を続けたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認め、時間を延長して一般質問を進めたいと思います。

◇ 富永創造君

○議長（角田秀明君） 通告5番、13番、富永創造君の一般質問を許します。

13番。

〔13番 富永創造君登壇〕

○13番（富永創造君） それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

その前に、議場の皆さん、こんにちは。傍聴席、ありがとうございます。傍聴に来ていただいてありがとうございます。

大きい項目で3つほどになります。

まず1つ、国道4号道路拡幅による地域振興についてであります。

矢吹町北浦から鏡石久来石間の国道4号道路計画の検討に当たり、平成30年12月には現道拡幅と一部バイパス化の2つのルート案が国より提示されましたが、地域住民や利用団体などからのアンケートを含めた意見聴取がなされ、それによって現道拡幅が決まっております。7月には、道路の設計素案が提示され、説明会が行われております。ただ、9月6日予定していた福島県都市計画公聴会は延期されている状態です。

国営事業であります。本町の地域振興にとっては重要なプロジェクトに位置付けられていると考えます。早期整備を強く要望するとともに、今回提示された道路の設計素案について、地域の利便性や将来性の観点から変更箇所が指摘されております。これらの課題解決が図られた原案が策定されることを強く望まれております。次の設計素案が示される公聴会の前に、本町と地域住民が一丸となって地域振興につながる地元の声が反映された道路設計素案が策定されていなければならないと考えられます。

そこで質問ですが、1、地域振興を図る観点から、道路の設計素案に関する所見を伺います。

2、道路設計素案策定に関わることができる体制づくりを早急に取り組む必要があると思うが、考えをお伺いいたします。

3、国道4号拡幅整備の完成を念頭に、中長期的本町の地域振興の新たなグランドデザインづくりの考えはないか。

次に、農地農業用施設の災害復旧についてであります。

近年、異常気象や自然災害による農業関連への深刻な被害が増してきておりますが、とりわけ、地震や台風によって農地農業用施設の災害復旧に際しては、工事関係者や担当職員が一生懸命に復旧工事作業に取り組まれていたことに改めて感謝するものであります。そのかいありまして大部分は復旧しているとの報告を受けておりますが、令和4年福島県沖地震による農業用施設の中には、応急普及で、この秋以降に本復旧を予定していると聞いております。農業は、本町産業の根幹であり、今後も安心できる継続的な経営が望まれます。

そこで質問ですが、1、秋から再度調査する被害箇所の数はいくつほど把握されているか。

2、中には農業用水路施設の老朽化も重なり、長期にわたって安定的に維持管理できる施設への整備が必要な箇所もあると聞きます。こうした箇所への取組の考えをお伺いいたします。

3、災害復旧作業が原因で、秋の収穫ができなくなった稲作農家の補償対応をお伺いいたします。

最後になりますが、ふるさと納税や企業版ふるさと納税の寄附増加対策についてであります。

新聞の記事によりますが、2020年、令和2年7月、これは新聞の見出しになりますが、「ふるさと納税過去最高、コロナ感染拡大に伴う巣籠もり消費が地場産業に対する応援消費の広がりも影響していると見られる」。

そして、今年になりますけれども、令和4年6月の記事、「ふるさと納税過去最高、コロナ需要や復興支援」。

そして、この8月には、「企業版ふるさと納税が倍増」といった内容の見出しが目にとまっております。

このようなふるさと納税による寄附金は、本町のふるさと思いやり基金に積み立てられ、子供たちの教育・育成事業、自然・環境保全のための事業、動物愛護事業、その他まちづくり事業全般に活用でき、持続可能な地域再生のための貴重な自主財源を担っていると考えます。

以前、町長答弁にありましたように、ふるさと納税寄附を通して財源の確保だけではなく、町の魅力を伝え、地域外の人々に関心を呼び込む。返礼品提供事業者の収益につなげ、地域活性化を実現すると認識していると語っておりますが、まさにそのとおりだと思います。

人口減少を抑制しながら、子育て世帯に選ばれる町を目指して地域経済縮小の克服、まち・ひと・しごとの創生と好循環を目指すためにも、ふるさと納税寄附に関心・協力いただける方のさらなる増加を期待したいものです。そのために共に汗を流す努力が必要であると考えます。

そこで質問1、今までの寄附額や件数等の傾向を分析した評価をお尋ねします。

2、寄附額を増やすためには、今後どのように取り組む考えか。

3、達成可能な年間目標を具体的に定め、公表すべきではないか。

以上になりますので、ご答弁よろしくお伺いいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、13番、富永議員の質問にお答えいたします。

初めに、国道4号の設計素案に関する所見についてのおただしではありますが、国道4号4車線化整備事業は、令和3年度に国による事業化が決定され、矢吹町北浦地区から鏡石町久来石地区までの約4.8キロメートル区間を4車線化に拡幅する事業であり、令和4年4月14日、19日及び20日の3日間にわたり国道4号矢吹・鏡石道路の設計に関する説明会が開催されております。

本説明会では、国道4号の慢性的な交通渋滞の解消や交通事故の防止、救急時の緊急搬送路の確保、スムーズな物流体系の構築等を図るための4車線化設計素案が示されたところであります。

主な内容といたしましては、国道4号と交差する幹線道路主要箇所の新設される交差点や集約される交差点、拡幅往時に必要となる道路幅員、影響範囲、立体横断歩道橋の地下歩道化等の説明がありました。

国道4号については、町民や町内事業者にとりまして大変重要な道路であり、今回示された素案についても、生活する上で、また経済活動を行う中で非常に大きな影響を与えるものであります。町といたしましては、本説明会に参加された皆様からの様々な意見、要望、提案等について可能な限り計画に反映していただけるように、7月22日に国土交通省東北地方整備局郡山国道事務所長へ要望書を提出したところであります。

内容につきましては、1つ目として、地域住民からの意見、要望について可能な限り事業に反映させること。2つ目として、住宅や店舗等の移転を余儀なくされる住民及び事業者に対しては、個別に丁寧な説明を行うこととして要望しております。

さらに、地域住民や利用者が生活する上で必要とされる側道や回転スペース等の代替措置の検討案が示されるように協議を進めてまいります。

町の所見につきましては、国道4号は東北を縦断する主要幹線道路であり、国としては交通混雑の解消、安全性や走行性の確保等を図る道路計画として示された案ではありますが、一方で、地域の生活道路であるという視点、東西の往来の重要性・必要性等を確保する相対的な計画の見直しについて、利用実態を踏まえ、再考する必要があると感じております。

今回の説明会において様々な意見、提案等がなされたことは国としても重く受け止めており、引き続き、隣接地権者はもとより地域住民や利用者からの意見、提案をしっかりと分析、検討することを町として注視していくとともに、設計素案の見直しについて国や福島県、関係機関等と協議を進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、国道4号の設計素案策定に関わることができる体制づくりについてのおただしではありますが、本町の組織体制において、国道4号関連の窓口を担っておりますのは都市整備課であります。上下水道等のインフラ整備としては上下水道課、交通安全の視点ではまちづくり推進課、通学路、子供の安全・安心につきましては教育振興課と、各課に関連する項目がありますが、現時点では都市整備課の都市計画係が主体となり、各課との調整、町民の皆様からの相談を受け付け、国、福島県との連絡・調整を担っております。

国道4号拡幅事業は、おおむね10年から15年と想定される整備期間でありますので、事業の進捗に合わせ体制の強化、状況に応じた専属の組織体制について検討する必要があると考えております。

また、今回、国道4号の設計素案が町民の皆様を示され、多くの意見、要望、提案等が出されたことを踏ま

え、地域住民の意見や要望等を取りまとめる組織として区長会をはじめ交通安全、農業、商工業に係る町内関係団体、PTAや育成会等の教育関係の方から成る矢吹町国道4号矢吹鏡石道路事業推進協議会の設立に向けて、現在、準備を進めております。

国道4号の4車線化整備は、町民及び事業者の皆様の生活、経営に大きな影響を与える事業であることから、今後も要望や提案等があった場合においては速やかに国と協議を進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、国道4号拡幅整備を念頭に中長期的本町の地域振興の新たなランドデザインづくりの考えについてのおたただしですが、現在、本町のまちづくりの最上位計画は第6次まちづくり総合計画であります。この総合計画を基に、都市計画における重要な計画の一つに位置づけられているのが矢吹町都市計画マスタープランであります。本マスタープランは、都市計画法に基づく市町村の都市計画に関する基本的な計画を示すものであり、長期的な将来を見据えたおおむね20年を計画期間として、令和17年を目標年度に平成28年において見直しを行い策定されております。

長期計画でありますので、おおむね10年間が経過する令和7年度までに中間検証、社会情勢の変化に合わせ見直しを予定しております。

また、現在、本マスタープランに関連する計画として、矢吹町都市計画道路網計画の見直しを進めておまして、関連団体への聞き取りや関係機関と協議を重ねております。国道4号の拡幅事業は、交通の円滑化や交通安全の確保のほか、本町の地域振興に大きな影響を与えていくものであり、整備に伴う交通や地域形態の変化等についても考慮していく必要があると考えております。

今後は、整備期間が10年から15年とも言われます国道4号拡幅整備の進捗に合わせ、都市計画マスタープランをはじめとする各種計画の見直しについて検討してまいります。見直しに当たっては、各種計画との整合性が重要と考えており、関連する計画の進捗状況、交通量や土地利用等の基礎調査やアンケート調査、分析、見直しに必要な作業の抽出や工程等について、国道4号拡幅整備事業の進捗に合わせ、計画的に進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、農地農業用施設の災害復旧について、秋からの被災箇所の調査件数についてのおたただしであります。

令和4年3月16日発生福島県沖地震災害では、本町を含む福島県内の多くの自治体で農業被害等が生じたところであります。本町における農地及び農業用施設の被災状況につきましては、本年8月末時点で農地10件、農業用施設のうちため池9件、用排水路16件、農道2件の合計37件の被災を確認しておまして、そのうち26件の復旧が完了し、復旧率は約70%となっております。残りの未完了地区、農地4件、農業用施設のうちため池3件、用排水路4件の合計11件につきましては、一部地区については特に被害が甚大であったことから、今年の作付に間に合わせるため、仮畦畔等の応急工事により仮復旧し、水稻の作付を行っていただき、秋の収穫が終わり次第本復旧工事に着手できるよう、現在発注準備を進めているところであります。

本災害における被災箇所の把握については全ての調査を終えており、今後も地権者及び関係機関の調整を図りながら速やかな復旧に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、老朽化した農業用施設の整備についてのおたただしですが、高久議員の答弁と一部重複いたしますが、第6次まちづくり総合計画の政策において、農業が元気なまちをつくりますと位置づけ、農業担い手の育成、

農業生産基盤の充実、農山村環境の整備推進を施策として取り組んでいるところであります。本町の農業用施設は、昭和の時代に造成されたものが多く、耐用年数の超過に伴い災害発生等に起因する突発事故や老朽化による日常的な機能低下が懸念されており、農業用施設の維持、更新については喫緊の課題と認識しております。

本町では、今年度、土地改良施設維持管理適正化事業の補助事業を活用し、明新地区にある明新揚水機場のポンプ等の更新工事により、農業用施設の長寿命化等を図っているところであります。今後も、土地改良区や各地区の水利組合等と連携し、老朽化施設の把握や調査を行い、農業用施設の機能診断等の調査を実施するとともに、農業用施設の長寿命化計画の策定を検討し、計画的な改修等の仕組みづくりを調査、研究してまいります。

農家の担い手の減少や肥料等の高騰、米価等の下落により、農家を取り巻く環境は今後も先が見えない状況であり、町が積極的に農業生産基盤の充実や環境整備を図り、農家の皆様が将来にわたり希望や意欲を持って安全・安心に農業経営に取り組めるよう、対策を講じてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、災害復旧が原因で収穫ができなくなった稲作農家への補償についてのおたしであります。

近年では、平成23年東日本大震災や令和元年台風第19号災、令和3年と令和4年の福島県沖地震災と多くの災害が発生し、町内の農地や農業用施設が被災し、甚大な被害が発生したところであります。被災の内容は、農地や水路、のり面の崩落や農業用水を供給する送水管の漏水など、多岐にわたり被害があり、いずれの災害も被害が全町にわたり甚大であったことから、復旧工事に伴う農家からの工事分担金は徴収しておらず、本年の災害においても町が全て工事費用等を負担し復旧を進め、農家への支援を行っているところであります。

復旧工事については、重機や資材等の搬入が必要なことから、復旧箇所までのアクセス条件等が悪い箇所では、復旧工事用の仮設道路等が必要であり、農地所有者の同意を得た上で農地の一部を利用させていただく場合があります。

また、本年の災害では、田植直後に柿之内第2水利組合が所有する送水管からの漏水が発生し、用水供給のため緊急的に復旧工事が必要となり、復旧箇所までのアクセス道路がなかったため、耕作中の水稻の上を重機がやむを得ず通行せざるを得ないという状況であり、水利組合役員や耕作者との協議を行いまして、了承を得た後に復旧工事に着手したところであります。

いずれにおいても、農業被害の影響を最小限とする迅速な復旧が極めて重要であるため、農地所有者や施設管理者へ丁寧な説明を行い、これまでも収量減少に対する農作物への補償は行わないことをご理解いただいているところであります。今後も、災害に強いまちづくりを目指し、農家の皆様が安全で安心な農業経営に取り組めるよう努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、ふるさと納税や企業版ふるさと納税の寄附増加対策について、過去の寄附額や件数等の傾向を分析した評価についてのおたしであります。ちょっと失礼します。

失礼しました、続けます。本町では、平成20年度に矢吹町ふるさと思いやり基金条例を制定し、ふるさとである矢吹町を離れ全国で活躍されている方や、本町のまちづくりに共感いただける方など、ふるさと納税の趣旨に賛同いただいた皆様から、これまでに多くの寄附を頂き、令和3年度末現在で総額1億504万8,028円というところで、3,437件の寄附を頂いたところであります。

また、過去5年間の実績を見ますと、平成29年度は寄附額が958万9,000円、件数303件。平成30年度は寄附

額が1,920万7,000円、件数706件。令和元年度は寄附額が2,161万円、件数742件。令和2年度は寄附額が977万2,000円、件数358件。令和3年度は寄附額が734万9,440円、件数281件であります。

令和元年度が過去最高額となっており、その後、令和2年度、3年度と減少傾向にあります。令和元年度が過去最高額となった要因といたしましては、令和元年6月のふるさと納税制度の見直しが影響しております。ふるさと納税の対象団体となるためには、寄附額に対する返礼割合を3割以下にすること、返礼品を地場産品とすること、寄附金の募集やPRに係る経費及び返礼品の送料の合計を寄附額の100分の50に相当する金額以下にすることの条件が付され、多くの自治体では返礼品や寄附募集の見直しが必要となりました。

そのような中、地元産品を中心に取り扱っていた本町ではその影響が少なく、年末の駆け込み需要の受皿として本町への寄附が集中したものと考えられます。さらに、令和元年東日本台風の被害に対する災害寄附も含まれていることも要因の一つであります。

また、人気のある返礼品についてであります。料理酒と梅酒のセット、麓山高原豚しゃぶセット、老舗糰子の生糰子セット、大吟醸セットなどの詰め合わせ商品のほか、ゴルフ宿泊パックとペア利用券が人気となっております。これらが全体の3割を占めております。

議員おたのだしとおり、ふるさと納税については地方自治体がまちづくりや人づくりなど、様々な政策を実現する地域再生のための貴重な自主財源であるとともに、町の魅力を伝え、地域外の人々の関心を引き込み、実際に本町に来ていただくことで関係交流人口の増加を図り、町内事業者の収益につなげ、地域を活性化させる重要なツールであります。

今後も、分析評価を行いながら、返礼品の拡充と寄附額の増加に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、寄附額を増やすための今後の取組についてのおたのだしであります。

本町では、平成27年度からふるさと納税ポータルサイトふるさとチョイスに矢吹町のページを開設し、寄附金の活用先や本町の魅力をPRしており、寄附をくださった方には地元の特産品を返礼品としてお送りしております。寄附者の中には何度もリピートしていただいている方もおり、返礼品についての満足度は高く、本町を応援する意見が多数寄せられております。

返礼品は日本酒やみそ、精肉、菓子類、コーヒー、町内施設の宿泊券など、年間を通して取り扱う商品のほか、季節限定の旬の農産物など約60種類から寄附額に応じて選択していただいております。6月にはふるさと納税ポータルサイトのさとふる、楽天市場に矢吹町のページを開設し、10月には新たにauペイにも開設する予定であり、集客効果の高いサイトへの掲載を行い、寄附者の利用するチャンネルの幅を広げるとともに、多くの町内事業者に参加していただけるよう、商品登録のサポートと新たな特産品の掘り起こしを行い、返礼品の拡充に努めているところであります。

また、今年度から企業版ふるさと納税制度も開始いたしました。これは、町外に本社が所在する企業が本町に寄附をした場合、最大9割の法人税等の税額控除が受けられるもので、通常の寄附と比較し3倍もの控除が可能な、企業にとって大変有利な制度であります。7月には早速500万円の寄附を受領したところであり、今後の町財政の自主財源確保に向け、大いに期待されるものであります。

また、今後の拡充策として、私自身が矢吹町にゆかりのある企業等に出向いてトップセールスを展開すると

ともに、本定例会において補正予算を計上しておりますが、10月から同制度において実績を上げている事業者
に委託し、国内企業400社以上に本町の魅力をPRするダイレクトメールを送送するなど、今後ますますの寄
附額増加を目指して活動してまいります。

この2つの寄附制度につきましては、先進地の事例を調査、研究しながら、今後も引き続き潜在する魅力あ
る商品の掘り起こしと、宣伝効果の高いサイト等への登録やインターネット広告の活用など、本町の魅力のP
Rとふるさと納税及び企業版ふるさと納税のプロモーションに努め、自主財源の確保に取り組んでまいりま
すので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、達成可能な年間目標の公表についてのおたただしではありますが、今年度は個人のふるさと納税では、
寄附額で3,000万円を年間目標として設定しております。8月末時点で196万8,800円、達成率6.5%となっ
ております。さきの答弁でも申し上げましたとおり、6月に納税ポータルサイトを2つ追加し、10月に新たに
もう一つのサイトを追加することで計4つのサイトでの寄附募集が可能となりますので、12月の駆け込み需要に
向けて集客効果の高いサイトやインターネット広告を活用するなど、戦略的プロモーションによる目標達成に
向け努力しているところであります。

また、企業版ふるさと納税につきましては、令和4年3月に認定された地域再生計画、企業版矢吹町まち・
ひと・しごと創生推進事業において、令和6年度までに3億円の目標を設定しており、目標達成に向け鋭意P
R事業に取り組んでいるところであります。

議員おただしの、具体的な目標値を公表することにつきましては、ふるさと納税制度は、寄附者が様々な目
的で、自らの意思で地方公共団体に寄附を行うものであることから、目標値を前面に掲げることが寄附
者が不快な思いにならないよう、こういったことに十分配慮しながら、公表についても検討してまいりたいと
思いますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、13番、富永議員への答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

13番。

○13番（富永創造君） ご答弁ありがとうございました。再質問をさせていただきます。

要望書、これに関しては、令和元年5月21日付で一般国道4号4車線整備促進規制同盟会から、国土交通省
東北地方整備局へ4車線化早期着手の要望書提出ということで提出されております。

それから、最近では、答弁にありましたように、7月の説明会に参加された方の皆様からの意見要望、提案、
そういったものを反映できるようにと、7月22日に国土交通省東北地方整備局郡山国道事務所へ要望書が提出
されているということでもあります。

そこで、ぜひこういった内容の中で、とりわけ設計素案が出された中で、この点は大きく変えてほしいとい
うのは出されていると思いますけれども、その具体的な内容をお聞かせください。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

都市整備課課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは、13番、富永議員の再質問にお答えいたします。

要望書の中で要望した具体的な内容についてということでございますが、まず説明会を受けまして、要望書としましては大きく2点ということで、しっかり地元の声を聞いてほしいということで、できるだけその計画に反映してほしいというのが一つです。

あともう一つが、やはり土地を提供する沿線の地権者の皆さん、今度4号線、4車線化になることで東西の往来ができなくなる等の、そういった影響を受ける方に対してしっかりと丁寧な説明をしてほしいということでの要望書ではございますが、実際にはその具体的な要望内容としましては、説明会の中で3日間、やはり大きな声が出ました。1つは、ホテルニュー日活さんと富士屋産業さんの前の交差点、今2か所ございますが、そちらを1つに集約するという国からの提案がありましたが、これについてはやはり、利用者の実態をしっかりと受け止めていただいて、この2か所の信号はしっかり残してほしいというふうなのがまず1点でございます。

2点目としましては、4号線で4車化になりますと中央分離帯ができてしまいます。そうしますと東西に往来ができなくなるということで、それをカバーといいますか、それを補完する施設としまして、鏡石にもあるんですけども、回転場、一度回転場に入ってもう一度戻ってくる、そういった回転場についても地域の声をしっかりと受け止めた中で対応してほしいということでございます。

あともう一つは、側道の整備ということで、国道4号4車線化になりますと、例えば農作業車がそこを通るようになりますと、スピードが相当遅いですので渋滞であったり事故の可能性があるということで、例えば農作業車であったり、あとは沿線の土地の住宅の方がスムーズに入れるような側道についても、しっかり地元の声、要望を聞いた中で対応してほしいというような、その3点について今回は要望しましたが、また今後、地域の方からいろいろ声が上がりましたら、その都度それについては要望してまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

13番。

○13番（富永創造君） 要望の中で3つほど具体的なものを挙げていただきました。まず、日活と田内からKOKOTTOに抜ける道に関しての集約であります。それから、中央分離帯ができるということで回転場が必要になってくるであろうと。そして、3つ目として、近隣の農家の皆さんとか住民の皆さんが使いやすいように側道の整備と、この3点、具体的に出していただきました。どれも大切な話で、これらが反映していただければと願っております。

とりわけ、日活の前と田内からKOKOTTOに行くその交差点、これは我々地域振興においても大切なポイントになってくるのではないかと思います。それで、要望のほかにも答弁にありましたように、住民の皆さんのこういった意見を集約するため、それぞれ協議会、具体的には矢吹町国道4号矢吹鏡石道路事業推進協議会という、設立に向けて考えて準備を進めているという答弁でありましたけれども、これ時間的に、いわゆる要望も含めて、そして住民の皆さんの意見を含めて、いわゆる設計素案、それに反映される、その時期をどのように認識されているのか。いつ頃までにこういった要望なり住民の意見をまとめた、協議会などでまとめたやつを提出して、そしていわゆる設計素案に反映され、徹底されていくのか。そこら辺はどのように認識され

ているかお伺いたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

都市整備課課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは、13番、富永議員の再質問にお答えいたします。

設計素案に対する反映ということですが、今回、説明会を行いました。設計素案ということで国のほうでは説明を行いました、3回の説明会の中で相当意見が出ました。そういう中で、あと町の要望もあります。しっかりと丁寧な対応をお願いしたいという要望も併せて、一番は住民の声が大きかったと思いますけれども、現在その素案につきまして見直し、見直しについて国土交通省内で検討しているということで伺っております。

通常ですと、この素案を説明した中で、次に公聴会という段取りであったんですが、やはりこの今回の地元の声をしっかり受け止めるということで、地元の所長さんもおっしゃっております。そういう中で、今現在進めておりますので、新たに、修正素案になると思うんですけれども、それを策定した中で、もう一度同じような説明会がなされるかと思えます。その中で、恐らく要望を受けた形での修正になっているとは思いますが、その中でまた地域の方の要望であったり、そういったものを受けながら対応していくような形になると思えます。

今、協議会についても現在、早急に立ち上げるように準備をしていきたいと思えます。個人の意見というのがありますけれども、やっぱり協議会という組織としての意見というのやはり重いと思えます。行政としての意見というの重いと思えますので、そういった準備も遅れないように進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

13番。

○13番（富永創造君） 答弁の中で、遅れないようにと。いわゆる反映されなければ、協議会があろうが要望があろうが、これは水の泡というか無駄になってしまうと。そうならないようにするために、ぜひ、反映できるように動いていただければと思っております。

例になりますけれども、例えば、以前に2つのルート案が出ました。これは東北地方小委員会、これが恐らく3回目の委員会の中で、どれにするかということを決めたと思えます。そこにはもちろん期限があったわけですから、当然今回も、この素案が決まるには期限があるはずで、今年中にそれが決められてしまうのか、これによって推進協議会がつくられていこうとして、遅れないでつくと、そういうふうに進めているということですので、ぜひ反映できるようなスケジュールでつくって進めていってほしいと考えております。

次になりますけれども、いわゆるこの国道というのは道でありますけれども、拡幅によって大きく地域の姿が変わっていく。そして、地域の形態も変わっていくと思うんです。これはあくまで中長期の視点から見ていくものであると。もちろん過去も含めて、今、それは考える時期ではないのかなと。未来に対して。

やはり新たに、事業推進協議会というのがありますけれども、これの延長になるかどうかは分かりませんが、ともかく4号線拡幅の、10年15年かかっていくとは思いますが、その進捗に合わせてその都度、いろいろ、いろいろな会を立ち上げてやっていくというような答弁の印象を受けております。そういった中で、地域振興の新たなランドデザイン、これを町民の皆さん、それぞれ関係団体の皆さんから声を集めて、やっぱり将来像というのを自分たちでまちづくりしたいねと、そう思えるような団体、そういった協議会、そういったものをも考えていただければなと思うんです。

例えば、一応今回は道路なんですけれども、いわゆる田内の方面になると苗畑という場所があります。それは昔、過去で言えば工業団地にという、そんな予定もありました。それから、途中には川が流れて、豊かな森も存在します。文化もあります。歴史文化整っております。そういったゾーンがあります。そして、4号線沿い、やっぱり形態も変わっていくと思いますから、そこに必要な、例えばコミュニティを持った居場所、そういったものがあってもいいねと、これはこの場で私が勝手に言っていることなんですけれども、恐らく人が集まればいろんなアイデアが出てくると思うんです。やはりそういったものが反映して、この町の、またその地域のランドデザイン、こういったものを話し合える場、そういった協議会というものも必要ではないかと思っておりますが、この点に関してどうお考えか、お尋ねいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

副町長、小松健太郎君。

〔副町長 小松健太郎君登壇〕

○副町長（小松健太郎君） 13番、富永議員の再質問にお答えいたします。

国道4号拡幅に伴っての地域振興のランドデザインというおただしかと思えます。

現在、町のほうでは第6次まちづくり総合計画ということで進めております。その終期が令和5年度末ということでございます。

失礼しました、令和6年度から新しい第7次まちづくり総合計画で町の将来像を進めていくべきと考えておりますので、第7次まちづくり総合計画策定に向けて様々な住民の方とご意見いただきながら、様々なアイデアをいただきながら、そういった計画のランドデザインづくりに取り組んでいきたいと思っておりますので、議員の皆様、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

13番。

○13番（富永創造君） 答弁ありがとうございます。

そのランドデザイン、完成する前に私は命があるかどうか分かりませんが、ともかく夢のある、そういうランドデザインをつくるという方向に向けてもらえばなと希望しております。

続いて農業関係になります。

自然災害等で本当に農地・農業用施設のダメージが大きいです。今回、秋以降まだ復旧する必要があるというふうなことで、答弁の中で触れておられますけれども、その中で、用排水路4件ほどあります。これは漏水が全てなのかということと、あと地下を流れている水路なのか、あと地上を使って、そこを流れている水路な

のか、それも含めて、その具体的状況、内容をお尋ねいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

農業振興課課長、鈴木辰美君。

〔農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美君登壇〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美君） 13番、富永議員の再質問にお答えいたします。

水路につきましては、柿之内第2水系の水路なども含めまして、柿之内第2水系の水路につきましては今、復旧はしているんですけども、畦畔等については仮復旧の状態になっておりますので、今後本復旧の予定をしております。

あとそれ以外の水路につきましては、地上に出ている水路もございますし、柿之内第2水系のように地下に埋設されているパイプラインで、パイプライン自体は復旧しているんですけども、表面ののり面等の整形等を今後、復旧予定をしております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

13番。

○13番（富永創造君） 今触れられました、柿之内地区の用排水路というのは地下のパイプであるということですね。恐らく、地下にあるというのは珍しいのかなと私は思っております。

そして、こういった復旧工事に関して、原状回復ということが建前になっておりますが、やはりこの柿之内地区でも地下において今あるわけですから、やはり同じく地下で復旧工事を進めるのか。いわゆる農業生産基盤、これを整えるためには利用者、それから地権者等の話をすることでありますが、果たして地下がいいのか。

つまり、去年でしたか、矢吹町北町のヒューム管から漏水、地下にあれば埋められておまして、そこから漏水しております。そういうのを地下関係もやはり問題だなと私は思っているわけで、今後、そういった、地下がいいのかも含めて、また原状、常に復旧、回復、その工事は原状回復しかないという、それが原則になってしまうのかと。やはり、中長期的な、長寿命化計画の中から考えれば、やはり効率のいい、そういった施設が望まれると思うんですけども、今後の見通しとしてお聞かせいただければと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

農業振興課課長、鈴木辰美君。

〔農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美君登壇〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美君） 13番、富永議員の再質問にお答えいたします。

原状回復が災害復旧においては原則となっております。ただし、答弁でも少し触れさせていただきましたが、老朽施設につきまして、例えば柿之内地区ですとか、あと明新地区とか堰の上地区ということで、老朽施設が町内至るところに実在しておりますが、そちらの調査につきまして、次年度、計画をしているところでございます。

そちらのほうで調査いたしまして、将来的にどのような状況の水路が現況に合っているのかも含めまして検討してまいりたいと思いますので、ご理解いただければと思います。

以上で再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

13番。

○13番（富永創造君） 今後調査が始まるということで、それで、柿之内地区の水利というか水が対象となっている面積、それが私の記憶ではたしか30ヘクタールという、柿之内、田内、そして矢吹地区外の高林ということで、大規模な面積であるなど。そして、以前、令和4年にも柿之内地区は同じように漏水しております。あ、ごめんなさい。過去においては平成30年ですね。そこで漏水被害が出ております。

そういった優先順位、いろいろ調査しながら、全部全てすぐというか、復旧工事というのはなかなか進めるのにも大変だと思います。予算面からも含めて。そうすると、そういった場合に優先順位というのが出てくるわけでありまして。このように大規模面積が対象になっている、そして過去にも同じように漏水が起きている。そして、老朽化ということで、今回なんかパイプとは言っていますけれども、あれは土管だと思うんですけども、石管、それを入れて何とか窮境をしのいで、何とか水を通すことができたと聞いております。

そういった点から、この地区、柿之内地区、優先的に先にできる可能性はあるかなきか、ちょっとこういう質問はどうかと私は思うんですけども、そこら辺、答弁できる範囲で結構ですのでお答え願えればと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

農業振興課課長、鈴木辰美君。

〔農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美君登壇〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美君） 13番、富永議員の再質問にお答えいたします。

柿之内第2水利組合の所有する漏水、パイプラインですけれども、石綿セメント管という管でございまして、口径が今回大きくて300ミリという口径でございました。特殊な管でございまして、通常のサイズと違いました。インチ管、インチサイズを使っている管でございましたので、今回材料のほうがなかなか手配がつかずに、たまたまいわき市の水道局のほうで材料を保有していましたので、そちらの材料をお借りして復旧をさせていただきます。

今回、田植直後ということで、一番水の必要な時期の漏水でございましたので、緊急の対応を取らせていただいたところでございます。約30ヘクタールの受益地がございまして、早急な、迅速な復旧が求められたところでございます。

先ほど、富永議員から質問ございました、各地区で当然老朽化が進んでございます。優先順位についてというお話でございましたが、当然、受益地の面積ですとか過去の災害復旧の状況などを勘案いたしまして、今後、町のほうで優先順位につきましては検討させていただきたいと思っております。

以上で再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ありますか。

13番。

○13番（富永創造君） ぜひ、大規模が対象とするような箇所における復旧工事、急いで、農業生産基盤、これに基づいた工事が進められるように願っております。

続いて、ふるさと納税に関してです。

私これ3回目になります。ふるさと納税に関して。3割自治というのはよく聞かれます。そういった中で、自由に使えるお金、自主財源、これの確保というのはやはり地方自治にとって大切な財源であるというのは理解されると思いますが、その一部としてふるさと納税または企業版ふるさと納税というのが見直されてきております。

そういった中で、この町の寄附額というのが令和元年度でピーク、一応この5年の間ですね。平成29年から令和3年度、ここまでを見ると、何か令和元年度がピークでその後徐々に徐々に1,000万を切っていると、そういう状態であります。それで、これからの取組、これは何度も言いますように自主財源の確保でもあり同時にこの町のよさ、それが広く伝わっていくであろう、そういう性質のある、特徴のあるふるさと納税というシステムではないのかなと思っております。いわゆるお金でというものから、心が満足できること、ものからことが最近、我々の、人々の生き方の変化がそこにあると思うんです。それをくすぐるということで、このふるさと納税はあるのではないかと私なりに考えております。

そういった中で、僅かでもいいんです、少しずつ頑張っただけで汗して、答弁の中にありましたように企業版ふるさと納税、首長自ら汗を流して企業を回って協力をいただいている。こういったもの、我々も同じく汗流して、ふるさと納税の増額、そういったものも考える必要があるなと思っております。

そういった中で質問なんですけれども、一応、分析ということで、寄附額や件数の傾向で分析しておられますけれども、この内容、中身、この2点だけではないと思うんですね。もう若干、ちょっとそこら辺、どのような内容の分析をしているのかをお聞かせ願えればなと思っていただければと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

商工推進課課長、柏村秀一君。

〔商工推進課長 柏村秀一君登壇〕

○商工推進課長（柏村秀一君） 13番、富永議員の再質問にお答えいたします。

分析について、金額、件数以外のことについてのおただしかと思っております。

ふるさと納税につきましては、町長の答弁のほうで申しておりますが、返礼品としては60品目等がございます。その中で人気がある返礼品については、料理酒と梅酒のセット等々ということで町長のほうから答弁があったかと思っております。

それ以外の部分でございますが、非常に今人気があるものとして、ゴルフの体験がございます。こちらにつきましては、5年間の実績を見ますと、ゴルフは件数として246件、寄附額は2,928万8,000円となっております。相当な寄附額があるということで、ゴルフはそこでゴルフする以外にも、実際に来ていただくこととなりますが、そこで食事をしたり、買物をしたり、経済効果についても多少は期待できる部分もありますので、今後も引き続き、こういった体験等についてもPRを図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

13番。

○13番（富永創造君） 寄附件の件数を増やすとか額を増やす、その戦略的な対応、いろいろ知恵を出してこ

れからも考えられると思います。

私なりの分析ということで、まず最近の新聞、令和3年に関するふるさと納税の各地域、県内の59市町村、これで7,000万以上が16市町村ありました。そして、この町が、これ数値が791万ということで、それより下の額の市町村はどれくらいあるかということ14町村、14です。そうするとこの町はどうも下のほう3分の1というか、そこら辺の位置にあるなということなんですね。ちょっとあと、それから、東西白河圏内、泉崎、中島、矢祭、塙、鮫川、それから石川郡では平田、古殿、浅川、これがやっぱりこの町よりちょっと下になっております。

ただ、こういった傾向においてちょっと飛んでしまいますけれども、税制上のシステムということで、地方税の税収が上がると交付金のほうが減らされると、そういうものがありまして、だったらそんなに増やさなくてもいいよねとかそういう意識もあり得るわけですが、ではなくてやっぱり増やそうねと、自主財源なんだから自由に使える預貯金でもあるわけだし、そういうことで、そして町の魅力も伝えられるよと、ほかにもいろんな効果があるよと、そういうことで対応しようとしているのか、そこら辺の認識をお伺いしたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 13番、富永議員の追加質問にお答えします。

ふるさと納税、これからの最重要課題の一つだと思っています。とにかく、どれぐらいのスピードで行けるかは分かりません。ただ、これまではふるさと納税というものについて、どうしようかということについての具体的な動き方はちょっとだったんですが、最近ちょっと、幾つかの先進事例なんかを見ると、富永議員おっしゃるように自主財源として非常に有望だということと、それからあとは産業、それから農業をはじめとする様々な物産をどうやってということについて、非常に有望だということで、かなり力を入れて取組をしなくてはいけないなというふうに思っています。

今、柏村課長がお話したのは従来の分析でありますし、また柏村課長もそれは十分に分かって答弁しているわけで、今まさに取組を始めているところと言ったほうがいいのかもかもしれません。新たな取組として。だからそれを、他の先進事例を我が町と、それから今の体制なり様々なものと比較して、どのようなことができるのかということ、それをこれからということかなというふうに思っています。

議員の皆様にも、ぜひご協力をいただきたいし知恵もいただきたいんですが、先ほどの7,000万以上の17市町村ですか。

○13番（富永創造君） 16。

○町長（蛭田泰昭君） 16ですか。そちらには遠からず行くと思います。行くと思いますというのはそれぐらい頑張りますということと解していただければと思います。

ただ、今様々な課題を私ども矢吹町のそれぞれの課の課長さん方、皆さん方に頑張ってもらっていますので、ちょっと優先順位なり、それからマンパワーをどこまで割けるかというのがありますが、基本的にこれは非常に有望だと思っています。だから、力を入れていきたい。

また、先進事例も、これもかなりいいものがあるし、それに応じて……。特に矢吹町はこの財政状況ですので、この自主財源は非常に大事だなというふうに思っています。この自主財源を基にして様々な投資ができればいいなというふうに思っています。将来に向けた投資です。

ただ、これは私の夢のようなことを今語っておりますので、そこは割り引いてお聞きいただければと思います。よろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

13番。

○13番（富永創造君） 夢のような話とは言っても、やはり夢はいいものです。いつか実現できる可能性もある、それが夢のよさだと私は思っております。

最後に私の知恵ということで、ちょっとアイデアを。例えば矢吹はお米というのが中心的な産物の一つになっております。そのお米をバナーの中で宣伝するとき、ふるさとチョイスで入れてやる時、お米10キロ、大体そんなものだ。でもお米と言ってもあれは白米もあれば玄米もあります。それから、無洗米もある、そしてレンチンご飯、チンすると出来上がると。非常に1人で暮らしている人にとってはすごく便利です。必要なだけチンできるわけですから。それから、食べ比べ。そして、毎月お米が届く制度。お米一つでもこれだけのアイデアが出てきます、それによって寄附される方は楽しみだなど、そういうふうになってくるのではないかと思います。一応、単なる私のアイデアですから、そういったものでどんどん知恵がこれから、議員も含めて出してもらうことで、このふるさと納税、この町にとって貢献できるシステムだなど思っております。

以上です。ご答弁ありがとうございました。

○議長（角田秀明君） 以上で、13番、富永創造君の一般質問は打ち切ります。

ここで暫時休議します。

再開は4時20分からにします。よろしく申し上げます。

(午後 4時06分)

○議長（角田秀明君） それでは、再開をいたします。

(午後 4時20分)

◇ 三 村 正 一 君

○議長（角田秀明君） 今日最後の通告者であります、三村君の一般質問を許します。

7番。

〔7番 三村正一君登壇〕

○7番（三村正一君） 議場の皆さん、こんにちは。今日最後の一般質問になります。今しばらくお付き合いをお願いしたいと思います。

同僚議員からも、同じようなテーマの質問がなされておりますが、私なりの質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

1つ目は、国道4号の整備事業と町道の整備についてお尋ねをいたします。

平成3年度より国道4号4車線化に向けて……

〔発言する者あり〕

○7番（三村正一君） すみません、令和3年度より国道4号4車線化に向けて事業が開始されました。渋滞の緩和、交通安全の確保、物流の効率化、地域産業の活性化、救急搬送の環境の改善等の点から、早期の工事完成が待望されております。7月には、住民説明会が3回開催され、多くの参加者から、意見、要望、提案がなされております。国が行う整備事業であります。矢吹町の幹線道路であり、町の繁栄や発展の盛衰に関わる最重要な社会インフラ整備事業であります。また、4車線化され、中央分離帯が設置されることにより、地域住民の生活や事業に大きな影響、変化を及ぼすことが予想され、4号線と町道の取付けや側道の整備や生活道路の確保が必要であります。これらは、国の工事計画と同時に進めなければならないと認識しております。町の将来基盤となる道路整備を町、議会、住民が一体となった取組をすることで、よりよい道路行政の実現を図ってまいりたいと思います。

質問の目的ですが、住民説明会の意見、要望については、災害防止や生活の利便性を図る点から、必然であると考えるので、町民が一体となって、実現に向け取り組むべきである。

国の道路設計原案を基に、町として理想の道路インフラの整備について協議検討を進める必要があると考えますので、次の質問をいたします。

質問の1番目ですが、住民説明会で要望のあった、町道舘沢・田内線の交差点集約について、矢吹停車場線と言うんですね、矢吹停車場線の交差点とともに、現行どおり2か所とすることについて要望がございました。また、中央分離帯により国道への出入り困難な建物や右折できない箇所についての側道の整備、それから展開スペース、片側からしか入れないということで上り車線の車が下り車線へ行けるような展開スペース、これの設置の要望についてもございました。そのほかにも、用排水や雨水排水の整備管理の検討、横断排水管の管を大きくすることについてもございました。

これらについて、町の考え方をお尋ねします。この説明会で要望のあったことについて、町はどのように考えているのかをお尋ねします。

次に、2番目ですが、現在の町道と4号線との接続について、交差点廃止予定町道の迂回路等の町の考え方は、どのように考えているのかをお尋ねします。

3番目ですが、遊水地事業については、対策室を設置して対応しております。国道拡幅工事についても、多くの住民生活と事業に関わる重大な事業であり、町の重要インフラ整備であると考えます。対策室や協議会等の設置の必要があるのではないかとと思うが、町の考え方をお尋ねいたします。

次に、2番目の大きな質問でありますが、旧図書館の貸付けについてでございます。

質問しようとする経緯、課題等でございますが、旧図書館については、一昨年の複合施設の仮オープンにより閉館となった。その後、利用されないままに、一時的には選挙の投票所として使用になっておりましたが、されないままになっていたところを、白河市の社会福地法人優樹福祉会との間で、地域サポートセンターあゆりの移転的として貸付契約の運びとなっております。町内においても、知的、身体、精神障害により支援が必要とされる方々が多くおり、施設の拡充の必要は深く認識しております。このたびの普通財産の貸付契約の内

容について、どのような対応をなされているのか、町の考えをお尋ねしたいということでございます。

質問の目的でございますが、後の紛争防止のため、普通財産の貸付条件を明確にすること。2つ目として、補助金返還についての協議経過を明確にすること。3番目として、借主との施設の譲渡についての交渉経過を明確にしておきたいということでございます。

質問事項でございますが、貸付先の決定は、どのような協議、検討がなされて決定したのかお尋ねします。

2つ目として、貸付条件の検討、決定はどのようになされたのかお尋ねします。

内容的には、光熱水費の負担、それから、設備買取り請求権の放棄と原状復帰条項、譲渡転貸しの禁止、担保質入れの禁止、建物の修繕負担の条項、それから、火災になったときの契約解除の条項等について、どのような契約になるのかお尋ねいたします。

それから、3番目でございますが、建物に係る補助金の返還協議の内容についてお尋ねをしたいと思えます。

3つ目でございますが、あゆり温泉の運営及び復旧についてお尋ねをいたします。

健康センターは、コロナウイルス感染症対策により、利用者がコロナ発生前の約30%となっています。また、この間、地震災害や老朽化による修繕費も毎年増加の傾向にあります。あゆり温泉と温水プールは、町民の健康増進と交流の場として大きな役割を果たしており、矢吹町の大きな財産であります。町民サービスの充実を図るためにも、町民目線の経営と町の経済負担の適正化が必要であると考えます。このような観点から、現在の運営、決算状況を明らかにして、今後の運営に寄与してまいりたいと思えます。

目的でございますが、決算内容を明らかにして、健康センターの活性化を図る。

早急な災害復旧工事により、あゆり温泉のサービスの充実を図る。

予算の適正な執行状況を確認するという目的でございます。

質問事項でございますが、令和3年度の決算内容についてお尋ねをいたします。主に利用者数、収支計画対実績及び差異の原因と対応をお尋ねします。

1利用者当たりの費用額の推移、コロナ前と現在の比較をお尋ねします。

3月16日地震災害のあゆり温泉復旧工事について、被災後、かなりの時間が経過しておりますが、一日も早く再開を望む声が多く聞こえております。町の復旧に対する方針と、どのような復旧工事になるのか、概算費用と工期についてお尋ねをします。

次の3番でございますが、本年度、あゆり温泉事業は年度当初から休館となっているが、当初計画と実績見込みの差異をどのように認識しているかをお尋ねいたします。

以上、よろしく願いをいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、7番、三村議員の質問にお答えいたします。

初めに、住民説明会の意見、要望を踏まえた町の考えについてのおたぐいしであります。

富永議員への答弁と一部重複いたしますが、令和4年7月14日、19日及び20日において、矢吹町複合施設KOKOTTOで開催された、国道4号矢吹・鏡石道路の設計に関する説明会につきましては、3日間で延べ

146名の方が参加されております。

本説明会では、道路設計の素案が示され、あわせて福島県から都市計画道路の変更についても説明があり、参加者からは、活発な意見、要望、具体的な提案等がありました。特に、議員おただしの町道舘沢・田内線との交差点、矢吹駅西側の駅前通りである県道矢吹停車場線との交差点については、日常生活への影響等からそれぞれの交差点の存続を強く求める多くの意見、要望がありました。

他方では、直接的に拡幅の影響がある地権者から、どの程度まで協力しなければならないのか具体的な範囲を示してほしいという発言がありました。

また、道路拡幅により、国道への出入りが困難になる方の対応や、右折することができない隣接車に対応した側道の考え方、回転スペースの整備要望、さらには用排水管の整備検討について等、多様な意見や要望、提案が寄せられております。

このことを踏まえ、町といたしましては、本説明会においての意見や要望が生活活動の基盤に重大な影響を及ぼすこと、町の発展に大きく寄与することと考へ、できる限りの繁栄を推進するため、目に見える活動として、速やかに説明会で出された意見、要望を集約し、7月22日には、国土交通省東北地方整備局郡山国道事務所長へ要望書を提出したところであります。

内容につきましては、1つ目として、地域住民からの意見、要望について可能な限り事業に反映させること。

2つ目として、住宅や店舗等の移転を余儀なくされる住民及び事業者に対しては、個別に丁寧な説明を行うこととしており、要望書を受け郡山国道事務所長からは、皆さんから造ってよかったと言われる道路としたい、住民の方々の要望についてはきちんと受け止め、引き続き協議を行っていききたいとの回答をいただいております。

今後も、国に対しましては、隣接地権者はもとより地域住民に寄り添った説明をお願いするとともに、道路整備に伴う地域の活性化や利便性の確保について、国と協議を深めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、国道4号と接続する交差点の廃止予定、町道の迂回路等についてのおただしであります。

先ほど述べました当該説明会では、国より、道路設計の原案として参加者用に拡大させた設計図面を用い説明しております。各種交差点の形状においても説明があり、その中の一つである柿之内交差点に接続している町道本町8号線が、三村議員おただしの路線であると思われまます。国では、交通渋滞の緩和や交通事故防止を図るため、交差点を集約する考えを示しておりますが、当該交差点は存続する計画となっております。

その他の交差点に接続する県道、町道の取付け位置や右折レーンの計画等、詳細な交差点計画が進められておりますので、本交差点に関係する隣接地権者はもとより地域住民からの意見や利用者からの要望などを、できる限り道路設計に反映し、安全・安心で通行しやすい道路計画となるよう協議を進めてまいります。

あわせて、接続する町道の整備や国道沿線を利用する際に必要となる側道や、回転スペース等の整備につきましても、国と協議を重ねてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、対策室や協議会の設置についてのおただしであります。富永議員への答弁と一部重複いたしますが、本町の組織体制において国道4号関連の窓口を担っておりますのは都市整備課であります。インフラ整備としては、上下水道課、交通安全の視点ではまちづくり推進課、通学路、子供の安全・安心につきましては教育振

興課等、各課の関連する項目がありますが、現時点では都市整備課の都市計画係が主体となって各課との調整、町民の皆様からの相談受付、国、福島県との連絡調整を担っております。

しかしながら、おおむね10年から15年と想定される整備期間においては、事業の進捗に合わせ、各種計画の見直しや交差する町道の整備等、国の進捗に合わせ、体制の強化、状況に応じて専属の組織体制についても検討する必要があると考えております。

今回、国道4号矢吹・鏡石道路の計画素案が町民の皆様を示されたことで、移転を余儀なくされる地権者、生活に直接影響を受ける沿線にお住まいの方や事業者の方々が、様々な不安や懸念を抱き相談等に訪れると思われれます。当面は、都市整備課を総合窓口として国道4号の整備事業に対し、町民の皆様からの意見や要望が可能な限り反映できるよう、国や県、町関係各課と連携を図りながら事業を推進してまいります。

また、協議会の設置につきましては、国道4号は東北地方と首都圏を結ぶ大動脈であり、地域住民の生活及び経済活動にとって極めて重要な役割を担っていることから、県南地域の白河市、西郷村、泉崎村と本町及び鏡石町で構成される、一般国道4号4車線整備促進期成同盟会において、矢吹・鏡石道路を含め県南地域の早期の4車線化に向けて、国土交通省等へ要望を行っております。

さらに、地域住民の意見や要望等を取りまとめる組織として、区長会をはじめ、交通安全、農業、商工業に係る町内関係団体、PTAや育成会等の教育関係の方から成る矢吹町国道4号矢吹・鏡石道路事業推進協議会の設立に向けて、現在、準備を進めております。

いずれにいたしましても、国道4号の整備は、町民の皆様的生活に大きな影響を与える事業であり、造ってよかったと言ってもらえる道路となるよう、町民の皆様、国及び県等の関係機関と連携を図り、取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、旧図書館の貸付先の決定に係る協議、検討についてのおただしであります。

旧図書館につきましては、令和3年12月議会定例会において、社会福祉法人優樹福社会からの請願書が採択となり、令和4年5月25日付で教育委員会による行政財産の用途廃止の決定がされた施設であります。その後、令和4年5月27日の議会全員協議会において、財産移動のに移行する旨を説明し、財産管理者を企画総務課へ変更した後に、速やかに社会福祉法人優樹福社会との協議を開始してきたところであります。

協議は複数回にわたり重ねて実施しており、6月14日に旧図書館内の案内、6月20日にスケジュール等の確認、7月14日にスタッフへ施設案内、7月28日に設計業者へ施設案内、8月2日に契約内容等の事前協議、8月10日に建物のみの譲渡についての最終的な協議をしてきた経過となっております。

また、協議と併せて他のほかの指定障害福祉サービス事業者に対しても、旧図書館を社会福祉法人優樹福社会が利活用することについて意見を求めましたが、意見等はなかったところであります。

契約内容につきましては、土地及び建物について譲渡及び貸付けの両方法により協議をしており、譲渡の場合は、不動産鑑定額に基づく金額により、貸付けの場合は、公共用の用に供することの減免後の貸付料により検討をしてきたところであります。

議会全員協議会において意見のありました、建物のみを譲渡し土地を賃貸借とすることについても協議をしてまいりましたが、施設の改修に係る借入れの返済があり、将来の見通しの中では支出が増えることは難しいとの回答があり、貸付けによる契約と判断したところであります。

また、社会福祉法人優樹福祉会からは、矢吹町に貢献したいとの具体的な提案があり、受入れ可能な定員数を20名から30名へ増加することや、災害発生時に障害者等の受入れを行う福祉避難所としての活用の提案があったところであります。

この提案は、定員数の増加に伴う施設利用者数の増加により、障害者やその家族への支援の機会の充実が図られるものであり、さらに障害者支援のノウハウを有する職員と設備を有する福祉避難所を新たに設置することにより、災害時の避難所の充実が図られ、本町の障害者支援にとって有効性が高まるものと認識しております。

これらの協議、検討を踏まえ、社会福祉法人優樹福祉会による障害者支援施設としての利活用が本町の障害者の支援体制の充実に寄与するものであることから、貸付先として決定したところでありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、貸付条件の検討、決定についてのおたかしであります。

貸付条件については、これまでに本町において契約を締結した公有財産賃貸借契約書の内容及び顧問弁護士の助言を踏まえまして、契約書内の各条項について検討してきたところであります。議員おたかしの光熱水費の負担及び建物修繕、負担条項については、維持費負担義務の項目において、契約物件の維持、保存、改良、その他の行為に要する費用は賃借人が負担することとなります。

設備買取り請求権放棄については、有益費等請求権放棄の項目において、賃借人は契約物件に投じた改良費等があっても町に請求しないこととなります。

原状復帰条項については、契約の解除の項目において、賃借人の負担において原形に復すこととなります。譲渡転貸禁止及び担保質入禁止につきましては、権利譲渡の禁止の項目において賃借人は町の同意がなければ契約物件を転貸し、その賃借権を譲渡または使用目的を変更してはならないこととなります。

火災時の契約解除条項につきましては、契約の解除の項目において本契約に定める義務を履行しないときに解除することができることとなります。あわせて、損害賠償の項目において本契約に定める義務を履行しないため町に損害を与えたときは、その損害に対する金額を損害賠償として町に支払わなければならないこととなります。

また、契約期間満了後の取扱いについては、賃借人は契約期間満了後、引き続いて契約物件を使用するときは契約期間満了3か月前までに書面をもって町に申し出なければならないこととし、契約の更新についても定めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、建物に係る補助金の返還協議の内容についてのおたかしであります。

これまで、社会福祉法人優樹福祉会との協議と並行しながら、補助金を所管する東北経済産業局との補助金返還に係る協議を進めてきたところであります。令和4年6月21日に電話により補助金返還の条件等の確認を行い、7月7日に仙台合同庁舎を訪問し、経過の報告や事務手続等について確認をしてまいりました。その後、社会福祉法人優樹福祉会との協議により、有償貸付けの契約とすることを決定し、補助金返還に係る承認申請の手続を進めてきたところであります。

協議に当たっては、補助金を受けた施設を町が使用しない場合には、残存する耐用年数分について補助金返還の対象となること、財産処分の方法は、貸付け、譲渡ともに同様である旨の協議がなされたところであります。

す。協議の内容に従い、今回の有償貸付けによる財産処分に対して、補助金の返還の手続とすることとなりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、あゆり温泉の運営及び復旧工事における令和3年度の決算内容についてのおたただしですが、まず、令和3年度における健康センター運営事業に関する決算額は5,898万円となっております。内訳といたしましては、光熱水費、修繕料の需用費が187万4,000円、火災保険料等の役務費が28万6,000円、施設指定管理料ほか業務委託料など4,403万2,000円、土地賃借料、トレーニング機器リース料など使用料及び賃借料が431万4,000円、施設改修工事、施設維持補修工事など、工事請負費が847万4,000円となっております。

次に、利用者数及び収支に係る計画と実績の差異についてであります。

令和3年度健康センター指定管理料の算定時における利用見込み者数に対する利用実績は、あゆり温泉が7万3,803名に対し、3万8,553名で52.2%、温水プールが4万8,150名に対し、3万6,668名で76.2%の実績となります。

あゆり温泉で3万5,250名、温水プールで1万1,482名と、それぞれ計画より利用実績が少なかった結果となっております。

利用者が見込みより少なかった要因といたしましては、指定管理料算定時には、新型コロナウイルス感染症による利用制限や利用控えというものを見込んでいない計画でありましたが、実績としては、令和3年5月22日の営業開始当初から、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための入館制限及び一部施設の利用休止を行わざるを得なかったことに加えまして、令和4年3月の福島県沖地震により休館を余儀なくされたことなどの影響が大きかったものと認識しております。また、制限なく通常営業を行えたのは、あゆり温泉で50日間、温水プールで50日間であったことも、利用実績が少なかった要因であると捉えております。

次に、利用者1人当たりの費用額の推移についてであります。コロナ禍前と令和3年の比較については、健康センター運営事業のコロナ禍前、平成30年度決算額は5,470万8,000円、健康センター利用者数はこれが17万2,685名でありましたので、決算額を利用者数で割り返した利用者1人当たりの費用額は316.8円となります。

令和3年度の決算額は5,898万円、利用者数は7万5,221名でありますので、利用者1人当たりの費用額は約784.1円となり、さきの2.48倍となっております。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための制限を行いながらも営業継続したことや、施設の老朽化のため、修繕や改修工事を行ったことなどから、コロナ禍前と令和3年度では内容に違いがありますが、決算額の比較として約400万円増となった主な要因と捉えております。

あゆり温泉は、3月の地震で大きく被災し、現在、休館中ですが、復旧工事を一日でも早く完了し、営業再開の折は、指定管理者による集客のための魅力あるイベントの開催や、安全で安心できる施設運営を行い、町民の皆様のご期待に添えるよう町も力を合わせ実施してまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、続けます。

次に、あゆり温泉の災害復旧工事に関する復旧方針と概算費用及び工期についてのおたただしであります。

健康センターは、令和4年3月16日に発生した福島県沖地震により、温水プール、あゆり温泉、あゆり温泉機械室、温泉スタンドが被災する大規模な被害を受けております。その中でも、特に、あゆり温泉は過去2度

の大地震に耐えてまいりましたが、3度目の地震では、躯体鉄骨の連結部が剥がれ建物北側の壁が外側に傾き、温泉室内の壁面タイルが崩落するなど、営業再開が危ぶまれるほどの大きな損傷を受けたところであります。

そのため、全ての施設を3月17日より休止し、修繕及び安全確認ができた温水プール、温泉スタンドにつきましては、順次営業を再開することはできましたが、あゆり温泉については、被害の状況から復旧方法の検討をするための詳細な調査を実施したところであり、被害状況によっては、復旧工事ではなく施設全体を見直すべきかなど、大変難しい状況もあり、その検討に時間を費やしてきたところであります。

この間、利用再開を心待ちにされていた利用者の皆様には大変なご心配とご迷惑をおかけしておりましたが、7月末に実施設計が終了し、復旧可能との専門家のご意見を踏まえ、9月1日から復旧工事に着手する運びとなったものであります。

さて、議員おただしの復旧方針といたしましては、利用される方の安全性を最優先とし、単に復旧を行うのではなく、今後また発生するであろう同規模地震に耐え得る補強を行い、経済性、工期面を勘案し設計したところであります。

今回の地震による被災は、あゆり温泉の外観からは一見してその被害の深刻さが伝わりにくいことから、議員の皆様をはじめ、町民の皆様実際に被害状況を見ていただく機会を設け、実情をご覧いただいたところであります。

被害は、建物の躯体にまで影響していたため、利用される方の安全性を最優先し、十分な事前調査と専門家による建物の構造計算を実施したところ、幸いにも致命傷は免れており、躯体鉄骨の強度を高めれば復旧可能という報告を受けたところであります。

工事概要といたしましては、鉄骨張りの強度を高めるため、鋼材を溶接補強する工事をメインとし、男女浴室内の壁タイルの修復については、タイル落下箇所の部材を変更し安全性の強化を図り、さらに利用可能な部材はできるだけ利用する方針で外壁の付け替えは一部にとどめ、窓枠のアルミサッシを再利用するなど、工期及び費用の削減を図る工事内容としたところであります。

次に、復旧工事の概算費用と工期についてのおただしであります。8月30日に指名競争入札を執り行った結果、工事請負金額1,782万円、工期を9月1日から11月30日とする契約を8月31日に締結をいたしました。9月1日より復旧工事に着手したところではありますが、安全面を最優先し、可能な限り一日も早い営業再開を目指し取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、あゆり温泉の令和4年度の当初計画と実績見込みについてのおただしであります。

まず、令和4年度のあゆり温泉に関する当初計画につきましては、当初予算に計上する指定管理料の算定時に、支出見込額、利用見込み者数及び収入見込額を算出しております。具体的には、要望の多かった定休日を週2日から週1日へ変更することにより、利用見込み者数を、令和3年度7万3,803名より2万4,602名多い、9万8,405名と試算しております。利用見込み者数の試算から開館日の増加による施設使用料等の増収を見込んでおりますが、同様に開館日の増加による光熱水費、燃料費等支出経費の増額の影響が大きいことから、指定管理料は令和3年度に対し418万2,000円増額の4,599万4,000円となっております。この指定管理料等につきましては、災害復旧工事の完了時期が不明確な段階にあること、新型コロナウイルス感染症の影響につきましても推しはかれない状況にあることから、やむを得ずそれぞれの影響を考慮していない算定方法となっております。

ます。

次に、今年度の実績見込みにつきましては、12月上旬に営業再開を予定しているところでございますが、新型コロナウイルス感染症の影響や動向など、営業再開後の利用見込み者数を推計することが難しく、事業経費の精査が現段階において困難な状況から算出しておりません。

しかしながら、4月の年度当初から災害復旧工事が完了する11月30日までの8か月間は休館となる状況から、施設使用料等が減収となることは明白であり、指定管理者と締結しております矢吹町健康センターの管理に関する基本協定書に基づき、指定管理料を再算定し変更する予定であります。

まずは、災害復旧工事を一日でも早く完了し、一日でも早く営業を再開し、再開の暁には一人でも多くの方に来ていただけるよう、イベント等を盛大に開催し、町民の健康増進、交流の場、そして観光誘客の施設として大きく貢献できるよう指定管理者と協力し運営してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、7番、三村議員への答弁とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（三村正一君） ご答弁ありがとうございました。

また、国交省に対する要望書の提出、大変ご苦労さまでございました。

私、通告書で、町の考え方、どういう考えで地域住民の意見や要望あったものを、どんなふうな受け止めでやっていくのかというような形で、考え方をお聞きしたいと思ったんですが、必要なことであると思ったというだけの答弁でありましたけれども、何か追加で説明することあったらお願いしたいと思いますが。

住民説明会で出た要望について、これ要望書を提出する際に、町の発展に大きく寄与すると、住民の意見や要望が生活活動の基盤に重大な影響を及ぼして、町の発展に大きく寄与するから意見書を提出するというようなことではなくて、町として主体性を持って、どのような考え方でこの出された意見について取りまとめているのかということをお聞きしたかったんですが、その辺についてのお考えあったらお聞きしたいなと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

都市整備課課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは、7番、三村議員の再質問にお答えいたします。

町民から、提案のあった、要望のあった意見について、町として主体的にどのように対応していくのかという再質問であったかと思いますが、要望書もきちっと説明会后2日目、出させていただきました。要望書の文書自体は一般的な要望でしたが、先ほど富永議員にも答弁したとおり、説明会で出た強い意見についてはしっかりと伝えております。

今後も、住民からの要望があれば、町が間にしっかりと入った中で、国と協議をしてみたいというふうにご考えております。

この計画についてでございますが、国としてはやはり交通渋滞であったり、幹線道路のスピードアップのために一部交差点を集約したということではございましたが、やはり生活道路という視点で考えますと、今回の説明会でもありましたとおり、信号機を残していただくことであったり、横断できなくなる部分についての代替措

置、側道であったり、回転場についてはしっかりと対応していただくような形で、今後も要望していきたいと思えます。

要望については、随時、町、都市整備課が窓口になっております。今後、新たな見直しされた案が提示されるかと思いますが、その後も、その案に対しての様々な意見がありましたら、町としても要望が実現できるように、国・県と連携をしながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（三村正一君） 今の説明で大体分かったんですが、先ほど富永議員からも質問ありましたが、あんな提示されてから、こちらでいろいろ改善要求とか、要望出しては遅くならないのかなというような質問がございましたけれども、そういったことで、やはり早め早めに住民の要望、吸い上げるべきだなというふうに思っております。

そういった点で、関連なんですけれども、関連というか、矢吹町の都市計画審議会というのがありまして、平成3年1月25日に県南都市計画道路、矢吹町分の変更答申の際に、審議会から意見書が付されて答申がなされております。北町交差点を残して、現行のような鏡石方面から直進できるよう国と協議してほしいとか、4号線関連でいいますとそういう要望が出ておりました。それから、柿之内交差点に付け替えされる現道について、北町・新町線の整備に合わせて、同等の仕様にしてほしいということで、大型車が出入りできるような関係の交差点にしてほしいと。それから、柿之内交差点側から北町・新町線へ右折、左折で大型車が進入できるような交差点にほしいとか、そういった要望書4点ほど出ておるわけなんですけれども、これらについて、国・県と協議、どのように協議して進められたのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（角田秀明君） 三村議員、通告にはないですが、一般論として担当課のほうから答弁をさせますので。

○7番（三村正一君） よろしくをお願いします。

○議長（角田秀明君） 都市整備課課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは、7番、三村議員の再質問にお答えいたします。

都市計画審議会の諮問・答申、その際に意見書が付されて示されております。こちらにつきましては、国に対して、町の意見を回答する際に、文書にはなっておりませんが、口頭でこういった要望もあるというようなことも説明しております。そういった中で、北町・新町線の交差点であったり、そういった部分については今回の素案の中でも実現している部分がございます。あと、内容については、町の部分で対応する部分も含まれておりますので、北町・新町線に関しては、国としての交差点の設置であったり、そういったものについては実現されているということでもあります。

今後も、こちらの国道4号については、今回公聴会延期になりましたが、新たな素案を基に、改めて公聴会の段取りになりましたら、当然また町に対しての意見を求めるような形になります、地元市町村ということで。その際には、当然町としては都市計画審議会にそういった意見を諮った上で、審議会の意見を尊重しながら最終的には町の回答をしていくような形になるかと思えます。

以上であります。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（三村正一君） 4号線、都市計画審議会の話はもう終わりにして、交差点の関係で地域住民からの要望等の中で、排水路、雨水排水の関係の要望で出たんですが、私も矢吹タクシーさんの前が、いつも台風になるとかなり排水が悪くて、あそこから日活の前の道路のところが結構、排水管が詰まるようなところが随分見受けられておりますので、あと、会田病院の前も結構詰まるような形になっておりますので、この際ということではないですけれども、この4号線拡幅の際に、ある程度サイズの大きなやつには入れ替えておかないと、町の今後の排水、4号線をぶち抜きながら新たな排水設備を造るというのは大変だと思いますので、そういった取組についての考え方はあるのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

都市整備課課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは、7番、三村議員の再質問にお答えいたします。

横断管の件であります。こちらは説明会の中でも相当意見が出ておりました。事前の国との協議の中でも、町としてもやはり相当スパンが長くなるので何かあったときに対応できない、です。管についてはもう十分余裕のある断面にしてほしいということで協議をしておりますし、まだ具体的に横断管の集約であったり、水をどういうふうにしてどこにまとめて、どこに流すというのが、まだこれから詰まっていく部分であります。国としても、これについてはしっかりと協議をしていただけるということで確認が取れておりますので、今後、具体的にになりましたら、特に用水の部分ですとか、そういったものについては農業委員会であったり、そういった部分と協議をしながら、あとは町の都市下水路といいますか、大きな都市下水路の部分でありましたら上下水道課なども打合せをしながら対応していきたいと思っております。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（三村正一君） あと、柿之内でなくて田内の交差点の関係の要望が出ておったんですけれども、KOKOTTOに至るところの交差点のところなんですが、あのKOKOTTOの前の道路かなり広くできています。大型車の大型バスが乗り降りできるような広い道路になっているわけなんです。あれは4号線から拡幅されないと、大型バスで例えば乗降が難しいようなところで、町としてもあそこの道路だけは譲ることはできないんじゃないかなと私は考えているんです。広げて、大型バスがKOKOTTOに入ってこられるような道路にしておかないと、今、旧国道のほうからバスが入ると車道側で乗り降り、車の乗降が車道側で乗り降りするようになってしまうような形になるんです。ですから、4号線から入ってきて玄関に横づけになるような道路にしておかないと、うまくないんじゃないかなということで、町としてもこの点は譲れないよというようなことで頑張っていたいただきたいなと思っておりますが、考え方がでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

都市整備課課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは、7番、三村議員の再質問にお答えいたします。

KOKOTTO前の道路については、町としても譲れないのではないかと考えてございますが、まさに私もそう思っていますし、町としてもそう考えています。当然地元の声も非常に大きかったということで、何としてもこの交差点は実現したいというふうに考えておりますし、当然ながら交差点ができればKOKOTTOから4号線までがまだ未整備ですので、KOKOTTO前の道路と同じような2車線、あとは歩道のついた道路を、これは国道の整備に合わせて、町として事業化をして実施していきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（三村正一君） 答弁書の中で、町道本町8号線がおただしの路線であるというようなことで、これは存続する計画になっているということなんです。これは会田病院と4号線と、旧国道の間の会田病院のところの道路のこと、町道のことを言っているのかなと思いますが、あそこにツルハドラッグができて、どのような交差点になるのかというものが、地元住民で非常に早く考え方が知りたいなというところがあるんですけども、その辺については、これ本当に存続するような形で町民の方に説明しておいて大丈夫なんでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

都市整備課課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） 7番、三村議員の再質問にお答えいたします。

北町セブンの東側の道路です。こちらについては、交差点の存続というのは、北町セブンさんの4号線の交差点が残ることです。今、斜めにその道路は入っております。ですので、これについては、交差点の詳細というのはこれから設計になるものですから、当然今のような形で交差点に斜めに差し込むことはできません。ですので、これについては沿線の地権者であったり、利用している方からの意見を聞いた上で、町道のほうに付け替えるか、国道4号のほうに付け替えるか、どちらかしかないのかなというふうに考えておりますが、これについても、今後設計を詰めていく中で地域の声をしっかり受け止めた中で、町としても要望していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（三村正一君） 4号線拡幅されると、中央分離帯ができて交差点が廃止されるということで、もう矢吹インターチェンジのところの矢吹運送のところの交差点が、信号のない交差点ですが、あそこが通行ができなくなっております。そういった中で、赤沢2号線のほうに、今まであそこの道路を利用していた方は赤沢2号線のほうに迂回して出ていく必要があるようになったわけでございますけれども、こういった際、町として迂回路の拡幅整備関係をどのように考えておられるのか、また費用負担はどうなるのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

都市整備課課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは、7番、三村議員の再質問にお答えいたします。

迂回路についての考え方であったり、費用負担でございますが、まず、今回、何度か説明をしています側道と回転場については、国の事業で対応することになっております。用地買収、工事については国、最終的に施設の管理は町のほうに移管となりますが、整備は国で行うということでございます。

具体的に、今、矢吹運送さんの件がありましたが、あのような形で閉鎖されて代替となる道路が今後出てくるかと思えます。矢吹運送さんの場合については、迂回する道路については、大分舗装が傷んでいたんですが、幅員は十分ありますんで、舗装の補修などは行っております。今後、町場に入ってきたときに、町道が迂回路となる場合については、まず交通量であったり、そういったものも十分勘察しながら、まずはしっかりとした維持関係の整備をしていくということで考えております。基本的に代替としては、やっぱり側道でうまく機能していただくというのが大原則になるのかなというふうには思っております。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（三村正一君） これから、地域の住民、それから地権者の方からいろいろご相談があると思われませんが、いろんな相談事、何年にもわたって引き継いでいかなければならない、担当者が引き継いでいかなければならないのかなというふうに思います。そういった意味で、担当、都市計画、都市整備課の中に4号線の担当係とか、そういったポジションなり何なりがいて、ある程度そこにいろんな相談窓口になってくれるようなところ、大きな体制でなくてもいいから、そういった、こういう誰から何月何日にこういう相談があったよというような、そういったことでこういう答弁したよというような記録があれば、次の担当者にバトンタッチできたりして、たらい回しにされるというか、また一から同じ話を相談に来なきゃなくなるようなことのないように、そういった体制整備についての考えをお尋ねしたいと思います。今のところは都市整備課で総合的にやるということになっておるわけなんですけど、今後の対応についてお尋ねします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 7番、三村議員の再質問にお答えいたします。

これから、いろいろ相談事が増えてくるので、組織体制を整備したらよろしいんじゃないのかとのおただしでございますが、当面は、都市整備課を窓口として行っていきたいと考えております。ただ、今後、通学路の問題であったり、インフラとして上下水道、様々なもの出てきて、詳細な工事の設計等が示されてくると思えます。そういった状況になりましたら、当然窓口は1つというところで考えておりますので、そのようなところで今後検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（三村正一君） それじゃ、次に、旧図書館の貸付けの関係でお尋ねしたいと思います。

建物に係る補助金の返還協議の内容なんですが、今回、設備を、建物を建てて50年の耐用年数で、34年経過で16年残っていますよというようなところで、補助金2,740万の補助金が頂いたわけなんですが、そのうち前の説明をいただきましたときには、補助金の返還が1,730万円返還しなきゃならないと言われて、説明がございました。私は、2,700万を50で割って36を掛けると、逆に言うともう1,700万は返済済みでないのかなというふうに私は感じたんですが、その辺の計算についてはどのようになっているかをお尋ねしたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 7番、三村議員の再質問にお答えいたします。

補助金の返済額についての計算式についてでございますが、補助金の国庫の納付額の算定についてというところで、経産省からの資料も出ております。その中で、貸付額に補助率を乗じて得た額とするというものになっております。

それで、今回、図書館の補助率につきましては27%でございました。それで今回貸付けする額が基となります建物の財産台帳の価格が424万2,060円でございます。それに27%を補助率として掛け算しまして、返還額が114万5,000円ほどになりましたので、約110万というところで説明をさせていただきました。それ掛ける、これは年額でございますので、16年ということで計算された数字が、先ほど三村議員おっしゃってございました約1,700万程度の額になるかなと思います。計算の中身については以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（三村正一君） 経過年数これだけたっていて、それで半分よりも多いというのは誰が考えても納得いかないんですけども、そういうような説明であれば、ここで議論するのはやめにします。

それで、もう一つ、この補助金返還をしない方法があったのではないかということをお尋ねしたいと思います。そういう方法はなかったんですか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 三村議員の再質問にお答えいたします。

返さなくてもよい手段はあったのではないのかというところでございますが、有償譲渡、有償貸付けにつきましては、国庫に納付金として返還するという内容でございましたので、貸付けで有償として行うという内容では返還が生じてくるという内容となっており、そういったところで経産省のほうからも説明を受けてきたところでございます。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（三村正一君） 公有財産の関係の補助金の財産の処分等の取扱いについてというような項目の中に、町でKOKOTTOを造ってKOKOTTOの中に図書館を造った段階で、それで図書館というものが別にできたので要らなくなったという形の中で、そういった中で、承認申請等の特例というのがあるんです。10年以上、そういったことで町がそういった取扱いをすれば、図書館が別にできたとかなんかとあれば補助金を返還しなくてもいいよと、それを貸すように、今回のように貸すような形で申請すればこれは返還になりますけれども、KOKOTTOができた段階でまだ何も使っていない段階で図書館の廃止、廃止で財産を補助金をそこで、補助金と縁を切るというか、そういう方法があったのではないかということで、その辺の説明が全然なかったものですから、それができなかったのかどうかをお尋ねしたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 7番、三村議員の再質問にお答えいたします。

当時、KOKOTTOを造った段階で、国とそのような協議がなされれば返還が発生しなかったのではないかとのおたがしでございますが、その当時、そのような状況については、確認はできておりませんでした。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（三村正一君） 今の答弁だと、そういう補助金返還ということが分からなかったと、認知していなかったというようなことでよろしいですか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 7番、三村議員の再質問にお答えいたします。

当時、協議は行ってはおりましたが、そのような補助金返還までの内容までは伝えられてこなかったというところでございます。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（三村正一君） それでは、あゆり温泉のほうで質問をしたいと思います。

あゆり温泉で平成3年度の決算で、補填額、3月の議会ですと500万ぐらいの補填額が必要になるよというような議会で答弁いただいていたんですが、それらはどのような形で補填されたのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（角田秀明君） 三村議員、今、ちょっと執行部のほうで休議して検討していますので、ちょっと待つて

ください。

(午後 5時36分)

○議長（角田秀明君） それでは、再開します。

(午後 5時40分)

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

保健福祉課課長、正木孝也君。

〔保健福祉課長 正木孝也君登壇〕

○保健福祉課長（正木孝也君） 7番、三村議員の再質問にお答えいたします。

先ほどあゆり温泉、令和3年度の健康センターの補填料のご質問だと思いますが、500万ほど不足しているというところのご指摘だと思われるんですけども、令和3年度は11か月で指定管理の契約を結んでおります。4月分については直営でやっておりましたので、5月からの指定管理11か月分を、協定を締結しております。震災の利用者減と休館によるというところで、収入補償したものが803万5,840円、その他、執行見込みのない経費等ございますので、それらを差し引いて最終的に補填をしましたのが340万円というような中身になってございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（三村正一君） 3月の一般質問のときには536万9,000円というようなご答弁いただいていたんですが、大体340万ということで200万ぐらい安く、補填額が少なくなったというようなことでございましたので、そういったことで、少しはよくなっているのかなというふうに思います。

あと、1人当たりの費用額というのを決算額で出していただいたんですが、これについては、町の助成額だというような形で見てよろしいのかどうか、ちょっとその辺はどういうふうに見ればよろしいのか、1人当たりの費用額って316円が、平成30年度は316円ぐらいだったと。ただ令和3年度は利用人が減ったために781円になったということで、利用人数が少なくなればそれだけ1人当たりの町で負担をしている額というか、負担したような額になるわけなんですけど、そういった点で、そんなふうな町からの助成額というような認識でいいのかどうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

保健福祉課課長、正木孝也君。

〔保健福祉課長 正木孝也君登壇〕

○保健福祉課長（正木孝也君） 7番、三村議員の再質問にお答えいたします。

令和3年度の個人1人当たりの単価が784円ということで、それは助成なのかというふうにおっしゃったかと思うんですが、助成ということではなくて、令和3年度震災等の影響、またコロナの影響で利用人数の制限等はございましたが、通常どおり運営している部分もあったり、制限はかかっていますが、施設の運営的には

通常業務となりますので、その辺のランニングコスト等がかかってございますので必要経費というふうに捉えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（三村正一君） 震災の報告書、調査報告書ですね、工事の被害状況の調査報告書、5月に出たと思うんです。それで7月末に、今、実施設計が終了したということでございますが、実施設計して今回発注したのが9月1日というようなことで、できればなぜすぐに着手できなかったのかということをお尋ねしたいと思えます。その発注が延びた理由ですね。以前は10月末に工事完了するような報告もいただいていたような記憶がございまして、それができなかった理由についてお尋ねしたいと思えます。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

保健福祉課課長、正木孝也君。

〔保健福祉課長 正木孝也君登壇〕

○保健福祉課長（正木孝也君） 7番、三村議員の再質問にお答えいたします。

先ほど町長答弁にもございましたように、今回の地震の被災は、あゆり温泉の外観からは一見して深刻さが伝わりにくいということで、議員の皆様はじめ町民の皆様に、実際にご覧いただく機会を設けたところであります。震災後に実施した目視や打診の調査では、建物の躯体にまで被害が出ている可能性は指摘されておりましたが、壁面内部の鉄骨まで調査を進めるにつれて、大規模改修工事に発展する可能性や、場合によっては営業再開できないほどの致命的な損傷を受けている可能性があることが分かってまいりました。

その後、超音波検査等による十分な事前調査を行った結果、躯体には影響はなかったということが判明したんですが、単なる復旧工事ではなくて、同規模の地震が来たときにも耐え得る施設というところを目指しまして、そのために構造計算の専門家に依頼をしまして、建物全体の強度の確認、構造計算を行った上での実施設計としたことから、若干時間を要したというところがございます。利用される方の安全性を最優先として、単に復旧だけではなくて、今後また発生するであろう地震に耐え得る補強を行って経済性、工期面を勘案した工事ということで御理解とご協力をお願いしたいと思います。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

あと50秒です。

○7番（三村正一君） 最後になりますけれども、今年度の見込みで、営業再開後の利用見込み数を推計することが難しく、事業経費の精査が現段階において困難な状況から算出しておりませんということなんですが、できれば昨年ベース、昨年の平均ベースぐらいで数字はつかんでおくべきだと思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

保健福祉課課長、正木孝也君。

〔保健福祉課長 正木孝也君登壇〕

○保健福祉課長（正木孝也君） 7番、三村議員の再質問にお答えいたします。

今年度推計なんです、今年は全く営業を行っておりませんので、4月から現在まで行っていませんので、今後再開して、そのときの状況から推計してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） あと10秒です。

7番。

○7番（三村正一君） どうもご答弁ありがとうございました。これで質問を終わります。

○議長（角田秀明君） 以上で、7番、三村正一君の一般質問は打ち切ります。

以上で、本日の一般質問は打ち切ります。

◎散会の宣告

○議長（角田秀明君） 本日の会議はこれで閉じます。これにて散会をいたします。

大変ご苦労さまでございました。

あした、残り2人でございますので、よろしくお願したいと思ます。

（午後 5時50分）

令和4年9月13日（火曜日）

（第 3 号）

令和4年第434回矢吹町議会定例会

議事日程(第3号)

令和4年9月13日(火曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 総括質疑

日程第3 議案・陳情の付託

議案第29号・第30号・第31号・第33号・第34号

認定第1号・第2号・第3号・第4号・第5号・第6号・第7号・第8号

陳情第8号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	芳賀慎也君	2番	関根貴将君
3番	高久美秋君	4番	藤井源喜君
5番	堀井成人君	6番	鈴木浩一君
7番	三村正一君	8番	安井敬博君
9番	加藤宏樹君	10番	鈴木隆司君
11番	青山英樹君	12番	熊田宏君
13番	富永創造君	14番	角田秀明君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	蛭田泰昭君	副町長	小松健太郎君
教育長	大杉和規君	企画総務課長	佐藤豊君
危機管理監兼 企画・デジタル 推進室担当	阿部正人君	まちづくり 推進課長	山野辺幸徳君
会計管理者兼 総合窓口課長	佐藤浩彦君	税務課長	小磯剛君

保健福祉課長	正	木	孝	也	君	農業振興課長 兼農業委員会 事務局長	鈴	木	辰	美	君
商工推進課長	柏	村	秀	一	君	都市整備課長	福	田	和	也	君
上下水道課長	有	松	泰	史	君	教育次長兼 教育振興課長	国	井	淳	一	君
子育て支援 課長	小	椋		勲	君						

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	氏	家	康	孝	副	局	長	神	山	義	久
--------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

◎開議の宣告

○議長（角田秀明君） 改めまして、皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。

出席議員数、定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（角田秀明君） それでは、本日の日程に入ります。

日程第1、これより前日に引き続き一般質問を行います。

◇ 安 井 敬 博 君

○議長（角田秀明君） 通告7番、8番、安井敬博君の一般質問を許します。

8番。

〔8番 安井敬博君登壇〕

○8番（安井敬博君） 議場にご参集の皆さん、おはようございます。また、傍聴にお越しの皆さん、いつも大変ありがとうございます。よろしく願いいたします。

それでは、一般質問通告書に従いまして、大きな項目で3点質問をさせていただきます。

まず、1点目につきましては、矢吹町公共交通ネットワークについてであります。

矢吹町内を巡る循環バスですとか、タクシーですとか、地域内交通、そういった言い方のほうが分かりやすいかもしれませんが、町のほうの公称で、矢吹町公共交通ネットワークというふうに名称が規定されておりますので、こういった質問名称とさせていただきます。

まず、その内容ですけれども、高齢化や病気、けが、障害等による様々な理由で、マイカーなどの移動手段の確保が困難になっている方が年々増加しています。また、ヤングケアラーなど、若者世代でも、親の介護や家事などに苦勞をしている方や、また、難病指定や障害認定がされない病気、こういった指定がされていれば補助を受けることもあるんですけれども、それに該当しないような病気で、町外の医療機関の受診を余儀なくされている方など、以前にもご紹介しましたが、郡山の病院などを受診している方などもおられます。そういった方々にとっては、町内を巡る公共交通を利用できるということで助かる方もいらっしゃいます。

高齢者に限らず、移動手段を持たない住民に支援を行うことは、憲法で保障されている人権の一つである交通権の保障や、どのような方にでも安全な移動手段を提供する、こういったSDGsの観点からも、自治体の役割として大変重要であると考えます。

当町においては、こうした課題の解決のために、これまで高齢者の方の移動を支援する行き活きタクシー利用料金助成事業が段階的に拡充され、利用料金もだんだんと下がっていき、また、利用回数も増えていったということで、大変利用者の方に喜ばれております。今後の継続的実施が期待されているところであります。

また、高齢者以外の幅広い年代への移動手段を提供するとして、各公共施設や主要商業施設へ向かう巡回バ

スの実証実験が、本年11月上旬頃の開始を目指し、検討が行われていることを聞いております。さらなる町内の公共交通の確保が期待されるが、その内容についてお伺いをしたいと思います。

質問の目的としては、あらゆる移動手段を持たない方へ安全で安心な公共交通を提供し、誰もが健康で文化的な生活を送れる矢吹町にすることにあります。

では、質問に移ります。

質問事項1番として、巡回バス実証実験における停留所や発着時間についてはどのようになるのか。また、停留所以外での乗降、フリー乗車区間とか、そういったものを設けているところもあります。そういったことは考えているのか。

2番目、既存の公共交通機関であります矢吹駅の電車や、矢吹泉崎バスストップの高速バスとの接続、発着時間とかですね、こういったものの接続とかを考えているのかを伺いたしたいと思います。

3番目といたしまして、高齢者以外への利用条件の緩和など、行き活きタクシーのさらなる拡充は考えているのか。もちろん高齢者の方への拡充も考えていただきたいと思っておりますけれども、そういった拡充は考えているのかをお伺いいたします。

続きまして、大きな項目で2番目の質問に移らせていただきます。

物価高騰に対する支援策についてであります。

コロナ禍や長期化しているロシアによるウクライナへの侵略の影響により原油価格や原材料費が高騰し、ガソリンや灯油、食料品など生活必需品の値上げが相次いでおります。住民の暮らしへの影響は深刻なものとなっております。

町としても、これまで、灯油の助成や、農家や商店、事業者への様々な支援を行っており、大変助かっているとの声が上がっております。関係者の皆さん、本当にありがとうございます。

しかし、ここ最近の物価上昇、急激に物価が上昇しているわけですが、それに対して所得が伸びていない状況もあって、今後も物価の上昇、これもマスコミ報道などで予想されている、報道されているところでありますけれども、これが続けば、年を越せないのではないかと心配する町民の方、そういった声も聞かれています。

そこで、町としては対策なども含めてどう考えているのかをお伺いしたいと思います。

質問の目的といたしましては、物価高騰対策として何らかの支援が必要と考えるが、町としての考え方を明らかにすることにあります。

では、質問事項です。

1番目、町民に対する今後の町の支援策をお伺いいたします。

2番目、今後の原油価格の状況次第では、今年度も灯油代の助成が必要だと思っておりますが、どう考えているのかお伺いいたします。

3番目、中長期的な対策、この物価高騰に対する対策等、町としても施策が必要と思っておりますけれども、どう考えていらっしゃるのかお伺いしたいと思います。

それでは、3番目、最後の質問になります。

旧中央公民館の活用についてであります。

旧中央公民館、矢吹町複合施設KOKOTTOができたことによって、今の公民館は使用されていない状況にありますが、それについてどう考えているのかお伺いしたいと思っております。

コロナ禍の影響もあって、利用人数が制限されていることもありますが、現中央公民館の入る矢吹町複合施設KOKOTTOの利用者から、施設の利用が思うようにできないとの指摘があります。

これ、具体的な話まではいきませんが、予約が取りづらいですとか、あと人数が制限されていたということもありまして、小さな部屋で足りるところも大きな部屋じゃないと使えないとか、あとは、やはり場所が以前の中央公民館に比べて遠くなったという方、そういった方たちの声があるということですが、そういったことを解消するために、この曙町にあります旧中央公民館は利用できない状況ですが、利用者から、旧中央公民館も利用できないかとの声が上がっております。

また、災害時の避難所や地元の集会施設、曙町だけではなく隣接する八幡町など、そういったところからも、今回も請願が上がっておりますけれども、集会所、八幡町では建設してほしいという声も上がっております。そういったところへの活用も考えられるのではないかなと私は思いますが、以前、耐震改修やアスベストの問題もあって、改修をすれば、まだまだ利用できるのではないかと、そういった意見も町民の間から聞かれるところでもあります。

そこで、町として旧中央公民館の利用をどのように考えているのかをお伺いいたします。

質問の目的としては、旧中央公民館の利活用についての町の考えを明らかにしていただくことにあります。

では、質問事項です。

1 番目、アスベストについては、封じ込めができていれば、施設としての利用はできるのではないかと。

2 番目、耐震上問題がなかったため、矢吹町複合施設KOKOTTOの供用開始まで旧中央公民館の利用ができたのではないかと。

3 番目、旧中央公民館の今後の利活用についてどのように考えていらっしゃるのか。

以上、お伺いしたいと思っております。

では、よろしくご答弁のほどお願い申し上げます。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

[町長 蛭田泰昭君登壇]

○町長（蛭田泰昭君） 議場の皆さん、おはようございます。また、傍聴においでいただいている皆様、いつもありがとうございます。

それでは、8 番、安井議員の質問にお答えいたします。

初めに、巡回バス実証実験における停留所、発着時間及び停留所以外の乗降についてのおただしでございます。

本町では、公共交通ネットワークの充実化及び活性化のための取組を総合的かつ一体的に推進することを目的に、令和4年7月4日に矢吹町公共交通ネットワーク検討協議会を立ち上げまして、現在、当協議会において、交通手段を持たない方、いわゆる交通弱者の方の移動を支援するためのコミュニティバスの運行について協議を進めていただいております。

実証実験の詳細につきましては、現時点では協議途中の内容となっておりますが、各地区の集会所を停留所とし、町役場、大池公園、複合施設KOKOTTO、矢吹駅、あゆり温泉等の主要な公共施設及び商業施設を目的地とする運行経路を予定しております。

また、運行日及び運行時刻につきましては、町内を4地区に分け運行ルートを設定し、各地区を週2回、午前9時から午後7時までの午前、午後それぞれ1往復の運行を予定しております。

なお、当該実証実験におきましては、乗降時の安全性の確保や道路交通上への影響の観点から、停留所以外の乗降については現時点では予定しておりませんが、実証実験の結果等も踏まえ、停留所以外の乗降についてのニーズも把握しながら、随時これを反映し、改善してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、巡回バス実証実験における矢吹駅並びに矢吹泉崎バスストップとの接続についてのおたただしであります。

当該実証実験におけるコミュニティバスにつきましては、交通弱者の方の町内における移動を優先的に支援する、これを目的としております。そのため、今回の実証実験案においては、目的地に矢吹駅を含めておりますが、このことは中心市街地、商店街への買物支援に重きを置いた設定となっております、矢吹駅に止まる電車の乗降時刻と連携したバス時刻までには至っておりません。

このような考え方から、議員おただしの矢吹泉崎バスストップにつきましても、現時点では目的地に含まれておりませんが、先ほど話しましたように、実証実験等を重ねながら改善することで、矢吹駅や矢吹泉崎バスストップとの連携を可能とする公共交通体制を構築し、交通の利便性が高いという本町の魅力の一つをPRし、交流人口や関係人口の増加につなげてまいりたいと考えております。

今後は、コミュニティバスの実証実験とともに、バスでは対応できないニーズへの解決策の一つとして、行き活きタクシー事業のさらなる制度拡充やA Iを活用した効率的な移動の実現、そして自動運転等のDX等を最大限に活用した検討も並行して推進するという一方で、誰もが利用しやすい公共交通体制の構築に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、行き活きタクシー利用料金助成事業の拡充についてのおたただしであります。現在、本町では、移動手段を持たない高齢者の方の日常生活の利便性確保のため、買物等の移動支援を目的とした公共交通事業として、行き活きタクシー利用料金助成事業を平成31年2月より実施しております。

行き活きタクシー利用料金助成事業においては、事業開始時では自己負担額800円、月の利用回数4回、乗降可能場所を自宅、公共施設及び商店等、町で指定した場所等の内容で、75歳以上の運転免許不保持者を対象としておりましたが、登録者へのアンケート結果を基に、年度ごとに制度の見直しを実施してまいりました。

令和3年4月からは、先ほどの内容を変更いたしまして、自己負担額を500円、月の利用回数を8回に、対象者を75歳以上から70歳以上の運転免許不保持者と対象年齢を引き下げてまいりました。また、令和4年4月、直近の時点からは、月の利用回数を10回に増やしまして、対象者を運転免許不保持者に限らず70歳以上の方に、車椅子の方も利用できる介護タクシーの導入、それから乗降場所は遊興施設を除く町内全域と制度を拡充してまいりました。

このような継続的な制度の拡充を行った結果、令和元年の登録者は239名、ちょっと読み方変えますが、令

和2年度は登録者264名、令和3年度は登録者395名と増えてまいりまして、それぞれの利用件数、令和元年度の利用件数823件、令和2年度が利用件数767件、令和3年度の利用件数が3,295件ということで、大きく増加してまいりました。また、その内容についても好評を得ておるような状況でございます。

このような中、今回実施予定のコミュニティバスの実証実験では、町民の関心度も高く、様々な課題や要望等が寄せられるものと考えております。それらの要望等に対して、バスの運行だけでは解決できない案件も数多くあると考えており、その解決策の一つとして、議員おただしの行き活きタクシー利用料金助成事業は有効な手段の一つであると考えております。今後も公共交通ネットワーク検討協議会で検討を深め、さらなる条件緩和も機動的、柔軟に検討してまいりたいと考えております。

繰り返しとなりますが、町といたしましては、既存の公共交通はもとより、新たな技術、システムであるAIを活用した効率的な移動の実現、そして自動運転等のDX等を最大限に活用し、地域公共交通の活性化、そして再生を進めることで、未来に希望が持てる、そして便利で住みよいまちづくりを推進してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、町民に対する今後の支援策についてのおただしであります。今般の新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢の影響による急激な円安、そして原油、原材料価格の高騰は、世界共通の問題として、基本的には国において対策を講じるもの、講じるべきものと捉えておりますが、町といたしましても、住民に最も身近な行政として、自主的、主体的にといいますか、かつ総合的に地域社会の課題に対応していく必要があります。

町では、その支援策として、今年度は、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業による1世帯10万円給付を約180世帯に、そして原油高騰対応灯油購入費等助成金交付事業による1世帯5,000円助成を約80世帯に、そして、くらし応援商品券事業によるプレミアム商品券発行を2億6,000万円分、事業継続支援給付金による1事業者10万円給付を約50事業者に、消費喚起促進事業によるイベント等組織団体への補助金交付を12団体に、学校給食運営事業による給食費半額補助を約1,300名に、矢吹っ子応援事業による祝い品、祝い金支給を約120名に、奨学金返還支援事業による奨学金返還補助を約30名に、子育て世帯等臨時特別支援事業による1世帯10万円給付を約300世帯になど、様々な支援に取り組んでおります。

また、追加の支援策として、物価高騰対応光熱費等助成金交付事業による1世帯7,000円助成を約1,600世帯に、そして農業関係であります。畜産飼料価格高騰対策事業補助金による経営規模に応じた補助を800万円分について本定例会に提案したところであります。

今後も引き続き、社会情勢の把握をはじめ、原油、原材料価格の動向や町内事業者及び町民への直接的な影響の把握に努め、さらなる支援策の検討に当たっては、影響を受けている方々への適時的確な支援となるよう対策を講じてまいります。

このように、町としてできることに迅速に取り組むことにより、町内事業者や町民の皆様の生活を守ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、灯油代の助成についてのおただしであります。

町では、令和3年度におきまして、原油価格の高騰による生活困窮世帯への影響を緩和するための対策として、暖房用灯油の購入費等の一部を助成し、経済的負担の軽減を図る目的で、矢吹町原油高騰対応灯油購入費等助成金交付事業を実施したところであります。

この助成金では、対象1世帯当たり5,000円を給付しており、対象世帯は65歳以上の高齢者のみの世帯、または障害者のいる世帯、またはひとり親世帯、または町長が必要と認める世帯でありまして、いずれの世帯につきましても、町民税が非課税である世帯が対象でありました。

給付の実績といたしましては、990世帯495万円となっております。

事業実施に当たり、福島県の補助金である令和3年度原油高騰対応生活困窮世帯緊急補助事業補助金を活用し、200万円の交付を受け、実施したものであります。

また、県では、令和4年7月に令和4年度原油高騰対応生活困窮世帯緊急補助事業を施行したことから、町では、この補助金を活用し、コロナ禍における原油価格や物価の高騰による生活困窮世帯への影響を緩和するための対策として、生活に困窮している世帯に電気やガスなどの光熱費等の一部を助成し、経済的負担の軽減を図るため、矢吹町物価高騰対応光熱費等助成金交付事業を今年度を実施する予定であります。

対象世帯は、令和3年度に実施いたしました矢吹町原油高騰対応灯油購入費等助成金交付事業と同様の世帯とし、1,600世帯への給付を見込んでおり、対象1世帯当たり7,000円を本年12月末までに給付するものであり、本事業の実施に当たり関連する予算案を本定例会に上程したところであります。

議員おただしの灯油等燃料費の助成につきましては、今後も、灯油代をはじめとする物価の変動状況や社会情勢を重視しつつ、近隣市町村での取組状況や、国の交付金や県の補助金等、活用できる財源の調査等を実施し、検討してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、中長期的な対策についてのおただしであります。

今般の新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢の影響による急激な円安、原油、原材料価格の高騰は、世界共通の問題であると認識しております。

今後の見通しといたしましては、コロナ禍と同様に、ウクライナ情勢についても先が見通せない状況であります。

町では、このように長期化する影響による生活上や事業経営上の不安や心配事については、分野ごとに随時相談を受ける体制があり、細やかで丁寧な対応を行ってまいりたいと考えております。また、今後、町ホームページや広報紙等において支援策について周知を図り、不安解消に努めてまいります。また、原油、原材料価格の高騰の中長期化を見据えつつ、今後新たな対応が必要と考えられる場合には、ちゅうちょなく適時的確な対策、支援の取組を柔軟に進めてまいりたいと考えております。

なお、コロナ禍により行動が制限され、窮屈な思いや働きづらい環境の中で疲弊している状況が続いておりますが、今年は7月30日に3年ぶりに真夏の夜の鼓動を開催。これは、天候の問題もありまして、水上ステージということであれば、本当の意味で真夏の夜の大池公園での真夏の夜の鼓動ということでは6年ぶりであります。

また、翌日、7月31日に大河ドラマ「鎌倉殿の13人」トーク&パブリックビューイング in 矢吹町を開催し、会場を訪れた町内外の多くの方々に楽しんでいただきました。これは、イベントを通して、歴史とふるさと矢吹町の地元のつながりを広く知っていただく機会、歴史に対する様々な関心を若い世代にも広く持っていただく機会となったと認識しております。

さらに、8月6日には、やぶき夏まつりが開催されるなど、地域経済の活性化やにぎわい創出のため創意工

夫し、適切な感染防止対策を取りながら、主体的に各種イベントの開催を再開しております。

加えて、11月6日には、町の最大規模の事業として、やぶきフロンティア祭り2022を、コロナ禍前の規模でということ、この状況ではありますけれども、頑張ってお開催を予定しております。

直接的な支援策とは異なりますが、間接的な支援策として、このような機会を通し、地域経済の活性化とともに、笑顔と活気あふれるまち、希望が持てるまち、そして安心して暮らせるまちということで、こういったことを目指してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、旧中央公民館の利活用についてのおたけしであります。

初めに、旧中央公民館のアスベストにつきましては、令和3年12月議会定例会における青山議員への教育長答弁と一部重複いたしますが、大ホール天井裏に吹きつけられているアスベストは、封じ込め工法によりまして飛散防止対策を取っております。

令和3年4月にアスベストの処分等に係る大気汚染防止法の改正がありまして、工事前にアスベスト含有の有無を調べる事前調査結果の報告が義務化されるなど、処分等の方法が変更となったところであります。

現況では、建物アスベストの未調査箇所もある状況であります。

また、旧中央公民館の耐震性についてであります。

これは、平成25年度に実施しました耐震診断において、震度6強から7の大地震が発生した場合は、倒壊または崩壊する危険性が高いという結果であり、診断結果から約10年が経過していることから、万が一、大地震で施設が倒壊した場合には、アスベストが飛散してしまう危険性があることを危惧しております。

加えて、旧中央公民館は、建築から約50年が経過しており、8月に現場を確認した際には、内外壁のクラックに加え、正面入り口付近の床のタイル破損、雨漏り箇所等の不具合のある箇所を多数確認しておりまして、老朽化も著しく進んでいる状況となっております。

このことから、旧中央公民館の利活用は困難であると判断し、再利用する予定はありませんので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、複合施設の供用開始まで旧中央公民館の利用をしてきたことについてのおたけしであります。旧中央公民館は、昭和48年6月に開館し、令和2年9月30日に閉館するまで47年間、町民の皆様への身近な学習、交流活動の場として親しまれるとともに、社会教育施設の拠点として、学習活動を援助し、地域社会の形成や地域文化に貢献するなど、生涯学習の推進に大きな役割を果たしてきた施設であります。

議員ご承知のとおり、旧中央公民館は旧耐震基準にて建築された施設であり、平成25年度に耐震診断を実施したところ、震度6強から7の大地震が発生した場合は、倒壊または崩壊する危険性が高いという結果でありました。

なお、旧中央公民館は、複合施設KOKOTTOが整備されるまで使用しておりましたが、両施設が使用できないことにより、町民の皆様へ大変なご不便、ご迷惑をおかけすることになることから、両施設が使用できない期間を可能な限り短縮したいというふうにお考えまして、常駐した職員により細心の注意を払いながら、また、万が一の場合には常駐した職員が避難誘導するなどの体制を整えまして使用してきた経過がございます。ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、旧中央公民館の今後の利活用についてのおたけしであります。当該施設は昭和48年に完成し、築

年数が約50年と改築の時期を迎えております。また、平成25年度の耐震診断結果並びに当該施設が大地震により倒壊または崩壊した場合にはアスベストが飛散する危険性が危惧されることから、現状での施設の利用は困難な状況と考えられます。

仮に施設を利活用する場合には、アスベストの調査及び除去、耐震改修、施設設備の更新等、大規模な改修が必要であり、多くの費用と時間を要するものであります。

また、昨年10月に実施した公共施設に関する町民アンケートの結果においても、最も多かった回答は、解体の43.0%となっており、続いて、売却、貸付けをするというのが30.7%、この2項目の合計が73.7%、そして改修が7.1%であります。

このような状況からも、町といたしましては、当該施設の利活用は困難であると判断しており、来年度以降より、施設の解体を基本方針として、予算の計上を検討してまいりたいと考えております。

なお、現在の施設の状況の確認していただく機会として、議員の皆様方等を対象に、先ほどのような状況でございますので、安全に考慮した上で施設見学会等の実施を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、8番、安井議員への答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（安井敬博君） ご答弁ありがとうございました。

それでは、まず1番目の項目、矢吹町公共交通ネットワークについて再質問をさせていただきます。

ご答弁の中で、コミュニティバス運行については、町内4地区に分け運行ルートを設定して、各地区を週2回、午前9時から午後7時までの間、時間はご答弁いただいていないんですね、午前、午後それぞれ1往復の運行を予定しているということでありました。

内容につきましても、買物等の利便性を図ることが今回の実証実験の目的だということがご答弁いただいたところでありますけれども、これについてですけれども、午前、午後1往復ということですから、つまり、午前中にどこか公共施設や買物施設に行くということになります。病院等に行く方もいると思いますけれども、行った後、用事を済ませる、帰る間、そのバスはどこへ行ってしまうのか、待っていてもらえるのかとか、その辺がちょっと気になる場所です。また午後の時間まで待たないといけないのか、そういうところが懸念されますが、そこはどうなっているのでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課課長、山野辺幸徳君。

〔まちづくり推進課長 山野辺幸徳君登壇〕

○まちづくり推進課長（山野辺幸徳君） 8番、安井議員の再質問にお答えいたします。

ルートはどういうふうなことになっているのかということで、ルートにつきましては、1日1台で2ルートというところで、今、設定を考えてございます。

○8番（安井敬博君） お伺いしたいのは、乗っていったバスが用事を済ませるまで待っているのかどうかということなんです。

○まちづくり推進課長（山野辺幸徳君） 安井議員の再質問にお答えします。

バスは運行中待っているのかというところでございますが、バスにつきましては、1日2ルートですので、1ルートのケースを一度通過した後、大体50分くらいで1ルート行きます。そうすると、次に第2ルートに進むというようなところで、バスが待っているというような状況ではないルートになってございます。

よろしいでしょうか。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（安井敬博君） 今のご答弁ですと、じゃ、午前中、9時頃になるのかどうかちょっと分かりませんが、その時間に目的施設までバスで向かう。そして、用事を済ませる。用事を済ませたら、今度は午後のバスが来るまでは乗ることができない、帰りのバスを待たなくてはいけないということになります。そうなりますと、ちょっと、用事がずっと、町の中に来て、ほかにも用事がある方にとっては、それでもいいかもしれませんが、そうじゃない方にとっては、ちょっと不便なのかなと思います。これどうするかという話、今の段階ではまだ具体的に進める話ではないのかもしれませんが、そういったことについても今から準備しておく必要があるのではないかなと思っております。

あと、場合によっては、これもうちちょっと増やすことはできないのかということなんですけれども、その辺はいかがお考えでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、8番、安井議員の追加質問にお答えします。

これはあくまで実証実験ということでありまして、現在のこういった設定につきましては、今の安井議員のようなある意味当然の疑問については、しっかりとした検討を行った上でこの実証実験を始めるとともに、その実証実験の後、そういった課題につきましては、先ほどのように、機動的に対応していきたいというふうに考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

8番、安井議員の追加質問にお答えしました。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（安井敬博君） ぜひ検討を進めていただきたいと思います。

あと、停留所以外での乗降ということではできないと、今のところこれは予定していないということなんですけれども、これも今から実証実験が始まる前までに検討し直していただければ、可能ではないかなと思うんですけれども、何か自由乗降区間とか設けることに対して支障があるのかどうか、懸念されることがあるのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課課長、山野辺幸徳君。

〔まちづくり推進課長 山野辺幸徳君登壇〕

○まちづくり推進課長（山野辺幸徳君） 8番、安井議員の再質問にお答えします。

停留所以外の乗降というようなご質問であるかと思えます。

こちらにつきましては、実証実験でそういった要望があるか把握したいとは思っていますが、例えば、町内ですと、後続車の接触事故ですか、というところでは、非常に危険な部分もあつたりしますので、これもこれから警察との協議になりますが、路上で停留所以外の場所についても、ある程度、掲示板を設置して停車するなど、注意を促しながらというところも検討してまいりたいなというふうに思っております。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（安井敬博君） 前向きなご答弁をいただいたと思っております。

自由乗降区間、郊外部などでは、福島交通さんとかも郡山から巡回するバスなんかでは、郊外ではそういう区間もあつたりとかありますので、警察との協議を進めていただければ、実現可能ではないかなと思っておりますので、できれば前向きに進めていただきたいなと思えます。

これ、実証実験でありますので、実証実験後にまた充実したものに変えていくのかなと思えますけれども、それまでの間、私の質問の中でもありましたように、行き活きタクシー事業、これ本当に利用料金安くて、回数も増えたということ、また、いろんな条件、同乗者も許可されたなんていうこともあつて、本当に使っている方、今、喜んでいるんですね。

これ、私の質問の中では、高齢者の方も当然喜んでいますが、やはり病気で車を運転できない方とかいらっしゃる、また、一時的にけがをされて使えない方もいらっしゃるということがあります。泉崎では、こちらは循環バスですが、循環バスはいろんな方が利用できる。子供たちも利用できたりとか、いろんな条件も緩和していますので、実証実験の間、先駆けて、行き活きタクシーについても順次見直しはしていただいているところもありますので、そういった病気の方とか、どうしても必要な方、そういった方にもこの行き活きタクシー事業を拡充していただきたいなと思うんですけれども、それは早急にできないのかどうかお伺いいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課課長、山野辺幸徳君。

〔まちづくり推進課長 山野辺幸徳君登壇〕

○まちづくり推進課長（山野辺幸徳君） 8番、安井議員の再質問にお答えします。

さらなる利用条件の緩和というようなご質問であるかと思えますが、今後、公共交通ネットワーク検討協議会で検討を深めまして、さらなる条件緩和、町民のニーズを把握しながら、どうしたらいいのかというところを検討してまいりたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（安井敬博君） 質問ちょっと伝わりづらかったかもしれませんが、私が言いたいのは、今、現実に病気の方とかで、この移動手段を持たない方、困っている方がいらっしゃるということなんです。そういった方、具体的に調べれば分かると思っておりますので、そういった方に、何も高齢者の方みたいに月8回とかでなくても、

通院でしたら月1回とか月2回とかの方もいらっしゃると思いますし、そういう条件を認めてはいただけないものか、これは早急にはできないのではないかとということなのですが、その辺はいかがでしょうか。

質問、もう一回、聞き直すこととなりますけれども、そういったことで質問しておりますので、ご答弁お願いいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課課長、山野辺幸徳君。

〔まちづくり推進課長 山野辺幸徳君登壇〕

○まちづくり推進課長（山野辺幸徳君） 8番、安井議員の再質問にお答えいたします。

先ほど、安井議員のありました、移動手段を持たない方の支援という、病気の方というところの利用拡大というところでございますが、こちらにつきましては、先ほども申しましたが、公共交通ネットワークの中で、移動手段を持たない方のための移動支援制度の内容と、そういった実態把握ということで、協議の案件の一つとして検討してまいりたいなというふうに思います。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（安井敬博君） 本当に現実にも今、困っている方いらっしゃいますので、なかなか検討していただくのはいいんですけども、そういった方の状況を早急に把握して進めていただきたいと。もちろん、バスが本格的に通るようになれば、そういった課題も解決するのかなと思っておりますが、それまでの一時的な措置としてのことで言いましたので、ぜひそこは進めていただきたいと。思います。

次の質問に移らせていただきますけれども、物価高騰に対する支援策についてであります。

今回、先日の8月26日の全員協議会でもこういったご答弁いただいた内容をお示しいただいたところであります。本定例会で予算計上されておりますので、それが通れば、こういった支援策が実施されて、町民の方、困っている方も大分助かる方もいらっしゃるのではないかなと思います。

それで、これ支援策の中で、やはり国や県の助成頼みのところがあるんですね。もちろん財政状況等も勘案しながら進めていかなきゃいけないところですので、そういったことも無理からぬことかなとは思いますが、町独自として上乗せをする、そういったこともできるのではないかなと思うんです。

例えば、灯油代、これ以前に比べて、前は5,000円だったのが、今回7,000円にまで上がっています。プレミアム商品券なんかの発行もしていますけれども、やはり町の財源使って少しでも、今だと思えるんですよ。本当に今が、コロナ禍、そしてウクライナ情勢、そういった世界情勢によって生活の大変なことになっている。物価高騰に対して賃金の上昇が追いついていない状況なので、そういった中でいうと、町財源使って上乗せも考えられるのではないかなと思いますが、その辺はどのように考えておられるのかをお尋ねいたしたいと思っております。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 8番、安井議員の再質問にお答えいたします。

町独自の上乘せなどはできないのかというご質問でございますが、ただいま、国・県、いろいろこの物価高騰対策について随分支援策を打ち出してきております。まずは、その内容を、中身をよく確認させていただいて、それで、今後、町の財源を使うことも検討の一つに含めながら考えていきたいなと思っております。

以上で再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（安井敬博君） 検討していただけるということですが、今回、令和3年度の矢吹町の執行された予算についての決算、こういったものがこれから議会の中でも審議されるところでありますけれども、報告の概要を見ますと、歳出と歳入の差引き額で4億9,123万円という黒字が出ているわけですね。

そういった中でいいますと、財政調整基金も今回、積み増しをするということになっております。財政調整基金って、やはり町民の暮らしが逼迫しているとか、そういったところに充てることのできる、財政上どうしても足りなくなったとき、そういったことに使うというのが趣旨なんですね。

そういったことからいったら、何も財調の中、全部使うということはもちろん言っているわけではありません。財調を使って、その一部を使って、こういったこと、様々な施策が考えられると思いますが、上乘せも考えられるのではないかなと思っておりますが、そういったことは可能ではないでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

副町長、小松健太郎君。

〔副町長 小松健太郎君登壇〕

○副町長（小松健太郎君） 8番、安井議員の再質問にお答えいたします。

今回の財政調整基金等を使って、様々な財源を使って、町独自の施策はというおただしでございます。

まず、今回の物価高騰に対する施策でございますが、先週の動きでございます。政府において、先週9月9日、物価・賃金・生活総合対策本部が開かれまして、物価高騰対策を政府としてまとめたところでございます。

その中の一つとして、住民税非課税世帯に対して1世帯当たり5万円を給付するというものが示されております。こういったもの、当然、矢吹町としても、これを速やかに支給していくことは取り組んでいきたいと思っております。

また、さらに、その対策本部の中で、地域の実情に応じた支援を行うため、地方創生臨時交付金6,000億円規模の枠を新たに設けるといっても示されております。この6,000億のどのぐらいが矢吹町に来るか分かりませんが、そのあたりの金額も見ながら、町として物価高騰対策について町民の皆様はどういった施策を打っていけるか、そこはこれから検討していきたいと思っております。

さらに、安井議員から財政調整基金も使うことができるのではないかとのおただしでございますが、町の財政状況や、こうした国の地方創生臨時交付金などを総合的に勘案しながら、町民の皆様に対する施策を考えていきたいと思っておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（安井敬博君） 単純に、財調一部使ったらどうかという質問だったんですが、国の動向などもご答弁い

いただきました。

これからまた国・県などでもそういった予算もどんどん下りてくるとは思うんですけども、ただ、やはり財調を使えばできることもあるので、それはそれで、そうしたらまたそこにさらに財調を使っていけば上乗せもできると思いますので、そういったことも考えていただきたいなと思っての質問でした。

今回、生活困窮されている方とか、単身のお年寄りの方ですとか、子育ての方、児童手当もらっている方とか、そういった方とか、困っている方に行き届くような予算もあります。それから、プレミアム商品券、これは5万円買っただけであれば、1万5,000円のインセンティブがつくので、それも経済循環には結びつくのかなと思いますけれども、ただ、非課税世帯からちょっと超えちゃうとそういったところに当たらない方とかもいらっしゃると思います。それから、高齢者だけではない世帯だけれども、収入が高齢者の年金に頼っている方とか、そういった方の中にはいらっしゃるんですね。そういった意味では、ちょっと自分たちも困っているけれども、何かないのかという声も聞かれるわけですよ。

そういった意味では、一律給付なんかもまた考えられるのかなと思いますけれども、不公平じゃないかなんていう、町民の方からも聞かれるわけです、そういったことから漏れた方。もちろん、不公平かどうかというのは、それぞれの主観によるかもしれませんが、そういった一律給付なんかもやっただけだと、それが、私、以前にもご提案申し上げましたけれども、商品券ではなく地域通貨という形で配布していただければ、それが何巡にも何巡にも町内を巡って行って、経済循環にも結びつく。それから、今回の給付から漏れてしまった方にとっても、少しは助けになる、そういったことも考えられますけれども、その辺はいかがお考えでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 8番、安井議員の再質問にお答えいたします。

ただいま、地域通貨、また、非課税世帯から少し、それに該当しない方々、いろいろご質問をいただいたところでございます。

その点も含め、全体的に町の状況を確認させていただきながら、検討を進めさせていただきたいと考えております。ご理解をお願いいたします。

以上で再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（安井敬博君） ご答弁ありがとうございます。

ぜひ、そういった地域内循環と結びつける考えも必要かと思います。そういったことも含めて、財調なんかも活用しながら、どんどん進めていただきたいなと思います。

では、次の質問ですけども、旧中央公民館の活用についてであります。

これ、ご答弁を見ますと、もう中央公民館は使わないよということでした。かなり、アスベストや耐震性の問題だけではなくて、雨漏りやタイルの剥がれですか、そういったものとか、クラックですとかもあるという

ことなんですけれども、これ使わないとなると、中央公民館、いろんな声あるんです、本当に。集会施設であったりとか、それから地域の公民館、集会施設であったりですか、あとはKOKOTTOの部屋の使えないところを旧中央公民館についても使いたいという声もあるわけですね。

使わないということなんですけれども、では、あの土地はどうなってしまうのか。もう取壊しをしてしまって更地になってしまうのか、そこまで検討されているのかどうかをお尋ねいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 8番、安井議員の再質問にお答えいたします。

建物を壊した後の土地の利活用についてのおたただしでございますが、まだ建物を壊す調査も行っていないところでございますので、その後の利活用については今後検討することになるかと考えております。

答弁いたしました。今後、議員の皆様方を対象に、中央公民館の中、実際見ていただきたいなどと思っております。その際にもいろいろご意見いただきたいと思っておりますので、その中で今後の進め方についても検討は深めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（安井敬博君） もう一度というか、これ壊してしまうということはもう決定している、方針としては、町としては方針としてその方向なのかどうかをお尋ねいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 8番、安井議員の再質問にお答えいたします。

先ほど答弁いたしましたとおり、中央公民館の利活用は困難であると判断し、再利用する予定はございませんので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（安井敬博君） 再利用するかどうかというのはもうご答弁いただいているので、解体をするのかどうかというのが、もう方針として考えているのか、決定しているのかをお尋ねしたわけですが、もう一度お願いします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 8番、安井議員の再質問にお答えいたします。

先ほどの答弁、失礼いたしました。

解体についてでございますが、当該施設の利活用は困難であるということで判断しております。来年度以降より、施設の解体を基本方針としまして、予算計上は検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（安井敬博君） ご答弁の中でいったら、ちょっと別の角度でまた質問させていただきますけれども、町の公共施設に関するアンケートを行ったということで、3,000名だったかと思えますけれども、対象にして任意抽出をした。1,000名をちょっと超える方たちから回答があったということでした。

アンケートの中を詳細に見させていただきましたけれども、これアンケートの結果で、解体をしていく、そういった方たちの意見が一番多かったということでしたけれども、このこともこの解体については影響しているのかどうか、解体決定に対する影響があるのかどうかをお尋ねいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 8番、安井議員の再質問にお答えいたします。

アンケートの結果についても考慮したのかというところではございますが、当然、町がこの施設をどうするのかというところで町民の方にお尋ねしたアンケートでございますので、その意見についても尊重してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（安井敬博君） アンケートの結果というものも影響はされているものと思います。そういうお答えでした。

ですけれども、このアンケートですけれども、聞き方なんですよね。アンケートの、ちょっと言葉遣い失礼いたします。旧中央公民館の在り方についてお尋ねしますということで聞かれておりました。アンケート、今ここに、タブレットの中に入っておりますので、ちょっと一部読ませていただきますけれども、「旧中央公民館は、昭和48年の開館より長きにわたり町民の皆様に親しまれてきましたが、建築後40年以上が経過し、老朽化の進行、耐震性の不足及びアスベストの存在により、施設利用者の安全性を確保するため、大規模改修の必要性が生じました。しかし、」とここで強調して、「相当な改修費用が見込まれることもあり」となっているんですよね。そうすると、町民の方からしたら、幾らかかるか分からないけれども、そんなにお金がかかるんだったら、新しいもの造ったほうがいいんじゃないかとか、今ある施設の中で何とか使っていけないかと考えると思うんですよね。

これ、相当な改修費用となっているんです。相当な改修費用と言っていますけれども、どれぐらいかかるんでしょうか、改修費用だと。

また、解体するには、当然アスベストの除去が必要になりますけれども、その場合の費用はどのぐらいかかるのでしょうか。当然、調査もしていないから分からないということかもしれませんが、その辺、見込んではあるのではないのかなと思いますので、その2つについてお尋ねいたします。

○議長（角田秀明君） 一問一答なので、1つにしてください。

○8番（安井敬博君） では、1回ずつ聞きますけれども、相当な改修費用はお幾らでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 8番、安井議員の再質問にお答えいたします。

相当な改修費用についてでございますが、こちらのアンケートのほうにも米印でちょっと書いた部分ではございます。億単位の改修費用が見込まれますというところでお知らせはさせていただいております。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（安井敬博君） 概算ではありますが、安全性を確保するためには億単位の改修費用が見込まれますと課長ご答弁のとおりアンケートにも書いてありますけれども、億単位って幾らなんだろうと町民からしたら思うわけですよ、1億かもしれないし、何十億もかかるのかとかって。その辺がはっきりしないわけですね。もちろん綿密な調査は必要になるとは思いますけれども、それはそれで置いておきますけれども。

では、じゃ、解体する場合、アスベストが使われている建物ですから、アスベストが飛散防止の対策を取らないといけない。これは大気汚染防止法の改正があったので、当然そのようになっておりますけれども、じゃ、そっちのほうに相当な改修費用より安いのかどうか、その辺は見積もってもらえるのかお尋ねいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 8番、安井議員の再質問にお答えいたします。

まだ調査も始めておりませんので、見積りもしておりません。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（安井敬博君） やはりその比較が必要になるかなと思うんですね。もちろん、予算、議会のほうで認めないと、その調査できませんので……

〔「 反対したのは 」と呼ぶ者あり〕

○8番（安井敬博君） それは違います。

ちょっと待ってください。議長、すみません、やじに答えてしまいましたけれども。

○議長（角田秀明君） 8番、自分で分かっているんでしょけれども、去年の当初予算に自分

たちで修正をかけて反対したんですよ。

だから、今、執行側は幾らかかるかどうか分からないわけだから、それを自分で反対しながら、幾らかかるんだということ自体もおかしいし、町長の1回目の答弁で、来年は解体をする予定ですのでという、予算の計上を検討していますということを言っているのに、何でそこでいつまでもいつまでも、どうしてどうしてと言ったらば、アンケートまで取らせているんですよ、執行側に。それをやっぱり理解してやらないと、いつまでも町民の背中にしょっているからといったって、この中身の中だって、もう40%、60%の人が、あそこは危険だからそういうふうにしてくださいよと町民の方も言っている。また、町長にお願いをして、町のかじ取りは4年間お任せしますよということと言っているのにもかかわらず、何か事業をやるとアンケートを取りなさいということでは、町長の執行権がないでしょう。よくその辺考えて質問してください。お願いします。

再質問ありますか。

8番。

○8番（安井敬博君） 最後まで聞いていただければ、そのことは分かると思いますけれども、解体についての予算ということではなくて、改修した場合、そういった調査も必要なのではないかなと思うんですよ。その辺も、今度、そういったことも計上していただければ、比較もできるかなと思います。町民に対して、解体のほうが利益になるのか、それとも改修を行って利用存続したほうが利益になるのか、そういったことも含めて調査を進めていただく考えはないのかお伺いいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、8番、安井議員の追加質問にお答えします。

時間もないようなので、今のような形で物別れというのもあまりよろしくないのですが、ただ、改修費用幾らというふうにおっしゃいました。

我々もこのアンケートを取る前に、どのぐらいだろうというのは考えましたが、ただ、今度造るんであれば、今かなり、ここを使わせてくれというふうにおっしゃっているのは、高齢の方が多いですね。そうすると、あそこ、エレベーターも何もなくて、特にバリアフリーにしないといけないだろうと。そうすると、エレベーターをつけて、バリアフリーにして、そうしたら、幾らとは言いませんが、億単位どころじゃないですね、エレベーターもつけて。相当かかります。その金額を出すことが逆にミスリードになるんじゃないかというのがあります。なかなかこれは難しいんです、本当に。だから、ちょっと億単位という言い方が悪かったのかどうかは、これはなかなか人の見方によると思います。

ただ、あくまでも、やはり調査費用も否決されましたし、いろんな意味で、いろんなことをやろうとするときに、まずはそのことをやってみて、どのぐらいかかるのかと、そのことで皆さんと冷静な議論をしないと、これはなかなかできないということかと思っています。

ですから、私ども、もしやるんであれば、あそこはバリアフリーにして、ちゃんと、今、本当にKOKOTTOが、例えば、使い勝手が悪い、なかなか取れない、私よく聞いています、その方々とも親しいので。ただ、それがどのぐらいの割合なのか。それから、区長さん方に聞いても、あれを、じゃ直して、もう一回使わせて

ほしいという方々は、私が聞くところ、あまり多くないというか、区長さんではおりません。ですから、それはなかなか、町民の声といってもいろんな方がいらっしゃいますので、難しいですね。私、全然否定していませんよ。難しいです。それで、かつどこまでやるかということも、非常に難しい。

例えば、もう建て替えをして、今だったら、むしろプレハブでとか、今、プレハブってすごい立派なのでできますから、そういう選択肢もあるかもしれません。しかし、今のあの建物を使って、エレベーターまでつけて、それで、お年寄り、体の不自由な方、皆さんのために使うとしたら、相当な額かかります。そこはご理解いただきたい。だから、それを今のまま使ったほうがいいのか、しかし、恐らくあれを直しても、もうぼろぼろですから、相当な額をかけても、皆さん、何だ、こんな金かけてこんなものかと言われるのは、もう私は目に見えていると思っています。しかも、躯体ががたがたなような状態であるようにも聞いていますし、それからあとは、それを直すのに相当あの建物ですからかかります。それだったら、もしかすると、一から造ったほうがいいのかもわからない。ちょっと余計なことも言ったかもしれませんが、しかし、まずはちゃんとした調査に基づく冷静な議論が必要です。

ただ、一つには、あれはKOKOTTOを造った時点でどうだったのかなとも思います。私はやはり、今後、町政を進めさせていただく前に、前に進んでいかなくちゃいけない。それをあの中央公民館にこだわって、これだけずっと時間を、ある意味ではどうだったんでしょうか、もっともっと進んでいたのではないかと私は思っています。

ですから、そこも含めて、金額が出ていなかった、いろんなことをおっしゃいますけれども、そのことも含めて、ちょっと冷静に、前に進むためにどうしたらいいのか、そして町民の皆さんのためにどうしたらいいのかを考えていただきたいなと私は思っております。

私は以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（安井敬博君） 冷静にというお話でしたけれども、当然、そのように冷静に対応することは必要だと思います。議会も、町のほうもそうだと思います。

これ、今度、議会の議員にも中を見せていただけるということでしたけれども、それはぜひ早急に実施していただきたい。

町民に対しても、そういった見学会とかもできればやっていただけたらなと思いますけれども、その辺はどうお考えでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、8番、安井議員の追加質問にお答えします。

ちょっと時間もありませんが、まさに先ほどのあの建物は大変危険であります。その中で、見学希望者の方々が高齢の方であったり、それから体が不自由な方であったり、いろんな方が想定されますが、その方々を全部ウエルカムでというのは、相当な準備が要りますので、それは検討はさせていただきますが、ちょっと困

難が伴うことは了解いただきたい。

議員の皆様きちんとした了解をいただいた上で、きちんとしたご案内、それから、できれば専門家の方にも来ていただいて、解説もしていただいと私は思っておりますけれども、そのようにしていきたいと思っております。検討はさせていただきます。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

あと残り50秒です。

○8番（安井敬博君） 以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（角田秀明君） 以上で、8番、安井敬博君の一般質問は打ち切ります。

ここで暫時休議します。

再開は11時30分からです。よろしくをお願いします。

（午前11時18分）

○議長（角田秀明君） それでは、再開をいたします。

（午前11時30分）

○議長（角田秀明君） お昼になりますけれども、青山君が終わるまでお昼にしないので、頑張ってつないでください。よろしくをお願いします。

◇ 青山英樹君

○議長（角田秀明君） それでは、通告8番、11番、青山英樹君の一般質問を許します。

11番。

〔11番 青山英樹君登壇〕

○11番（青山英樹君） 議場の皆様、こんにちは。また、傍聴席にお越しの傍聴者の皆様方、ありがとうございます。心から敬意を表しますとともに、感謝を申し述べます。

それでは、通告に従いまして、質問をさせていただきます。

大きく大項目2点というふうになります。

まず、1点目は、三城目地区における遊水地整備事業は、この9月からその設置用地取得に向けた用地協議が国と地権者間で始まるということを知っております。遊水地は、鏡石町、玉川村、矢吹町の2町1村にわたり、それぞれの地価が異なるものと思われることから、その差異にどう対処するのか等の課題が見られます。三城目地区では畑約60ヘクタール、水田約40ヘクタールの計約100ヘクタールの一等地農地がなくなることとなります。地権者の中には田畑を失ったり、縮小せざるを得なくなったり、または水田を借りて農業継続してきた耕作者や大型営農を行っている方々もおり、農業振興を踏まえて賠償、補償がどのように行われるのか不安に駆られている方が見受けられます。さらに、賠償、補償などに関しての税務、税金関係の課税関係の取扱いについてもどう対応してよいか不安視する地権者もおりまして、国との用地協議が始まる前に説明してほし

いとの要望、声が聞こえております。このような状況下の基に、次の点についてお尋ねします。

まず、1点目、国に収用される水田、畑で収穫される作物に関する補償の積み増しの有無や園芸ハウス、永年性作物についての補償はなされるのか。

2点目として、国等への資産の譲渡、譲渡所得となりますが、いわゆる収用、買収になります、について特別控除、特別措置ですね、その額の適用と課税される場合、住民税が5%、それから復興特別所得税2.1%等はどうなってくるのか。やはり同じようにかかるのかどうかという税務について、今前述しましたさきの質問の補償に対する課税の有無、土地を売ったときの譲渡所得としての分離短期譲渡がございますが、その所得の扱い方の有無、それから移動雑費補償金、設計料とか登記費用とか、あるいは動産を運送で運ぶ場合の費用とか、そういったものに対する特別控除の有無といった税務上の問題、課題、また健康保険料や介護保険料の増額や、1割、2割、3割といった負担割合の増があるのかどうか、有無。また、農地転用決済金、地区除外金になりますけれども、その金額が譲渡所得費用となって所得控除対象となるのかどうか等について伺いたいというのが2点目でございます。

そして、3点目として、遊水地整備事業により移転せざるを得ない方々に対する税の軽減対策、建物取得、土地の購入の固定資産税等の減額、減免についての税務に関する支援、説明会とか学習会等を行う予定はあるのかないのかをお尋ねいたします。

次に、大項目2番目となりますが、6月議会においてもお尋ねした内容と関連しております。

6月、前定例会に引き続いての質問となりますが、平成29年度道の駅事業の仮設実験店舗運営委託業務として、株式会社流通研究所から大正ロマンの館に月額一律30万円掛けることの9か月分、合計270万円の業務委託がなされております。委託業務内容は農産物等の直販業務ですが、これに関しては委託側である株式会社流通研究所と受託側の大正ロマンの館の指定管理者であるマルベリーフィールズにおいて注文書と請書があるのみで、請求書や振込・振替明細帳票などは添付されておりません。平成29年度大正ロマンの館管理運営事業報告書には、道の駅委託業務として野菜販売などの事業内容を記載・報告しております。つまりは、大正ロマンの館の指定管理者として、道の駅事業の仮設実験店舗運営委託事業を270万円で受託し、自らの大正ロマンの館施設地内で野菜販売を行ったわけでございますが、その収支決算書には270万円の収支が見られておりません。

業務委託料の振込明細書や受託料の領収書がなく、収支決算書の虚偽報告とも取られかねないこの経緯に関して、地方自治法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、町補助金等の交付に関する規則、職員の服務規程などの諸法律、規則から見ても、何ら問題ないものかどうか確かめる必要から質問した経緯がございますが、270万円については地域協議会では把握していないとの答弁でありました。民間企業と民間企業の契約関係で、民民の契約で私法上の経緯になっているという理由でありました。

この点について改めてお尋ねする次第です。

1点目として、町側の答弁として、民間企業と民間事業者の契約関係で、民民の契約で私法上の関係になっているという理由を挙げておりますが、民民の契約で私法上の関係のために町当局は関与しないということなのか。補助事業として株式会社流通研究所から大正ロマンの館への業務委託費270万円を補助事業者である道の駅地域協議会が把握していない根拠がどのような規定、法など、何によるものなのかお尋ねするところであ

ります。

2点目として、上位団体である県や国にあつては補助事業手引や補助事業事務処理マニュアルがありまして、これらの中で経理処理の手引、補助事業の経理処理の基本的な考え方、経理処理の基本ルール、事業実施中の留意事項、確認しておきたいポイント、主な対象経費項目及びその定義、委託、外注費に関する経理処理、その基本的な考え方、経理処理等のルール、事務の実施に要した経費の内訳を確認することによる精算を行う場合の処理、公募要領等において別途指定する大規模事業の場合の処理などが示されております。道の駅地域協議会が把握しない理由と、これらの補助事業の手引、事務事業処理マニュアルとの整合性は取れているのかお伺いします。

最後に、他の市町村、自治体での事例、または実例はどうなっているのか、当町の考え方と同じ判断なのかをお尋ねいたします。

以上です。ご答弁のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、11番、青山議員の質問にお答えいたします。

初めに、用地補償の積み増しの有無についてのおただしであります。

阿武隈川緊急治水対策プロジェクトによる遊水地分整備事業につきましては、堤防の築堤や掘削工事を行い整備するため、計画地内の宅地や農地等について買取り方式により国が整備を行う事業であります。計画用地については、思い入れがある大切な宅地や生活基盤として営農を行っている農地等、先祖代々受け継がれた土地であり、阿武隈川流域全体の治水を考え、苦渋の決断を迫られている地権者の思いを十分に考慮しながら、補償について検討してほしいと町と協議会から要望を伝えているところであります。

補償についての考え方を国に確認したところ、水稻、稲ですね、米、単年作物については通常収穫後に土地の引渡しを受けることや、一般的に土地の補償金をもって代替地を取得することにより、従前と同様に営農、収穫が可能と想定されるため、補償の積み増しは行わないとの回答がありました。

また、園芸ハウスについては、国への土地の譲渡に伴い移転の必要が生じるため、土地代金とは別に移転等に要する費用について補償がなされることや、永年性作物については国への土地の譲渡に伴い伐採や移植の必要が生じるため、土地代金とは別に樹価、木の値段ですね、または移植に伴う減収額等の補償がなされるものと国から回答があったところであります。

なお、国は地権者の皆様を対象に、9月20日より3日間の日程で三城目集落センターにおいて用地に関する住民説明会を開催する予定と聞いております。

町といたしましては、住民説明とともに、今後始まります個別の用地協議については地権者の実情に寄り添い丁寧な説明を心がけ、この遊水地分整備事業を十分理解していただけるような説明を行うよう国へ伝えてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、国等への資産の譲渡に係る特別控除の適用と課税についてのおただしではありますが、所得税につきましては、土地収用法等の法律に基づき、公共事業のために土地や建物等の資産を譲渡した場合、要件を満たせ

ば譲渡所得から最大で5,000万円までの特別控除を差し引く特例を受けることができます。今回の三城目地区の遊水地分整備事業につきましては、阿武隈川緊急治水対策プロジェクトに基づき、国が遊水地の整備を実施するものでありますので、遊水地整備のために買収された土地等については特別控除の対象となるものであります。

しかしながら、買収等によって支払われる補償金には様々な名目の補償金があり、買収された資産の対価となる対価補償金に該当するものについては特別控除の対象になりますが、事業の減収や損失の補填として交付される収益補償金や資産の移転費用の補填として交付される移転補償金など、条件によっては特別控除の対象とならないものがあります。特別控除の対象とならなかった補償金や、5,000万円の特別控除で引き切れなかった対価補償金につきましては、課税所得となりますので、所得税や復興特別所得税の課税対象となります。

次に、住民税、国民健康保険税及び介護保険料等への特別控除の適用についてであります。住民税等の地方税では、税目や保険料において特別控除の適用についてそれぞれの対応が異なるところであります。

まず、住民税についてであります。住民税は所得割及び均等割の合計額で課税されますが、所得割の算出では、所得税と同様に特別控除を適用した後の所得額で算出されますが、均等割については特別控除を適用する前の所得額で判定するため、特別控除が適用になった場合でも均等割のみが課税される場合があります。また、扶養控除の可否の判定には、扶養親族の合計所得金額が48万円以下であることが要件となりますが、この場合の合計取得金額には特別控除を適用する前の所得額が用いられるため、買収等による譲渡所得以外の所得がない場合でも扶養親族として控除できないこととなります。

次に、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料などの保険料についてであります。

国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の所得割に関しては、住民税と同様に特別控除を適用した後の所得額で算出しますが、均等割や平等割では、低所得者の軽減の可否を確定する際に、特別控除を適用する前の所得額で計算するため、譲渡所得が生じたことで、これまでは軽減の対象となっていた方が対象外となるという可能性があります。

また、介護保険料の段階の判定についてであります。判定の基準となる所得では、特別控除を適用した後の所得税を用いますが、所得以外にも本人や世帯員の住民税の課税、非課税を用いて保険料の段階を判定するため、譲渡所得が生じたことで住民税の均等割が課税されるような方で、住民税が非課税から課税に変更になるような場合は、介護保険料の段階が上がる可能性があります。

なお、国民健康保険や後期高齢者医療保険の医療機関、窓口での負担割合の決定につきましては、特別控除適用後の所得額を用いるため、買収等によって譲渡所得が生じたことによる影響はないものと思われませんが、住民税が非課税から課税に変更となった場合に限っては、高額療養費や介護サービスにおいて自己負担額の上限額が引き上げられるなどの影響が出るものがあります。

次に、農地転用決済金が譲渡費用に当たるかについてのおたがしでございますが、この件に関しては、平成19年6月22日付で国税庁長官より通達が発出されており、1、売買契約において土地改良区内の農地を転用して売買することが契約の内容になっていたものであること。2、土地改良区に支払うことが義務づけられている償還金、事業費等であること。3、転用目的での譲渡に際して土地改良区に支払われたものであること。4、決済の時点で既に支払い義務が発生していた決済年度以前の年度に係る賦課金等の未納入金でないこと。以上

の全てを満たす場合は、譲渡費用として取り扱うこととなっております。

資産の買収による税金等への影響については、個々の所得額や家族構成等によって大きく異なり、一概に言い切れない部分ではありますが、納税者からの相談や問合せに対しては、各自の状況等に即して丁寧に分かりやすく説明するよう努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、遊水地整備事業により移転せざるを得ない方々に対する税の軽減対策、税務に関する支援説明会の開催についてのおたかしであります。

税は、国、福島県、町と課税する機関が分かれており、税額の算出方法、軽減、減免においても多岐にわたることから、税務に関する支援説明会の開催については、白河税務署などの関係機関と連携を図りながら検討していきたいと考えております。

また、買収用地が改良区の受益地であれば決済金が生じることもあることから、総合的な説明をしていく必要があり、関係機関との連携が重要であると考えております。

このような用地買収に関する総合的な説明については、事業主体である福島河川国道事務所が9月20日から始まる用地説明会において、丁寧な説明と具体的な相談窓口の案内、例えば所得税であれば白河税務署、不動産取得税であれば福島県南地方振興局県税部といった、きめ細やかな説明をするよう町からも要望しております。

なお、地権者からの個別具体的な相談にあつては、総合的な窓口として遊水地対策室、役場の遊水地対策室が関係各課への案内を行うなど、寄り添った対応をしてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、株式会社流通研究所から大正ロマンの館への業務委託費を把握していない根拠についてのおたかしであります。

去る6月定例会での答弁と重複いたしますが、ご質問の内容は、平成29年度に道の駅やぶき地域協議会が株式会社流通研究所に委託した道の駅やぶきブランド力強化及び仮設実験店舗事業支援委託の一環として、当時、大正ロマンの館の指定管理者であったマルベリーフィールズに一部再委託された仮設実験店舗事業に関する業務委託費であります。

通常、補助金については、補助事業者への財政援助の作用を持ち、本町の場合は矢吹町補助金等の交付に関する規則の規定に基づき、補助事業者が実施した全ての項目について適正な収入及び支出がなされているかを確認する必要があります。

また、補助事業者が行う業務委託については、事業等を他の機関、または特定の者に発注し、その反対給付として経費を支出するものであり、私法上の契約と同様に締結した契約に基づき発注者が期待する成果を十分に上げれば、受注者と再委託先とのやり取りに関して監督責任が及ぶものではありません。

今回の件に当てはめると、町と道の駅やぶき地域協議会との間において補助金が交付されており、地域協議会は実施した事業の報告書とともに、それに係る収支及び証拠書類を町に対し提出しております。

なお、この際の補助金を交付した町の監督責任の範疇は、地域協議会が流通研究所との間で締結した当該業務委託契約及び成果品の適否までであります。

一方、地域協議会と流通研究所の間においては業務委託契約が締結されており、流通研究所は協議会に対し、契約内容を十分に満たした成果品を提出しております。この際の発注者である地域協議会の監督責任の範

疇も、同じく当該業務委託契約及び成果品の適否までであります。

以上が根拠でありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、国の補助事業事務処理マニュアル等との整合性についてのおたしであります。

青山議員の通告を受けまして、令和4年2月に経済産業省が策定した補助事業事務処理マニュアルを入手し、内容を確認したところであります。

このマニュアルによりますと、委託・外注費に関する経理処理が示されておりまして、委託・外注費は原則として仕様から見積りへいき、見積りから契約へ、そして発注から完了報告へいき、そして納品から検収、そしてそこから支払いにいくの手順により処理を行うこと、また、設計図書や仕様書及び納品物等により適正な取引が行われていることを明らかにすることが示されておりまして。

今回の場合、補助事業者である地域協議会では、町の財務規則に準じて、またこの事務処理マニュアルにも整合性の取れた形で事務処理が行われておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、他市町村、ほかの市町村や自治体等の事例等についてのおたしであります。

これまでも答弁してきましたように、町としては、地域協議会及び流通研究所の事業内容は適正であったという認識をしております。ほかの市町村等の事例については承知しておりませんが、法令等に基づき同じ判断、同じ考え方の下、事務処理が行われているものと認識しておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、11番、青山議員への答弁とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（角田秀明君） 再質問はございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） 丁寧なご答弁ありがとうございます。

特に、税務関係に関して遊水地の地権者の方々、いよいよ国との協議が始まるものですから……

○議長（角田秀明君） 青山君、マイク使ってください。

○11番（青山英樹君） すみません。大丈夫ですか。

○議長（角田秀明君） はい、大丈夫です。

○11番（青山英樹君） 遊水地関係の地権者の方々、国との協議が始まるということで、収用される金額も気になるところですけれども、その税務的なものもかなり気になっておりまして、どれぐらい税金がかかるのかとか、あるいは年金受給者はお金が入ってくることによって年金が止まっちゃうのかとか、様々な不安を抱えているわけでありまして。

そういう中であって、今日、答弁のほうでかなり詳しく回答をいただきまして、これを聞いて安心する地権者の方も多いのではないかと思えます。もう少し詳しくちょっと何点か、お聞きしたいと思います。

まず、再質問でありますけれども、譲渡所得税に対して、土地を売った等に関して所得税がかかってくるわけですが、補償金がお金として入った中であって、例えば動産移転料、建物を再取得したとか、あるいは物を移動するとかというふうにかかった費用等の補償に対して、お金が頂いたお金が余ってしまったという場合、そういったものはどのような扱いになるのか、課税されるのか、されないのかというのはいかがなものでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

税務課長、小磯剛君。

〔税務課長 小磯 剛君登壇〕

○税務課長（小磯 剛君） それでは、11番、青山議員の再質問にお答えします。

先ほどありました動産移転料で余ってしまった補償料ですかね、そういったものに所得税が課税されるのかといったご質問でございますが、こちらについては、こちらの差額については収入金額とみなされ課税されるといった規定になっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上で再質問への答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問はございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） 細かい内容なんですけど、やっぱり気になるころの地権者おります。

同様に、復興特別所得税、なかなか分からない方いるんですけど、2.1%、これも課税対象となるのかどうか確認したいと思います。お答えください。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

税務課長、小磯剛君。

〔税務課長 小磯 剛君登壇〕

○税務課長（小磯 剛君） 11番、青山議員の再質問にお答えします。

復興特別所得税は、この今、説明させていただきました所得税にさらに課税される、2.1%、所得税に2.1%を乗じて掛けて課される税金となっております。こちらについても例外規定はございませんので、こちらについても課税されるといった内容となっております。

以上で再質問への答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問はございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） あと数点ほどありますけれども、一応、地権者の方々がやっぱり聞いてくれというような声があったものですから、ちょっと細かいかもしれませんが、農地の相続税の納税猶予、または生前一括贈与による贈与税の納税猶予を受けている場合、そちらを収用された場合というのは、納税猶予は打ち切られてしまうのかどうか、どのような対応になるのか、お答えいただきたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

税務課長、小磯剛君。

〔税務課長 小磯 剛君登壇〕

○税務課長（小磯 剛君） それでは、11番、青山議員の再質問にお答えさせていただきます。

今ほどありました納税猶予期間中の特例を受けている免責があるかと思うんですが、そちらの20%を超える譲渡がなされた場合は、納税猶予の全部が打ち切られるといった規定となっております。

以上で再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問はございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） ありがとうございます。大事なところを教えていただき、非常にありがたいです。

また、配偶者控除、扶養控除、基礎控除等の控除がありますけれども、そういった各控除は継続して受けられるのかどうかという点については、収用後はどうなるのでしょうか、どういう場合があるのか、ご答弁お願いいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

税務課長、小磯剛君。

〔税務課長 小磯 剛君登壇〕

○税務課長（小磯 剛君） 11番、青山議員の再質問にお答えをさせていただきます。

配偶者控除、配偶者控除であったり、扶養控除を受けていた方が、用地買収における契約者になった場合、補償金が一定の金額を超えると控除を受けられなくなることがありますので、あと源泉徴収を受けられている方については、会社から扶養手当を受給されている方については、こちらのほうについては、各会社の給与担当のほうに聞いていただくといった方になります。そういう場合がありますので、まずは会社のほうに確認をしていただいたりしていただきたいと思っております。

以上で再質問の答弁とさせていただきます。

〔「受けられなくなる場合がある」と呼ぶ者あり〕

○税務課長（小磯 剛君） そうですね、受けられなく場合があります。

町長の答弁したところと重複しますが、特別控除を受ける前の所得額が用いられる、この5,000万円控除がない前でこは判定しますので、こちらは受けられなくなる場合もあるということでご回答させていただきたいと思います。

以上で再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問はございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） 現在、住宅取得等の特別控除を受けている地権者がおられた場合、その土地を譲渡するわけですが、継続して住宅取得等の特別控除は受けられるのかどうか、受けられない場合があるのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

税務課長、小磯剛君。

〔税務課長 小磯 剛君登壇〕

○税務課長（小磯 剛君） 11番、青山議員の再質問にお答えしたいと思います。

土地の住宅取得の特別控除を受けている方が、土地を譲渡した場合には、こちらの控除を受けられなくなる場合もありますので、こちらについては、詳しくは税務署、所管の税務署のほうに確認していただくようお願いしたいと思います。

以上で再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問はございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） 年金受給者の方が結構おられます。老齢福祉年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等を受給されている方に対しては、何ら変更というものはないのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

税務課長、小磯剛君。

〔税務課長 小磯 剛君登壇〕

○税務課長（小磯 剛君） それでは、11番、青山議員の再質問にお答えします。

老齢福祉年金、障害基礎年金等については、そちらのこの受給者やその配偶者、この扶養義務者が土地を譲渡した場合には、今回の補償金額が収入とみなされますので、1年のみの受給停止、翌年ということになるんだと思うんですけども、1年のみの受給停止となる場合がありますので、こちらについては年金事務所などにご確認していただきたいというふうに考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問はございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） 農業者年金の場合においては、いかがでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

農業振興課課長、鈴木辰美君。

〔農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美君登壇〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美君） 11番、青山議員の再質問にお答えいたします。

農業者年金について特例措置があるのかないのかというようなご質問かと思えます。

今回、公共事業のため農地を譲渡した場合には支給停止にはなりません。ただ、特例を受けるためには農業委員会への手続が必要となってございますので、農業委員会への問合せをお願いしたいと思っております。

なお、今、小磯税務課長がお答えした内容とか、税金、年金の種類、特例措置の有無、その内容等について、9月20日からの国の説明会におきまして、そのような資料も地権者の皆様には配付する予定となっておりますので、ご理解いただければと思います。

以上で青山議員の再質問への答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） 20日あたりの説明会で説明されるというようなお話を聞きまして、安心しております。

1点だけ、子供たち関係でもって、児童手当とか保育料ですね、これらについて制限がされるとか、支給されるとかというようなことはいかがでしょうか。何せ譲渡所得税が課税されるということになると、今申し上げましたように、各いろいろな分野においていろんな不安が出てきますので、子供関係でもっての児童関係ですね、児童手当とか保育料等に関しては影響があるのかないのかお尋ねしたいと思えます。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

子育て支援課長、小椋勲君。

〔子育て支援課長 小椋 勲君登壇〕

○子育て支援課長（小椋 勲君） 11番、青山議員の再質問にお答えいたします。

ただいまの質問、児童手当及び保育料等、そういった子育てに関する料金等についてのお問合せだと思いますが、保育料、児童手当、その部分につきましては、控除等、特別控除がなされた後の金額について所得の判断をしております。また、児童手当につきましては、その家族世帯の状況、そういったところによっても児童手当の支給がなされない、そういった場合もございますので、その状況については、その家族構成ですね、おじいちゃん、おばあちゃんが譲渡を受けたとか、あとはお父さん、お母さんが譲渡をされた、その場合によってもまた変わってきますので、その状況状況によって判断されますので、そういった場合にはご相談をいただければと思います。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） 個別具体的な案件として幾つかお聞きいたしました。

もう現在、地権者との個別の買収協議が始まろうとしております。公示価格も1平米当たり3,800円から3,000、矢吹の場合はちょっと下がりますけれども、もう示されてきております。そういう中であって、実際に値段等の交渉を地権者が行うといったときに、お金は入ってきたんだけど、その後どういったもので持っていけるものがあるのか、いわゆる課税関係とかですね、あと今まで入ってきたお金がどう変わるのかというのが分からない方が非常に多いんです。そんなところから、答弁としましては、寄り添った対応をしてみますということですが、具体的にどういうふうなことをやっていくのかというのが見えてこないのが実態なんです。それゆえに、もう値段の交渉とかが始まるその月に入っているのに、そういった情報が、課税、税務関係が全く分からないという状況においては、困ったという地権者が多いんですよ。

今年の3月1日の段階で、国としては土地の調査、建物調査、物件調査というのはもう終わっているかと思うんです。たしか地権者の方々に、その調査が終わった段階で、地権者でもって手にしている方もいるんですね。3月の末頃にはその地権者の方から、そういう税務関係の説明会等を開いていただけないかというような要望もあったかと思うんです。取りあえず、そういったものに対しては寄り添った対応をしてみますということをお答えいただいたので、具体的にもう交渉しなくちゃいけないような土壇場の状況ですから、これ早急にそういう場を設けるとか、説明会を開くとか、今、私が聞いたようなことを、皆さん同じような共通の悩みを持っていますので、そういう対策を公の場でもって持つとか、そういう具体的な寄り添った対応というものは、現在計画としてあるのかどうかをお尋ねいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

農業振興課課長、鈴木辰美君。

〔農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美君登壇〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美君） 11番、青山議員の再質問へお答えします。

矢吹町につきましては、9月20日から用地説明がございます。その場で農地の標準単価については示されることとなっております。また、宅地等につきましては、今現在も調査している部分もございますので、そちら

については次年度以降示されるというような国からお聞きしてございます。

どう寄り添った町として対応をしていくのかということでございますが、税等に関しては、本当に個別に状況がかなり異なりますので、税務署のほうに個別相談をしていただいたりとか、あと町のほうにも総合窓口として遊水地対策室がございまして、遊水地対策室のほうにお声がけいただければ、担当課のほうへおつなぎいたしますので、ご理解いただければと思います。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） 今ご答弁いただきましたが、要するに、じゃ20日の説明会、3日間ほどあると思えますけれども、その場でもって、税務相談に関してはこのようにしてくださいというようなご案内とか、そういったものを文書とかそういったものでお知らせするというようなことでよろしいでしょうか。具体的に地権者の方々どうしていいか分からずうろろうしているのが実態です。内容も分からない、どうしていいかも分からないという不安の中でおりますので、寄り添うということですから、そういったところを具体的にどういう手法をもって知らしめて、寄り添う形で相談に乗ってあげるのかということ具体的にお示しいただければということでお尋ねしたところでございますが、その辺、マニュアル的にあるのであればお示しいただきたいと思えます。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

農業振興課課長、鈴木辰美君。

〔農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美君登壇〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美君） 11番、青山議員の再質問へお答えしたいと思います。

9月20日に地権者の方に対して国と町のほうで作成した資料のほうを配付する予定となっております。こちらの資料、先ほどの答弁でも少し触れましたが、税金、年金等の種類、特例措置の有無、その内容、また問合せ先も記載してございますので、そちらを見ていただければ一目でどちらに問合せできるかというのがご理解いただけるかと思えます。

なお、総合的な窓口としまして遊水地対策室のほうの連絡先も載せて配付する予定となっておりますので、ご理解いただければと思います。

以上で再質問の答弁とさせていただきます。以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） 20日からの説明会において、そういった設定で関係 を……

〔「マイク」と呼ぶ者あり〕

○11番（青山英樹君） 20日からの、20日以降3日間の説明会をもって具体的に地権者の方等に関しては示されるということで、お願いしたいと思っております。

特に地権者及び三城目の方々からは、やっぱりいろいろ住民の方も接しますと、治水対策がやっぱり第一義であり、町並びに地元の方々、あらゆる関係者が協働して取り組むべき課題であり、なおかつ時間がないとい

う部分がある。特に今の段階でもって農地に関しては協議が始まる状況ですから、地権者をはじめとして地元住民の理解と協力、あと互惠ですね、互いに恵まれるという互惠の精神をなくして実現できるものではないということ、地元のほうからもそこを強調してくれというようなお話をいただきましたので、それを申し述べながら、ぜひ有益な、地権者の方並びに三城目、地元の方に有益な形でもって、早めに物事が進むようお願いしたいというふうに思います。

遊水地については以上で質問を終了させていただきます。

次に、大項目2点目についてお尋ねをいたします。

前回と内容が同じでございますけれども、まず株式会社流通研究所と大正ロマンの館さんは私法上の契約であって、町としてといますか、町としてですね、所掌しないというようなことで、その根拠についても説明いただきましたが、私法上だという部分でしょうか、あくまでも270万円に関しましては、その原資は補助金なんですね。補助金であるということに関して言えば、これはやはり補助金等の補助金適正化法に従っていくべきであり、末端まで、どこまで使われているかということでの末端までその受領等については把握しなければならないというふうに改めてお伺いするんですけれども、私の考えがどこが間違っているのか、違うのか、ご指摘いただけるのであればお願いしたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

商工推進課課長、柏村秀一君。

〔商工推進課長 柏村秀一君登壇〕

○商工推進課長（柏村秀一君） 11番、青山議員の再質問にお答えいたします。

補助金に係る部分につきましては、ご指摘のとおり、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律が根拠になっております。この法律の中で、じゃどこまで法律が適用されるのかという部分について示されております。ここで問題になるのは、補助事業者から先の間接補助事業者に該当するのであれば、この法律が適用になります。

今回の場合です。補助事業者であります地域協議会から先の株式会社流通研究所やマルベリーフィールズが間接補助事業者に該当するかどうかであります、該当するのであれば、お金の流れを確認する必要がありますが、該当しないのであれば、そこは適用除外になるというものでございます。

その根拠でございますが、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の第2条第5項では、間接補助事業について、反対給付を受けないで交付する給付金とされております。地域協議会と株式会社流通研究所では委託契約を交わしておりまして、契約に基づいて役務の提供の対価として委託料が支払われております。そうしますと、反対給付を受けていることとなりますので、間接補助事業には該当しないと考えております。また、流通研究所とマルベリーフィールズの委託につきましても、同様に反対給付を受けておりますので、間接補助事業者には該当しないということでございます。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） 間接事業者という観点からいきましても、十分に間接事業者たる相手でございます。

といいますのは、補助金の270万円の目的でもって、いわゆる補助事業が行われるわけです。いわゆる物販をそのお金でもって行う、補助金のお金を原資として、それを要するに物販の費用として物販という事業を行うということですね。つまり、負担金と補助金が特定の目的のための財政的援助の性質を持つものであります。その負担金、補助金等が特定の目的のために適切に使用されているのかどうかという点までを、これは所掌しなければならぬわけなんですよ。

そしてもう一点、答弁でいただきましたマニュアルに関してでございます。補助事業事務処理マニュアルに関しましての、マニュアルに書いてある項目ですね、答弁でもありましたが、いわゆる仕様、見積り、発注、納品、研修、支払いというようなそのフローですね、これを行わなければならないということで、これを行っているからというふうに申しておりました。

このマニュアル、これ1点だけですか。委託、外注費等に関してはほかにも相見積りに関する内容とか、インターネット取引に関する内容、納品等に関する内容、購入、製造等に関して、もう一点、銀行振込受領書または領収書及び現金出納帳簿により支払いの事実が確認できるかというこのマニュアルがあるんです。これについてはノーチェックだったのでしょうか。

この、ただいま私が申し上げましたマニュアルに従っていくと、いわゆる銀行振込票がない、受領書がないというところに関しては、まさしくこれ、欠点があるんじゃないか。このマニュアル上、適合されていないのではないかという点をお尋ねいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

商工推進課課長、柏村秀一君。

〔商工推進課長 柏村秀一君登壇〕

○商工推進課長（柏村秀一君） 11番、青山議員の再質問にお答えいたします。

経済産業省の補助事業事務処理マニュアルであります。こちらについては経理処理に関する部分、基本的な考え方を示したものであります。その中では、委託、外注費に関する経理処理の中で基本的な考え方や経理処理等のルールが示されておりますが、今回は委託契約でありまして、矢吹町財務規則に準じて仕様書、契約内容に基づき成果品が上がっておりますので、このマニュアルに沿って適正に事務が行われているというものと認識しております。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） マニュアルでは、いわゆる振込書等の確認までを行いなさいということを言っているわけです。それが無いわけですから、これは不適であるというふうに判断をせざるを得ないということです。そういうことではないのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

商工推進課課長、柏村秀一君。

〔商工推進課長 柏村秀一君登壇〕

○商工推進課長（柏村秀一君） 11番、青山議員の再質問にお答えいたします。

ご指摘の点についてでございますが、今回、マルベリーフィールズ流通研究所につきましては、間接補助事業者ではありませんので、マニュアルはそこまで適用することはありません。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） 別の視点から申し上げます。

議会事務局にもございますけれども、百条委員会で使っている資料でございます。その中には行政実例が出ております。百条の手引きでもっての36ページに出ておりますけれども、行政実例の中で当該負担金が特定の目的のために適切に使用されているかどうかという点までを調査するというようなことがやはり明確にされております。行政実例の昭和41年6月15日、自治行第77号和歌山県総務部長宛ての行政課長回答でもって示されておまして、負担金等が特定の目的のための財政的援助の性質を持つものである場合は、当該負担金が特定の目的のために適切に使用されているかどうかという点まで調査の対象となるものと解するというふうに示されております。

まさしく適正化法なり、そこから派生するさっきの経産省のマニュアルとか、全てこれ一貫性があるのですよ。それに従っていくべきであり、物事は最も単純でありまして、もともとは補助金でもってその事業が成り立っているわけですから、それはどのように使われたかと調べるのは当たり前ではないのでしょうか。その点についてお尋ねを申し上げます。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

商工推進課課長、柏村秀一君。

〔商工推進課長 柏村秀一君登壇〕

○商工推進課長（柏村秀一君） 11番、青山議員の再質問にお答えいたします。

繰り返しになりますが、今回の場合は間接補助事業者ではありませんので、そこまでは確認する必要はないという認識でございます。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） 間接事業者という点について申しておりますけれども、今のよう行政実例でもってもうそこまでやりなさいということが前例としてあるんですよ、行政実例。法律と同じですよ。

ですから、これについて恐らくそちらも平行線なんだろうから、だったら第三者でもって、経産省なりあるいは会計検査院なりに、第三者にちょっと調べていただいてどういうものなのか、第三者からの判断を求めたいかがでしょうか。それについて、それを行うか行わないかのほか、行う必要がないとするのであれば、1点だけ、行いませんか、いかがですか。お尋ねします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

商工推進課課長、柏村秀一君。

〔商工推進課長 柏村秀一君登壇〕

○商工推進課長（柏村秀一君） 11番、青山議員の再質問にお答えいたします。

第三者の判断が必要ではないのかというふうなご質問かと思いますが、今回のご質問いただいた件につきましては、県の市町村財政課に確認を取っております。先ほど申し上げました答弁につきましては、県の見解であるということでありませう。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） 県のほうの判断というようなことかと思いますが、県のほうはある意味で行政の独自性を認めるというような判断をされることなのですよ。ですから、それについて私はあえて、経産省なりあるいは会計検査院等の正式な担当をする専門的な方々にご判断をいただければいいかかと。それでもって出れば、それにこしたことはないの、そちらのほうに対しての依頼をしてはいいかかですかということをお尋ねしたいと思います。いかがでしょうか。

〔発言する者あり〕

○議長（角田秀明君） 場内、静かにしてください。私的発言は控えてください。

答弁を求めます。

副町長、小松健太郎君。

〔副町長 小松健太郎君登壇〕

○副町長（小松健太郎君） 11番、青山議員の再質問にお答えいたします。

会計検査院等の第三者で調査を依頼すべきではないかというご質問かと思いますが、先ほど柏村課長から答弁したとおり、今回、町の補助金は県から交付を受けております。その交付元である県から先ほどの解釈の回答をいただいておりますので、我々はそれに基づいて事業を執行してきて、適正に行われているというふうに考えておりますので、調査を依頼する考えはございません。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問はありますか。

ただ、私から申し上げます。同じ質問を何回も繰り返さないでください。よろしく申し上げます。

11番。

○11番（青山英樹君） 以上で終了いたします。ありがとうございました。

○議長（角田秀明君） 以上で、11番、青山英樹君の一般質問は打ち切ります。

◎総括質疑

○議長（角田秀明君） 日程第2、これより町長から提出された議案に対する総括質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて総括質疑を終結いたします。

◎議案・陳情の付託

○議長（角田秀明君） 日程第3、これより議案・陳情の付託をいたします。

お諮りをいたします。認定第1号については、7名の委員をもって構成する第一予算決算特別委員会を、議案第34号及び認定第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号については、6名の委員をもって構成する第二予算決算特別委員会をそれぞれ設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思ます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、第一予算決算特別委員会、第二予算決算特別委員会を設置し、付託の上、審査をすることに決しました。

ただいま設置されました予算決算特別委員会の委員の選任につきましては、議長において指名をしたいと思ます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名をしたいと思ます。

ただいまから配付いたします。

ただいま配付しました第434回矢吹町議会定例会予算決算特別委員会構成名簿のとおり指名をいたしたいと思ます。

お諮りをいたします。議案第29号、第30号、第31号、第33号につきましては、お手元に配付の議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することにいたしたいと思ます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり常任委員会に付託することに決しました。

次に、8月31日までに受理した陳情は、会議規則第92条及び第95条の規定により、お手元に配付の陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

◎散会の宣告

○議長（角田秀明君） これで、本日の日程は終了いたします。

本日はこれにて散会いたします。

なお、午後1時45分から常任委員会を開催しますので、よろしく願いをしたいと思ます。

本日は誠にご苦労さまでございました。

（午後 零時47分）

令和4年9月20日（火曜日）

（第4号）

令和4年第434回矢吹町議会定例会

議事日程(第4号)

令和4年9月20日(火曜日)午前10時開議

日程第1 議案第29号・第33号

審査結果報告 総務教育常任委員会委員長 質疑・討論・採決

日程第2 議案第30号・第31号

陳情第8号

審査結果報告 産業民生常任委員会委員長 質疑・討論・採決

日程第3 認定第1号

審査結果報告 第一予算決算特別委員会委員長 質疑・討論・採決

日程第4 議案第34号

認定第2号・第3号・第4号・第5号・第6号・第7号・第8号

審査結果報告 第二予算決算特別委員会委員長 質疑・討論・採決

日程追加の議決

日程第5 道の駅事業及び新町西道路整備等調査特別委員会の調査に期限をつける動議

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	芳賀慎也君	2番	関根貴将君
3番	高久美秋君	4番	藤井源喜君
5番	堀井成人君	6番	鈴木浩一君
7番	三村正一君	8番	安井敬博君
9番	加藤宏樹君	10番	鈴木隆司君
11番	青山英樹君	12番	熊田宏君
13番	富永創造君	14番	角田秀明君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 蛭田泰昭君 副町長 小松健太郎君

教 育 長	大 杉 和 規 君	企画総務課長	佐 藤 豊 君
危機管理監兼 企画・デジタル 推進室担当	阿 部 正 人 君	まちづくり 推 進 課 長	山 野 辺 幸 徳 君
会計管理者兼 総合窓口課長	佐 藤 浩 彦 君	税 務 課 長	小 磯 剛 君
保健福祉課長	正 木 孝 也 君	農業振興課長 兼農業委員会 事 務 局 長	鈴 木 辰 美 君
商工推進課長	柏 村 秀 一 君	都市整備課長	福 田 和 也 君
上下水道課長	有 松 泰 史 君	教育次長兼 教育振興課長	国 井 淳 一 君
子育て支援 課 長	小 椋 勲 君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	氏 家 康 孝	副 局 長	神 山 義 久
--------	---------	-------	---------

◎開議の宣告

○議長（角田秀明君） 改めまして、皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（角田秀明君） それでは、去る9月13日の本会議において、各常任委員会、第一予算決算特別委員会、第二予算決算特別委員会に付託しました案件を議題といたします。

審査結果を各委員長から、順次報告を求めます。

◎議案第29号、第33号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（角田秀明君） 日程第1、これより議案第29号、第33号を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務教育常任委員会委員長、1番、芳賀慎也君。

〔1番 芳賀慎也君登壇〕

○1番（芳賀慎也君） 議場の皆様、おはようございます。傍聴席の皆様、お足元の悪い中、議会に傍聴に来ていただき、誠にありがとうございます。心より感謝いたします。

それでは、総務教育常任委員会審査結果の報告をいたします。

第434回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告書の1から6までは記載のとおりでありますので、割愛させていただきます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第29号、議案第33号の審査結果は、次のとおりであります。

議案第29号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

本案は、昨年的人事院における公務員人事管理に関する報告の中で、妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置により改正される国との均衡を踏まえ、育児休業の取得を原則2回まで可能とし、さらに、子の誕生日から57日間以内に2回まで取得可能とするほか、非常勤職員の育児休業について、取得要件の緩和等を新たに規定するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第33号 普通財産の貸付について。

本案は、矢吹町旧図書館の土地及び家屋について、公共性の高い地域福祉の向上に資する障害者の支援施設として、白河市中町18番地1、社会福祉法人優樹福祉会に減免し、令和4年11月より5年間貸付けするものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおりご報告いたします。

○議長（角田秀明君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結をいたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 討論なしと認め、これにて討論は終結をいたします。

これより議案第29号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第29号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号 普通財産の貸付について採決をいたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第33号は委員長報告のとおり可決されました。

◎議案第30号、第31号、陳情第8号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（角田秀明君） 日程第2、これより議案第30号、第31号及び陳情第8号を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

産業民生常任委員会委員長、5番、堀井成人君。

〔5番 堀井成人君登壇〕

○5番（堀井成人君） 改めて、議場の皆さん、おはようございます。また、傍聴に来てもらい、ありがとうございます。

それでは、産業民生常任委員会審査結果報告書。

第434回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了しましたので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告書の1から6までは記載のとおりでありますので、割愛させていただきます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第30号、議案第31号及び陳情第8号の審査結果は、次のとおりであります。

議案第30号 矢吹町基金条例の一部を改正する条例。

本案は、既存の畜産振興基金を農業振興基金に改め、農業人口の減少や高齢化、耕作放棄地の増加等、農業を取り巻く環境の変化に幅広く対応し、畜産を含む農業振興全般の支援に活用するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第31号 矢吹町防災会議条例の一部を改正する条例。

本案は、近年多発する自然災害に対し、危機管理体制のより一層の充実を図るため、防災会議委員の構成について改めるものであります。

改正の主な内容は、大規模災害が発生した場合に、自衛隊との連携が円滑なものとなるように、委員に新たに陸上自衛隊自衛官を加えるとともに、定数の増員を図るものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

陳情第8号 八幡町地区に集会所施設を建設することに関する陳情。

本件は、3区自治会より、八幡町地区について、最近の振興住宅の急増と、それらに伴う住民の急増等顕著なことから、地震、台風などの自然災害が発生した場合など、緊急避難場所として期待されるほか、地域のコミュニティセンター的な施設としても活用できることから、八幡町地区に集会所施設の建設について要望されているものであります。

審査の結果、全委員異議なく採択すべきものと決しました。

以上のとおりご報告いたします。

○議長（角田秀明君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結をいたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 討論なしと認め、これにて討論は終結をいたします。

これより議案第30号 矢吹町基金条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第30号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第31号 矢吹町防災会議条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第31号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、陳情第8号 八幡町地区に集会所施設を建設することに関する陳情についてを採決いたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長報告は採択であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第8号は委員長報告のとおり採択されました。

◎認定第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（角田秀明君） 日程第3、これより認定第1号を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

第一予算決算特別委員会委員長、1番、芳賀慎也君。

〔1番 芳賀慎也君登壇〕

○1番（芳賀慎也君） それでは、第一予算決算特別委員会審査結果の報告をいたします。

第434回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了しましたので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告書の1から6までは記載のとおりでありますので、割愛させていただきます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました認定第1号の審査結果は、次のとおりです。

認定第1号 令和3年度矢吹町一般会計歳入歳出決算認定について。

本件は、歳入総額91億527万9,000円に対し、歳出総額86億1,405万3,000円で、差引き4億9,122万6,000円の黒字決算であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（角田秀明君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 討論なしと認め、これにて討論は終結をいたします。

これより認定第1号 令和3年度矢吹町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長報告は認定であります。
本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号は委員長報告のとおり可決されました。

◎議案第34号、認定第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（角田秀明君） 日程第4、これより議案第34号、認定第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号及び第8号を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

第二予算決算特別委員会委員長、6番、鈴木浩一君。

〔6番 鈴木浩一君登壇〕

○6番（鈴木浩一君） 議場の皆様、おはようございます。また、足元の悪い中、傍聴にお越しいただきましてありがとうございます。

それでは、第二予算決算特別委員会審査結果報告書を読み上げます。

第434回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了しましたので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告書の1から6までは記載のとおりでありますので、割愛させていただきます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第34号及び認定第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号の審査結果は、次のとおりです。

議案第34号 令和4年度矢吹町一般会計補正予算（第4号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1億9,504万9,000円を追加し、総額を85億9,892万4,000円とするともに、地方債の補正を行うものであります。

歳入の主な内容は、国庫支出金1,133万8,000円、繰入金8,441万3,000円、繰越金1億6,957万6,000円をそれぞれ増額し、地方特例交付金361万7,000円、地方交付税3,703万2,000円、町債4,549万4,000円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の主な内容は、総務費を決算剰余金に係る公共施設等整備基金原資積立金及びマイナンバーカード取得報償等により6,361万5,000円の増額、民生費を物価高騰対応生活困窮世帯緊急補助金等により5,427万1,000円の増額、農林水産業費を飼料価格高騰対策事業補助金等により1,857万6,000円の増額、土木費を町道維持整備工事等により3,027万4,000円増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、認定第2号 令和3年度矢吹町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

本件は、歳入総額17億1,349万1,000円、歳出総額16億9,912万1,000円、差引き1,437万円の黒字決算であり

ます。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第3号 令和3年度矢吹町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

本件は、歳入総額5億9,482万7,000円、歳出総額5億8,743万6,000円、差引き739万1,000円の黒字決算であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第4号 令和3年度矢吹町土地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について。

本件は、歳入総額37万4,000円、歳出総額ゼロ、差引き37万4,000円の黒字決算であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第5号 令和3年度矢吹町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。

本件は、歳入総額2億2,945万4,000円、歳出総額2億1,604万円、差引き1,341万4,000円の黒字決算であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第6号 令和3年度矢吹町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

本件は、歳入総額16億2,775万円、歳出総額15億5,861万7,000円、差引き6,913万3,000円の黒字決算であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第7号 令和3年度矢吹町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

本件は、歳入総額1億8,096万1,000円、歳出総額1億8,039万3,000円、差引き56万8,000円の黒字決算であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第8号 令和3年度矢吹町水道事業会計決算認定について。

本件は、収入総額は税抜きで4億787万7,172円、支出総額は税抜きで3億8,147万9,316円となり、差引き純利益は2,639万7,856円であります。

次に、資本的収支については、収入総額は税込みで1億109万1,000円に対し、支出総額は税込みで2億887万7,414円となり、1億778万6,414円の収支不足額が生じましたが、これについては当年度分消費税調整額と過年度分損益勘定留保資金で補填されております。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（角田秀明君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結をいたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第34号 令和4年度矢吹町一般会計補正予算（第4号）を採決いたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第34号は委員長報告のとおり可決されました。

これより認定第2号 令和3年度矢吹町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長報告は認定であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第2号は委員長報告のとおり認定されました。

これより認定第3号 令和3年度矢吹町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長報告は認定であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第3号は委員長報告のとおり認定されました。

これより認定第4号 令和3年度矢吹町土地造成事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長報告は認定であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第4号は委員長報告のとおり認定されました。

これより認定第5号 令和3年度矢吹町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長報告は認定であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第5号は委員長報告のとおり認定されました。

これより認定第6号 令和3年度矢吹町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長報告は認定であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第6号は委員長報告のとおり認定されました。

これより認定第7号 令和3年度矢吹町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長報告は認定であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第7号は委員長報告のとおり認定されました。

これより認定第8号 令和3年度矢吹町水道事業会計決算認定についてを採決いたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長報告は認定であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第8号は委員長報告のとおり認定されました。

◎動議の提出

○議長（角田秀明君） 以上で本定例会の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

〔「議長、動議」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 大きな声で言ってください。

〔「議長、動議」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ただいま……動議の中身を教えてください。その場で結構です。

○12番（熊田 宏君） 道の駅事業及び新町西道路整備等……

○議長（角田秀明君） 熊田議員、マスク取ってください。

○12番（熊田 宏君） すみません、失礼します。再度発言させていただきます。ありがとうございます。

道の駅事業及び新町西道路整備等調査特別委員会の調査に期限を付する動議であります。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ただいま、12番、熊田宏君から、道の駅事業及び新町西道路整備等調査特別委員会に付託され、調査中の道の駅事業及び新町西道路整備等の調査に対する決議の件について期限を決める動議が提出されました。

この動議は、矢吹町議会会議規則第16条第1項の規定により、1人以上の賛成者がありますので、成立しま

した。

◎日程の追加

○議長（角田秀明君） お諮りをいたします。この動議を日程に追加し、日程第5として議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 異議なしと認めます。

よって、この動議を日程に追加し、日程第5として議題にすることに決定しました。

◎道の駅事業及び新町西道路整備等調査特別委員会の調査に期限をつける動議の上程、説明、
質疑、採決

○議長（角田秀明君） 道の駅事業及び新町西道路整備等調査特別委員会の調査に期限をつける動議を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

12番、熊田宏君。

〔12番 熊田 宏君登壇〕

○12番（熊田 宏君） 30分で終わるところ、申し訳ありません。

動議を提出させていただきます。

令和2年4月22日の会議において、道の駅事業及び新町西道路整備等調査特別委員会に付託され、調査中の道の駅事業及び新町西道路等の調査に関する決議の件について、矢吹町会議規則第46条第1項の規定により、令和4年12月2日、12月議会の初日ですね、までに調査を終了するように期限をつけることを望みます。

提出者説明ということで、若干時間をいただきますので、お許してください。

この特別委員会の調査については、令和2年4月22日の会議において付託されました。その後、本日まで2年5か月が経過しました。本年2月22日には、この矢吹町議会本会議場において証人喚問が行われましたが、それまでは特別委員会及び小委員会が幾度となく開催されました。委員会の皆さん、ご苦労さまでございました。

ところが、その証人喚問から約半年が経過した本日まで、特別委員会はたったの一度も開催されておりません。今まさに困っている新町西道路地域の地権者会や地域の住民、そして町民の方々に安心していただくために、心配なく生活できるために、さらに当該地域並びに矢吹町全体の発展を願い、本動議を提出させていただきます。

証人喚問終了後半年間の間、町民の方々から疑問の声や不満、怒りの声が噴出しております。そして、議会においても過半数の議員が幾度か要求しましたが、特別委員会を招集しないばかりか、報告も説明も皆無であります。要望した議員たちは、町民の方と全く同じ憤りを感じております。

ここで、なぜ今のまま放っておいてはいけないのかをご説明申し上げます。

それは新町西道路に関する多くの深刻な問題が存在しているからです。その問題のうちの代表的なものを幾

つか挙げさせていただきます。

1つ目、地権者会の中に、塩漬けになってしまって使えないままの宅地に課税されている高額な固定資産税を納付し続け、経済的に大変な負担となり苦しんでいらっしゃる地権者の方々がいます。

2つ目、当該地域において、事業実施計画に基づき農地転用の許可を受けた2つの会社が、新町西線の舗装中断により事業実施ができないままで、既に実害を被り苦しんでおられます。その方たちは、地権者会の方々と同様に高額な固定資産税負担を強いられ、苦しんでおられます。

3つ目、太陽光発電業者が当該地域の開発や土地の売買等を進めております。実際にチラシを拝見しました。これらが進んでしまった場合、町として開発する土地が歯抜けになってしまい、当該地域の一体となった開発並びに発展に多大な支障を来します。

4つ目、この地域に進出計画を持つ企業が複数社あります。特別委員会が終結しなければ、安心して出店計画書を出せないと話されている企業もあります。企業が出店すれば、地権者には地代や賃借料が収入となり、安心して税金の納付に充てられます。

5つ目、今後、地権者を誰一人として取り残さない道路整備や区画整理を実施し、ランドデザインを基に一体開発しないと、死んでしまう土地が出てきます。

6つ目、最後になります。あゆり大橋の右折レーンの長さによる事故発生が大変心配されております。そういう事故の問題等、安全対策と利便性を図らなければならないということです。

以上で、問題点を具体的に挙げましたが、このほかにもたくさん問題があり、一刻も早く解決しなければなりません。そうしなければ、今苦しんでおられる地権者会や地域の方々は安心して生活できません。

このまま特別委員会を前に進めなければ、ただただ時間が経過するだけではなく、先ほどの方々は、塩漬けの土地の高額な固定資産税を払い続け、これからも苦しみ続けることとなります。また、同時に、太陽光事業の業者の売買や賃貸借契約の話も進んでしまい、この地域の一体開発は不可能となってきます。さらに、矢吹小学校の児童減少に歯止めをかけられず、西側の人口は減り続け、西側全体の発達はおろか、結果的に矢吹町全体の発展も望めなくなると思います。

今、私たち議会議員は何をするべきでしょうか。みんなで気持ちを一つにして、矢吹町の将来のために取り組む時期だと思います。未来の矢吹町民、そのために、彼らのために行動するときだと思います。大きなチャンスは今しかないと思います。

町の今までの事業の調査をするのは大切だと思います。歴史を軽んじる気持ちはありません。当然であります。しかし、あくまでも過去は過去です。過去の調査に時間を取られているだけでは、未来は変えることができません。しっかりと町の将来を見据えて決断し、行動しなければなりません。そのために、本特別委員会を動かしましょう。そして、矢吹の未来のために私たち議員も力を合わせましょう。我々が描く未来のその方向性は全く同じだと思います。今、一つになって、共に力を合わせて町民の幸せを願い、時には激論を交わし、さらに結束を強くして、輝く矢吹町の未来を築きましょう。

ちょっと話はそれますが、22年前に初めて議員に当選したときに、父から教わったことがあります。それを紹介させていただきます。

困っている人や苦しんでいる人がいたら、この3つを実行しろと。1つ目、まず自分のことは忘れて、その

人の気持ちにも体にも寄り添うこと。2つ目、次にその苦しみや悩みを自分のこととして、その人になり切って、何ができるかを自問自答すること。3つ目、最後に結論として出てきたその決断を全力で実行しなければ、困っている人の役には立てない。しかし、それで駄目なときもあると。だけれども、その3つを実行しろと父から教えていただきました。

それから22年間、困っている人、悩んでいる人を救うことができないことがたくさんありました。むしろそちらのほうがたくさんありました。それで自分が悩んだこともありました。でも、諦めずに実行すべきと決断し、今日も今回の動議を出すという行動を取らせていただきました。父の教えは人の情だと思えます。そして、行動することは義だと思えます。義を見てせざるは勇なきなりと教わりました。

この際、自分も少しの期間、自分の考えは棚上げにして、現に困っている人に寄り添うべきだというふうに思いました。それが議員である自分のあるべき姿だと今痛感しております。

父の話を紹介させていただきました。ありがとうございました。

最後になります。この町の歴史の一部に関わる者として、後悔しないためにも、議員各位のご決断をお願い申し上げます。提出者の説明とさせていただきます。時間が長くなってしまい申し訳ありません。

結びに、議場並びに傍聴席の皆様方、衷心より感謝申し上げます。誠にありがとうございます。

○議長（角田秀明君） ただいま提出者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

9番。

○9番（加藤宏樹君） それでは、熊田議員の動議に対して質疑をいたします。

調査期限を4年……

〔「12月2日」と呼ぶ者あり〕

○9番（加藤宏樹君） 12月2日。

〔「はい、12月議会初日です」と呼ぶ者あり〕

○9番（加藤宏樹君） これはそちらの要望でしょうから、多くの問題ということで6点ほど挙げられたかと思いますが、まず太陽光発電の業者が来ているということで、歯抜けになるということでしたが、実際にそのような動きがあるのかは私には知らないんですけれども、あるんでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

〔12番 熊田 宏君登壇〕

○12番（熊田 宏君） はい、あります。何でしたらそのチラシをお見せしますし、地域住民の方から直接そういう話があったというお話も聞いております。

○議長（角田秀明君） 再質問ありますか。

9番。

○9番（加藤宏樹君） それと、進出企業が複数あるというお話ですが、これは町のほうにはそういった話があるかないのか、あくまでも議員個人の話としてしているのかどうかを確認したいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

12番。

〔12番 熊田 宏君登壇〕

○12番（熊田 宏君） 執行部が聞いているかどうかは私は分かりません。ただ、議員の何人かとしゃべって、2つの話と1つの話と、2つか3つ、合計であるというふうに認識しております。

○議長（角田秀明君） 再質問ありますか。

最後、3回目ですので。

○9番（加藤宏樹君） そうしますと、矢吹町が当初ランドデザインとして示したのは、24年の新町陳情のことを言っているのか、矢吹町としては、新町全体をランドデザインとして正式に発表したのは商業地域の発表しかないんで、全体の開発というのは矢吹町は持っていないんですよね。このランドデザインというのは何を指すのか説明してください。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

12番。

〔12番 熊田 宏君登壇〕

○12番（熊田 宏君） 言葉足らずで大変誤解を招き、申し訳ありませんでした。

その商業地域ではなく、地域全体のこれからつくるランドデザインという意味でございます。失礼しました。

○議長（角田秀明君） 質疑を打ち切ります。

そのほか質疑ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） 熊田議員の動議の根拠等につきましてお話を伺いました。

質疑をしたいと思います。

まず、100条調査の目的を追求する利益と、調査を受ける者が調査によって受ける利益、不利益を比較考量の上で、住民の公益のために限るべきものというニュアンスのことを様々な進出企業がある等の話でもって熊田議員から根拠として伺いました。まさに、比較考量の上、住民のための公益を重んじるべきものというふうに思います。

その上に立って、なぜに12月2日なのかというその期限の問題に関して、その根拠は何なのかを明確にお尋ねいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

12番。

〔12番 熊田 宏君登壇〕

○12番（熊田 宏君） 何人かの議員さんと話をさせていただいて、通例、特別委員会の報告書は定例議会の初日だというふうに聞いておりましたので、じゃ、この後、今年度内という12月、3月ということになります。

なぜ12月かという、新町西道路のあの地域に複数社企業が来るとなると、舗装しなければなりません。それぐらいは行政でやらなくては、受入れ態勢として不足であろうと思います。それで、道路整備する場合、特

に今回もそうですが、今日20日ですが、1週間後の9月27日がその期限となっております。それが一番大きな理由であります。これで十分ですか。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） 11月2日という期限の根拠というものが……

〔発言する者あり〕

○11番（青山英樹君） 12月2日。ごめんなさい、失礼しました。12月2日です。という根拠が、企業が来るからということですが、企業が来るということに関しては非常にナーバスなことになりまして、ナフコの二の舞かとか様々なことをやっぱり思うわけで、やはり町のほうからある程度、私ども議会議員ですので、町のほうからのお示しをいただかないと、なかなか、さてというところがございます。

もう一点、その12月2日に関してちょっとお尋ねをしたいんですが、2月22日の証人喚問でもって報告書も出ておりますが、内容に関して見ると、かなり不具合が、証人された方と、あと今までの経緯の中での事実関係が違っているものが出てきている。例えば、まちづくり関係であれば、要するに180条ですね、兼業の禁止に違反しているという事実を当初は認めなかった前町長が、証人喚問では認められたということの変遷がございます。

また、道の駅事業におきまして、藤田証人からいただいた内容におきましては、いわゆる発注の事前公表をしていたという発言の後には、行っていたかどうかは事務方に聞かないと分からないとか、あるいは新町西線に関しては、路線づけののり線に関しては、いわゆる職員がやったことだというようなことがございます。

そういった、ほかにもたくさんございまして、内容として12月2日でもって期限を切られることに対しては、かなりちょっとせっぱ詰まった思いがあるということで、先ほど申し上げましたように、住民の方々の公益を守るべきという観点からも、期限を決めることにはいささか問題はございませんが、私個人としてはですね、ただ、12月2日というものは、今後の作業等を考えていった場合においては、やはりちょっと無理があるというところで、やはりそこは期限を明確にするよりは、協議の場を設けていただきたいというふうに思いますが、これに関しては熊田議員とはちょっと意見が違うのですが、いかが思われますか。

○議長（角田秀明君） 11番、青山君にお尋ねしますが、先ほど報告書と言ったんですが、これは会議録ですよ。報告書はまだ出て……

○11番（青山英樹君） 訂正します。委員会報告書になりますか、第18回道の駅事業及び新町西道路整備等調査特別委員会という題で。

○議長（角田秀明君） 会議録ですね。

○11番（青山英樹君） になりますね、はい。ということですね。訂正します。

○議長（角田秀明君） ということで、質疑の答弁を求めます。

12番。

〔12番 熊田 宏君登壇〕

○12番（熊田 宏君） 会議録でいいんですね。

○議長（角田秀明君） はい。

○12番(熊田 宏君) 私も、今、報告書と聞いたので、質問要旨を明確にするために反問しようと思いましたが、ありがとうございます。

ありがとうございます。質問の数字だけを見ると12月2日というふうには受け取られるかもしれませんが、私はできるだけ早く、なぜならば、先ほど繰り返し申し上げましたが、固定資産税払っている方、延びれば延びるほどずっと払い続けます。

それで、要は、説明の中にもありましたが、特別委員会を開催して動かしてほしいと、その1点です。ですから、早ければいいですが、12月2日過ぎるのであれば、なるべく近い時期にその協議の場をぜひ設けていただきたくて、今日は駄目だよ、出しても絶対駄目になるよというふうに周りから言われました。ですけれども、その協議の場を設けていただきたいというその1点で動議を出させていただきましたので、その協議の話は大変ありがたいお話ですので、個人的意見というふうにもおっしゃいましたが、ぜひ全体の意見として、特別委員会を開催してください。お願いします。

○議長(角田秀明君) 最後、質問ありますか。

最後です。

○11番(青山英樹君) 真意としてその協議の場を持っていただきたいという思いだということで、日付等に関しましては、再度決定をし直す余地もあるのかなという印象を受けました。ありがとうございました。終わります。

[12番 熊田 宏君登壇]

○12番(熊田 宏君) 参考までに、46条第2項で、委員会で期限は延期できますので、よろしくをお願いします。

○議長(角田秀明君) そのほか質疑はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(角田秀明君) それでは、質疑なしと認めます。

熊田議員、ありがとうございました。

○12番(熊田 宏君) ありがとうございました。途中ちょっとお父さんのことを思い出して情けない声になりましたが、ご容赦ください。

○議長(角田秀明君) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

矢吹町議会運営に関する基準97に基づき、討論は省略させていただきます。

これより道の駅事業及び新町西道路整備等調査特別委員会の調査に期限をつける動議を採決いたします。

この採決は起立により行います。

この動議のとおり期限をつけることに賛成する諸君の起立を求めます。

[起立少数]

○議長(角田秀明君) ありがとうございました。

起立少数であり、よって、道の駅事業及び新町西道路整備等調査特別委員会で調査中の道の駅事業及び新町西道路整備等の調査に関する決議の件について令和4年12月2日までに調査を終了するよう期限をつけることの動議は否決されました。

◎閉会の宣告

○議長（角田秀明君） 以上で本定例会の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

なお、引き続き11時15分から議員控室において全員協議会を開催いたしますので、ご協力を願いたいと思います。

これにて第434回矢吹町議会定例会を閉会といたします。

ご協力、誠にありがとうございました。

(午前10時58分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 4 年 12 月 12 日

議 長 角田 秀明

署 名 議 員 三村 正一

署 名 議 員 安井 敬博